

## 平成21年知立市議会 9月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成21年9月24日（木） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

永井 真人	池田 滋彦	神谷ひさ子	川合 正彦
高笠原晴美	風間 勝治	中島 牧子	田中 信好

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	毛受 秀之	福祉課長	辻 和見
子ども課長	島津 博史	保険健康部長	伊豫田 豊
長寿介護課長	林 隆夫	国保医療課長	水野 慶春
健康増進課長	清水 辰夫	市民部長	蟹江 芳和
市民課長	野村 清貴	経済課長	水嶋 広
環境課長	平野 康夫		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂田 広	議事係長	池田 立志
担当係長	水藤 真人		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審査結果
議案第41号	知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第42号	知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例	〃
議案第43号	平成21年度知立市一般会計補正予算（第4号）	〃
議案第44号	平成21年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第46号	平成21年度知立市老人保健特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第47号	平成21年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第48号	平成21年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
認定第1号	平成20年度知立市一般会計歳入歳出決算認定について	原案認定
認定第2号	平成20年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第5号	平成20年度知立市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第7号	平成20年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
認定第8号	平成20年度知立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃

午前10時00分開会

○永井委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は12件、すなわち議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、認定第1号、認定第2号、認定第5号、認定第7号、認定第8号です。これらの案件を逐次議題とします。

議案第41号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

確認をさせていただきます。今回は、保育料の徴収条例、これは当市は先駆けて保育料条例をつくっていただいたわけですね。それでその中で、別表とかこういうところで変化があった場合に、何かあった場合に、いつも条例改正をしなければならぬという煩雑さというものもプラスになってしまったという当局の思いもあるのかなと思いますけれども、そういったものをすべて条例で今後も明確にしていくと、こういう決意と見てよろしいですか。

○子ども課長

ただいまの中島委員の御質問ですが備考の部分も含めて保育料条例の方を引き続き条例の方で改正をしていくのかという御質問だと思われま

す。その件については、現段階では引き続き同じように保育料条例の方で改正していきたいと思いますが、ただ、今お話いただいたように、なかなか面倒なこと、これ、面倒なことというのはいいわけにしかならないと思うんですけども、場合によっては、ひょっとするとお願いしたいなときもあるかもしれないですけど、現時点では今のまま進めていきたいなと思っております。

以上です。

○中島委員

国の方の税制がしばしば変わってくると。これ

を控除から外すとか、これはまたもとに戻すとかいろいろあると。そういうこと中で、煩雑さはあろうかなとは思いますが、保育料条例というものをつくったという市の姿勢からいたしますと、それはやはり踏襲していった方がよいのかなと、こういうふうには私はお願いをしておきたいというふうに思います。

ただ、過去に定額減税があったりいろいろしたときに、何もしないままでいって、他市はその税金に合わせて保育料も下げる。そしてまた戻ったときに保育料を上げるというふうに臨機応変にやられたんですけども、うちの場合は、過去ね、条例になる前ですけどね、何もしないまま恩典が保育料に反映しないというそんなようなところもあったわけですが、基本的に非常にわかりやすいのは定率減税、2割減税があったですね、一時ね。あれだけあった場合ですと、これは反映されないと困っちゃうわけですけども、そういう事態になったとき、細かいわかるんですけども、大きく減税措置が一定期間とられると、こういった場合は対象になるのかならないのか。保育料に反映されるのかされないのか、その点、端的にお答えいただきたいんですけど。この条例、こういう考え方でいくとですね。

○子ども課長

中島委員の質問と言われるのは、例えば備考を条例から横に移した場合に、こういった改正があった場合に影響が出るのかどうかとではないですか。

減税が出たりしたときに、当然影響が出ることは往々にしてあり得ると思うんですけども、ちょっと今御質問のあった定額減税のときの話、今私も少し承知していないんですけども、ただ、私の思いとしては、影響が出るようなことがあるなしかかわらず、やはりすぐに条例に反映させるべきだというふうには思っておりますので、場合によっては影響が出るのかなということを考えております。

以上です。

○中島委員

ここに詳しく書いてないですけど、特別措置みたいなことが行われた場合は、それは無視して、今までどおりの条例でいくというランクづけをですね、というのが今回の趣旨じゃないですか。減税措置が細かくとられた場合、今回は住宅減税の話もありましたしね、そういうものが減税になるんだけど、所得税としては。それは保育料には減税措置と連動させないという、こういうことでしょう。それでいいかなどうかなという議論というのは全く明らかになってないんですけどね。

だから、住宅減税という場合は、どのぐらいの方が対象になられたのか、保育園でそれはわかりませんが、そういう影響などはいつも税務課との関係できちっと把握していくことができるかどうかね。例えば住宅減税があった場合、その人の所得税額がきますよね。その人を見て、この人は住宅減税のために所得税が安くなった人かどうかというのがどうやって把握ができるのかなと思うわけですね。そういったちょっと細かいところですけども、そういった疑問が私にはあるんですね。どうやってその所得税の額をその辺の減税措置との関係で正確に把握するのかというその点をちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○子ども課長

例えば今、御紹介のありました住宅減税等の把握ですけども、今の段階で申しわけありません、どうやったらできるかということは、私自身承知しておりません。

ただ、委員の言われるように、すぐさま反映させるという面では、落ちのないように事務は進めるべきだとは思っております。

以上です。

○福祉子ども部長

今の税の把握の問題ですけども、その把握に関しては、電算上でその住宅所得控除を受けた方というようなリストというのは出ますので、把握については確実にできます。

○中島委員

そうすると、保育料の算定のときに、そのリス

トを全部もらっておいてチェックしていくと。私の認識では、住宅減税があっても保育料には減税措置を影響させないという趣旨だと思ってるんですけど、ちがいますか。

○福祉子ども部長

保育料には適用除外ということですので、その住宅取得控除を受けられても、それは控除前ということで保育料の算定はしております。

○中島委員

だから住宅控除があつてこの方は幾ら幾らになったんだなということ住宅控除をかけない前の再算定をして保育料の算定をしますと。ちょっと二度手間ですけどね。これはシステム化か何かするんですか。それとも手作業でこれやるんですか。いろんな場合が出てくると思いますが。

○子ども課長

手作業でやるということになります。

○中島委員

住宅減税の場合、今回はこれをやっても影響はないという本会議での答弁がありましたよね。所得ランクが変更するまでの人はいなかったということですよ、たまたま。だけど対象になる人は何人かみえたと。ちょっとその辺の実態を教えてくださいいただけますか。

○子ども課長

私は承知しておりません。

ただ、対象になる方がランクが変わるという方はないというふうでしか承知しておりません。申しわけございません。

○中島委員

それは手作業でやって、結局保育料が変わってくる人がいなかったと。手作業やったんですよね、実際には。今回反映させないという条例にするわけですからね。この間にもう既に対象者があれば保育料が安くなるという措置がとられるわけですけども、たまたま保育料が安くなった人はいなかったという現状を報告された。手作業でそれをやられたということですね。

○子ども課長

改正に当たって係の方に私の方から影響の出る

ものはないのかという確認をさせました。返事としてありませんという返事をいただいたということで、そのチェックの内容まで私の方は承知してませんので。申しわけございません。

○中島委員

ということは、7月に新しい確定申告を受けた税金課税額に基づいた保育料を算定しますよね。新しい保育料の算定、今年度のね。そのときにそういうことをやったということはなかったということですか。条例をつくるに当たって調べたらなかったということであって、実際に保育料を算定する段階ではそういうことは考えないでやったということですね。

○子ども課長

たしか数値が7月の末かだったと思うんですけど来て、それからですので、それから現状で把握ということで対象者をとにかく探せということで係に指示をした結果でございます。

○中島委員

7月の段階ではそういう通知が来てないのでそういうことは調査しなかったということですね、今回の減税措置についてはね。

だけど今後はすべてそういうものを照合しながら保育料の算定をしていくという大変その点では面倒になると、こういうことですね。

○子ども課長

システム上は改正があるたびに、その改正に合わせる形で先に直してしまうと。ただ、今言ったように、免税というのか、今回該当するような人を探すのは、その上で手作業でチェックをかけてやっていくというような作業になります。

以上です。

○中島委員

だから、ここの今回改正をしたという部分については、システムには全く影響はないんですか。

○子ども課長

システムには影響が出ます。やっぱり外すということがありますので、今まで入っていたものを外すということがありますので、その部分というのは工事の部分をどうするかという部分では直す

部分があるんですけども、たまたま該当がある方がないということであれなんですけども、結果的に該当がある人を探すには手作業で探さなければいけないということになると思います。

○中島委員

税制はまたすぐあるかどうかわかりませんが、システム化しないとそれは大変だということで、今後はシステム化する方向なんですか。

○子ども課長

今のシステムに入っているものに対して国からの改正があった場合に、今のシステムを改正することになりますので、改正になった結果、それからいわゆる外れる場合ですね、控除をどうするかというものの場合は、結果的に手作業でやるしかないかなと。システム化することは可能だと思うんですけども、それだけのためにやれないことはないと思うんですけど、莫大な費用というのはちょっとえらいのかなというふうに思います。以上です。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第41号について、挙手により採決します。議案第41号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第41号 知立市保育所保育料等徴収条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第42号 知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

今回の国保の前年度の繰り越しというようなことが出てきた関係で、単年度の収支というものが形式収支は3,872万円というようなことで繰越金が入ってきてるんですが、大変制度も変わったためにあれですけども、今年度の財政運営の見通しだけここでちょっと聞いておきたいなと思うんですが、基金のことなどは本会議の中でありましたけども、どうですか。今年度の見通しについて、制度がいろいろ変わったために国保の状況も今、随分変わっております。後期高齢医療制度の制度ができたり、退職者医療の制度もこれに伴って変更されたり、そういった大きな制度の変更で様相が変わった。決算の中で詳しくいろいろお聞きしたいけども、今年度の見通しだけお聞かせをいただいておきたいなと思います。

○国保医療課長

知立市の国民健康保険の会計の方でございますけど、先ほど委員が言われましたように、繰越金が出ております。この件につきましては、委員言われますように、制度の改正がございまして、そのうちに占める割合、その制度改正に伴って大きく収入がありました。これは前期高齢者のかかる費用でございまして、約10億円ほど入ってきております。これが非常に今回国保の決算の関係で大きくウェートを占めている状況でございます。

今後でございますが、そういった制度を十分に見計らいながらやっていかなければいけないわけでございますけど、今、インフルエンザ等の病気の方もはやっているという報道が出ております。こうした医療費の出ぐあいが今後どのように変わっていくか。現段階8月までの分で医療費の方を見ますと、約8%増というふうに見ております。ただ、そこの中では医療費の方まだインフルエンザの影響で費用が伸びておるといふ現状ではございません。それでインフルエンザも大変今後気になるところでございます。

それと、各種の医療、負担金等そういった分につきましても、今と同様な負担金が出ていくとい

うふうに感じております。ですから、今回決算の方等で出ますけど、そういった基金の方に積み立てておりますけど、その基金の方は医療費の方に多分充当されるのではないかと、そのような今、私の思いはあります。

以上でございます。

○中島委員

今後の医療費の伸びというのはいつも冬場に向けてふえるかどうかが大変ということと、今回は新型のインフルエンザということの心配もあってとういうそういう話でありますけれども、3億8,720万円という基金繰越金ということではありますが、今後はそういうことを注視しなければならぬと、そういう方向ですね。

具体的に介護従事者処遇改善臨時特例交付金、これは一体何なのでしょうかね。

○国保医療課長

こちらにつきましては、介護保険の関係で、そこに従事する方の処遇改善、そういったものを処遇改善に充てるために国の方からお金を補助金としていただくものであり、国保の立場として介護に係る市民の方からいただく費用がございまして、それをあげないよという意味合いでございます。

○中島委員

介護納付金にかかわってくるので、いろいろ介護のお金が拠出金、それが多いと保険料の介護分も伸びてくるということで、これを抑えるためにということで国の方が100%ですね、375万5,000円と、これを投入するというので、保険料が上がらないよという介護保険のいろんな改正がされたときにそれが影響しないよと、そういうことですね。わかりました。

それから、次に聞かせていただいたのは、56ページの一般被保険者療養給付費です。ここで今10億円入ってきたという前期高齢者交付金ですね。財源更生が行われたと。この仕組みについて、今ちょっと触れられたのかな、入りましたがと。それじゃないですね。前期高齢者交付金、これがここは減って一般財源にするという、こうい

う財源更生が行われたのはなぜですかということです。

#### ○保険健康部長

平成21年度の当初予算で前期高齢者の交付金につきまして、平成20年度の実績をもとに試算をしまして、それを平成21年度の当初予算の財源として計上したわけですが、平成20年度の実績は国が示しますいろんなシートの中で計算をしたわけですが、ちょっと先ほどの質問と重複するかもしれないけれども、前期高齢者交付金というのは平成20年度で国保と言いますか、医療制度が大きく変わりました、その中で、国保の財源を補てんするための措置ということでできたわけですが、何分初めての制度ということで、国が簡単に申しますと計算をちょっと間違えまして、市町村に多く交付しすぎてしまったという実態がありまして、知立市もその部類に入るわけですが、たくさん交付されたというその計算で平成20年度の実績で平成21年度を計算しましたので、平成21年度の財源が多く見すぎてしまった。実際に基金から示された額がそれよりも1億9,000万円ほど少なかったということでしたので、今回これがほかのところの財源に回ってる分がありますので、この財源を前期高齢者の交付金では充当できませんので、繰越金を財源に充当するという財源構成を今回行ったわけでございます。

前期高齢者交付金というのは2年後の精算がまいりますので、先ほど基金がたくさん積み上がったと。繰越金がたくさん出たということですが、これ実際には平成20年度の交付金の実額と言いますか、決算は来年度の平成22年度の概算交付金と精算交付金との再計算といいますかね、それで出てまいりますので、今、若干基金が積み上がったような形になるわけですが、これが平成22年度のときにどういうふうになるかというのは、ちょっとあまり平成21年度の交付金も10億円そこそこでありまして、平成20年度よりも6,000万円ほど減っておりますので、それを考えますと、平成22年度につきましては、この基金がかなりつぎ込まれるのかなというようなことですので、何しろ

国が初めて行った制度の中で、ちょっと過大に交付しすぎたということもありまして、そのもとに平成21年度の計算もしたということで、平成21年度の歳入予算も少し課題だったということで、結果的に財源が不足したということですので、その分を基金からの繰越金の充当をしたということでございます。

#### ○中島委員

医療も介護も制度がみんな各特別会計でみんなばらばらになって、制度もばらばらになってますからね、それを連携するようなパイプで交付金、交付金、納付金と色々な形でお金が入り出るので、実態がなかなか瞬時に同じ時点で見れないということが今ちょっとわかったんですけども、先ほどの介護従事者処遇改善の臨時交付金、これは介護納付金がふえるだろうということを前提なんですけど、そういうこと言うならば、先ほど退職者医療の方ちょっと過大に見積もっちゃったということで、退職者医療と言わないね、前期高齢者の交付金を過大に見すぎたのでということであれなんですけど、介護納付金の方についていうと、これだけちょっとプラスになるんですけども、伸びとの関係でいうとどうなんですか、これは、見通しは。介護納付金がだんだん伸びていくと。ちょっと補てんするために上げましょうということしてくれたんですけども、これはどのぐらいの関係にあるのか、一点お聞かせいただいております。

#### ○保険健康部長

医療保険者の介護納付金ですけども、介護保険の保険者と同様に人件費が3%上がったという関係で納付金がふえてくと。その影響で保険料税の負担もふえるということで今回医療保険者にこういった資金が回されてきたということですが、介護納付金自体は3年の見直しの中で従来の負担割合が1%減っておりますので、医療保険者としてはその分負担が減るわけですが、ただ、これは国全体の中の介護納付金の計算の中で医療保険者が資金を出し合ってプールするというものなので、今後見通しはちょっと国とか基金と

かからとか、そういったところからヒントになるような数値というのは一切示されてきませんので、全く手探りの中でもうすぐ来年度予算の編成もあるわけですけども、若干ふえていくのかなというようなそんなことを考えております。

○中島委員

3%介護報酬が上がったということで、介護納付金に影響があるんだろうということですが、その根拠はわからないと。介護納付金は2億8,000万円余を組んでいるわけですけども、3%いろいろ上がったとしたら375万円じゃ全然間尺に合わない補助金ということですよ。もっとたくさんくれないと3%報酬アップした段階では2億8,000万円の3%はもっとたくさんもらわないといけないと、こういうことですけども、ほんの気持ちだけだよというこのものを国がくれたと、こういうことですね。

しかし、介護の関係の制度によって国保が安易に値上げされないようにという趣旨をしっかりと今後も押さえていって、そのことだけ私はしっかりお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号について、挙手により採決します。

議案第42号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第42号 知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第43号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号について、挙手により採決します。

議案第43号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第43号 平成21年度知立市一般会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第44号 平成21年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号について、挙手により採決します。

議案第44号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第44号 平成21年度知立市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第46号 平成21年度知立市老人保健特別会

計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号について、挙手により採決します。

議案第46号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第46号 平成21年度知立市老人保健特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第47号 平成21年度知立市介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

47号の介護保険の補正であります。これは基金が積まれるということで、1億5,082万9,000円ですかね、それで本会議のときに現在の基金残高ということで2億3,147万1,370円だと、こういうことをお聞きいたしました。

それで、年度末までの見通しと言いますか、基金に対する保管状況ですね、そのところをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○長寿介護課長

この介護保険の準備基金の残高ですが、第4期の介護保険事業計画におきましては、1億1,400万円を取り崩すという計画を立てております。

それで、今年度どれだけを充当するかと言いますのは、3カ年で1億1,400万円を取り崩す予定でおりますので、介護給付費の伸び等を考えまして、今年度3月末ごろに基金を取り崩す額を決めさせていただいて充当させていただきましますので、

今どれだけ基金残高になるかというお尋ねがありましてははっきりした答えが言うことができませんので、お許しを願いたいと思います。

○高笠原委員

3月末が来ると取り崩すということで、その取り崩し額というのが予想がつかないということですか。まるきりですか。そのところを聞かせてください。

○長寿介護課長

先般から皆さん御存じのとおり、介護給付費の改定が3%ございました。3%の影響につきましては、当市におきましては約総トータルで1%ぐらいの増加になっております。施設サービス費につきましては、3%近く上がっております。居宅介護サービスにつきましては、3%上がっておりませんので、これは加算される配分が違いますので、そういうような結果になっておると思いますが、単純に考えまして、介護給付費が1,000万円増加しますと保険料に反映される分が280円程度になると思いますので、その差額分、今の皆様からいただいている標準基準額に合わせるような形でそのときに計算をしますので、平成21年度の場合につきましては、平成20年度が1,500万円を取り崩しましたので、1,500万円では到底追いつかないのかなとは思っています。

○高笠原委員

介護従事者の3%上がっても、結局給付費の方が影響をしてくると、こういうことですが、基金の保有としては、どのぐらいが適正だというふうにお考えですか。以前1億円というようなことを聞いたような気はするんですが、もう一度お聞きさせていただきたいと思います。

○長寿介護課長

今の御質問ですが、この基金と言いますのは、その期中、例えば今、第4期に入っておりますので、平成21、22、23年、その間にこの基金というのがすべて私の考えとしましては、介護給付費に充当するものであると思っております。

ですから、期中に入ったときに次の期ですね、基金残高がゼロでも仕方がないと思っております。



それは保険料を抑えるために基金をすべて保険料の上昇を抑えるために基金はすべて取り崩す方向で次の期中の計画を立てていくのが本来ではないかと思っております。

しかしながら、基金残高がゼロになった場合、赤字になる可能性がございますので、そのときはまた借入れをするということが生じますので、果たしてどのぐらいが適当かと言われると、前部長は1億円程度が妥当ということを皆さんの前でお話しておると思いますが、私はなくてもいいのかなと思っております。

○高笠原委員

まさにそのとおりだと思いますよね。だけど、やはりこの介護保険料を少しでも上げないで住民負担を少なくしていくという点で、この基金の使い方というのは大変重要だと思いますよね。

今ゼロでもいいんだと、そういうお話もあったし、考え方としては間違っていないとは思いますが、今回こういう基金の積み立てでこの次の保険料とかそういうものにいろいろと充てていくということで、どのぐらいを残していけばというお聞きしたのは、今までの保険料の値上げがずっとありましたね。250円、300円というふうで前にありましたけれども、この基金残高から見ると、年度末に出ていくのはわからないけれども、今お聞きした1億円ぐらいを残しておけばというそういう考え方からいけば、値上げをしなくてもよかったのではないかなと、こんなような気がするんですよ。現在の基金残高で2億3,000万円ですが、年度末でどうなるかわからないけれども、1億円残したとしても今まで300円上げ、250円上げと、こういうふうにしてきましたけれども、値上げをせずにこれたのではないかなと、こんなふう思うんですが、その点のお考えはどうでしょうか。

○長寿介護課長

おっしゃられるとおり、値上げする必要がなかったと言われればならないような数式にはなります。

しかし、この世情を皆さん御存じだと思いますが、今の政権は介護給付費の改定を7%見込んで

おりまして、この7%が実際に行われた場合、私どもの市町におきましては2億3,000万円ぐらいの基金がございます。これで対応ができると思います。これが例えばゼロとなりましたら到底対応できません。それで4期中の介護保険料というのはもう決まっておりますので、介護保険料を上げることはできませんということで御理解を願いたいと思います。

○高笠原委員

今度の民主党の政権では今もおっしゃられた7%、こういうことですね。こういうことでありますけれども、それで今回の介護保険の認定の見直しと、こういうものが出てまいりました。10月1日からではありますけれども、これは4月、今まで第3期のときに認定が大変厳しくて軽度にされてきたというそういう経過からして、ことしの4月から新しい新基準によつての要介護認定というものが行われたわけですが、それでもなおかつ苦情も多いと、こういうことで軽度認定をされた人がたくさんいるということで、またこの10月1日からの改正と、こういうことですが、これに対してはどのようにお考えになっていらっしゃるのか少しお聞かせいただきたいと思います。

○長寿介護課長

これは国の方がこの認定基準を定めたものでございますので、それに沿ってどこの市町も行っております。

それで、軽度化になってしまうのではなかろうかという3月議会のときでもございました。実際に行ってみましたら、知立市の場合におきましては、軽度化になったという方は5月以降、うちは4月に審査会開きませんでしたので、11件の方が軽度判定になってしまいました。それで、これは経過措置がある方につきましては、もとへ戻すことができます。

それで、この介護保険そのものにつきましては、介護の度数によりまして一部負担金、1割分払う金額すべて違いますよね。要介護1の方と要介護5の方は同じサービスを使っても支払う金額が違いますので、希望を取りますと重く判定されても

今の介護度でいいですよという方みえますよね。負担金ふえちゃいますから、自分で払う。そういう方もみえれば、重くなれば重くしてくださいねという方もみえます。逆に軽くなったら軽くなったままでいいですよといういろんな選択肢ございますので、それをすべて往診の際には希望を取りまして対応させていただいております。

それで、これ結論から言いますと、国がやった施策については多分誤りがあるということで、10月からまた改正ということになると思うんですけど、これ、認定調査委員の健診も実際に行っております。これというのは、認定調査委員の主観が入らないような客観的な形で認定審査を行うということで今のシステムができたと思うんですが、それでは一律にできないという不備があったのかなと私、思っております。

○高笠原委員

軽度になった人が11件あったと。これは認定を受けてる人全部が受けられたんですか。それともどういう人たちが受けられたんですか。

○長寿介護課長

これっていいますのは、更新申請が知立市の場合、71件ございました。5、6、7の3カ月間で。71件ありまして、軽度判定により従来の認定に戻すという方が11件ですから軽度に判定された方が11件ということです。重度になっても軽度になっても従来に戻すという方が4件。判定が一緒という方が56件ございました。

そうしますと、トータルのパイでいけば、従来の認定基準であっても78.87%ですから約8割の方が従来の介護認定であっても変わらないと。変わる方については15%ぐらいの方が軽度になりましたというのが知立市の現状でございます。

○高笠原委員

それで説明していただきましたように、軽度になって私は従前の介護度にしてほしいという人が出ればね、その人はもとに戻れるというこういうことですよ。

それで、知立市はこういうふうにして更新判定の71件について調査をしたわけですがけれども、国

は10月1日から実際に行った結果、軽くなる認定が多いということで今回の10月1日付の改正になったと思うんですけども、国からは各市と言いますか、そういうところに対して何かそういうものを報告しなさいとか、聞き取り調査みたいなそういうものはあったんでしょうか。

○長寿介護課長

これは私どもが愛知県の方に報告しておりますので、愛知県の方が今の認定制度、4月からの認定制度については調査を行っております。この調査結果を各保険者の方が県に出しますので、県がトータルをつけてると思います。

○高笠原委員

県の方に知立市の者が報告をされているということだから知立市の皆さんの御意見は国に反映されているのではないかと、こういうふうにしてらっしゃるわけですよ。ほんとに伝わってるかどうかは別としてね、県が全部まとめていくわけですから、ほんとに伝わってるかどうかかわらないけど、数字上でいくのかもしれませんが。

それで今回ね、調査項目幾つか変更があったわけですが、それはどのぐらいあったわけですか。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午前10時52分休憩

午前11時03分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿介護課長

10月からの修正箇所なんですけど、项目的には身体機能、奇矯動作、生活機能、認知機能、精神行動障害、社会生活への適合という5項目の中に修正箇所というのが何か所かございます。

それで、これっていいますのは、従来の認定方法と10月からのことなんですけど、要介護認定を受けられる方については従来どおりの手続で進めさせていただきます。

それで、認定調査委員の客観的な見た目が4月

から改正になったものより少し認定調査委員の主観が入るのかなというように私は思っております。だから従来は一律に客観的に見てこうですよということではぼっと切っちゃってコンピュータ判断したわけですよ。そうしますと、目線がみんな全部そういうふうになるわけですが、それですと少し判断基準が違いますよということで今回改定するわけですね。その改定するのが先ほど言いました五つの動作の中でこういう部分を見てくださね、こういう部分を見てくださねということが入りますので認定調査委員の主観が少し入るようになると思います。

そういうことによって、従来の4月の改正以前の認定方法までは戻りませんが、そこまで戻るような形に少し是正をされるということだと思います。

○高笠原委員

そういうことだと思うんですが、この調査をしていただく方々の今項目ごとに身体だとか社会参加だとかいろんな項目であれされましたが、調査項目としては74項目あるわけですよ。そのうちの43項目ですよ、10月1日からの変更というのは。今、大まかに身体だとか社会参加だとかこういうふうにいる言われて、大きな点はおっしゃられたけれど、調査委員が来て認定調査するに当たっては74項目を調査しなきゃいけないですよ。それは変わってないですよ。それが、ことしの4月1日からはこういうふうにしなさいというのでやっていったけれども、まだ軽度判定が多かったりいろいろの不服があって、10月1日からまた43項目を変更するんですよ。ほんとに次から次へ半年に1回ぐらいずつこうやって政府の方針が変わってきてるというこういうことには変わりはないですか。

○長寿介護課長

流れを見ますと、今おっしゃられたとおりでありますが、半年ごとということでは今回は6カ月ということではありますが、その以前は6カ月なかったものですから、それだけは御理解を願いたいと思います。

○高笠原委員

短くしてそういうふうにして言いましたけれども、4月にこういうふうにやりなさいよと言って国の方針が出たのに、また今度の10月で43項目、74項目中43というのは半分以上見直しをやるんですよ。これでは認定調査委員の方も大変でしょうし、見直しをやっていただいてよかったですよ。それは実態に合った認定行為がされるということですからね。4月からはね、実態に合った認定行為がされてなかったと、そういう認定方法だったと言わざるを得ないと思うんですよ。今度は10月からの見直しの中では、今までだったら例えばベッドに座ってる時間が1分ぐらいあれば、もうこの人は座れるというふうで丸をつけてた。極端な例ですけど。それから、寝ていたものを起き上がるのに今までだったら何かに触っても、とりあえず起き上がれば、この人は起き上がれるというそういう判定をされていたけれども、さっきじゃないですけど、ベッドのは10分を座っておるとか、一部少し支えがあればずっと起きていれるとか、そういう見直しができきたということもあって、それから生活習慣でもね、今まででしたらあまり毛のない人というのかな、丸ぼうずとかそういう人だったら、いくら洗髪がしてなくても汚れていてもあまり手入れをしなくても、この人は毛は伸びていないよということでオーケーだったけれども、今度はきちんと洗髪や何かをやってタオルできちんとふくこともできるということができかどうかとか、そういう細かい点に実情に合ったようなものをきちんと認定をしていくということですから、重く認定される人も軽く認定される人もいろいろとは出てくると思いますけれども、やはり実態に合った認定行為というものが反映されるようになってきたのではないかと。これからのものも見ていかなきゃいけませんけれども、これでいいということではないですから、今後も見ていかなきゃいけませんけれども、そういう検証をしっかりとやっていただきたいなと、こういうふうに思いますが、例えば不服で今回の先ほどちょっと言われましたけれども、4月

の認定をしていただいて不服が出た人は前のものに戻ったりとかできるわけですが、今度10月から対象になって認定を受けたりする人たちは新しい認定でやられるわけですね。改正をされた認定の中身。それで不服があった場合は、今までどおりの認定等の方法の見直し、そういう書類ですか、それで対応していただくと、こういうことなんでしょうか。対応の仕方。

○長寿介護課長

国からの通達ですが、要介護認定の判定結果が申請者の実情を一致していないと思われる場合ということになると思います。そうしますと、国が言ってるには、要支援1、要支援2、または要介護1から要介護5と判断されたからは、有効期限終了前であっても区分変更申請を行うことができます。また、非該当と判定された方は再申請を行うことができます。このように国の方は私どもの方に通達をいただいております。

○高笠原委員

それで、不服が出たときに認定を再認定と言いますか、それにしてくださる方はどこが行かれるんですか。市の認定員ですか。

○長寿介護課長

認定審査会そのものにつきましては、各保険者が開催しております。ですから、私どもが責任を持っておりますので、判定結果について御異議がある場合につきましては、保険者である知立市の方に申し立てをしていただければと思っております。

○高笠原委員

介護を受ける人にしてみれば必要な介護が受けられている、受けれるかどうかということ。それから収入もあります。だから介護度が重くなっても大変というのも一理あるかとは思いますが、でも必要な介護がしっかりとサービスが受けれると、そういうことが一番大切だと思うんですが、今回の見直しが先ほども言いましたけれども、果たして本当にこれでいいのかというそういうことですので、引き続きの検証が必要ではないかと思うんですが、その検証として、市としてはどの

ようにやっていかれるのか、そういう覚悟と言いますか、見直しに対してどういう対処をしていかれるのか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○長寿介護課長

これは介護保険を利用される要介護認定となられた方しか介護保険は利用することできませんが、その方たちが保険給付を受けるときに不自由が出るような形だと困りますので、なるだけ要介護認定を受けられる方にとって不利益でないような形で進めていきたいと思います。

ですから、どのような方策をとりますかということは、現在も行っておりますとおり、軽度、これからは従来みたいにアンケート取りませんので、窓口対応のときに申請をされるときに判定結果が軽度になった場合につきましては、不服申し立てという表現は悪いかもかもしれませんが、従来の場合いまで戻すという意向調査は取りたいと思います。

○高笠原委員

今後引き続きこの認定についてはしっかりと検証していただきたいなと思いますが、それで、これだけ認定項目がこんなにちょこちょこ変わって、認定していただいたものをコンピュータにかけて判定を出すわけですけれども、その1次判定に対するコンピュータソフトというんですかね、その見直しとかそういうものはしなくてもよろしいですか。

○長寿介護課長

現在私が思ってることなんです、認定方法そのものにつきましては、修正する項目につきましてはございます。ですけど、これというのは調査員の客観的意見が入る部分でございますので、従前の部分につきましては、今度変わる修正箇所というのは従来のもを母体としまして、先ほど御質問者がおっしゃられたとおり、調査員の意見が少し反映されるような形になりますので、今、私どもの方は介護保険のやってるシステムを改修しなくても対応できるのかなと思っております。

○高笠原委員

1次判定のコンピュータは変えなくても使って  
いけるんだと。それから意見をそこのところに  
添えると、こういうことですが、そうすると、そ  
の添えたものを今度判定委員会の中で十分熟知し  
て、そしてその方の介護度を決めていくと。そこ  
の会議の中では医療機関の先生方が出てきてくだ  
さってらっしゃるから、そこで十分反映をされる  
と、そういうことですね。今までもそうだったん  
ですよ。それがそういうものがあまり重視され  
なかったと。重視というか、途中から変わってね。  
それで不服も出てきたということですが、認定の  
判定を出すと言いますか、その期間というのは今  
までとあまり影響なく判定結果が出てくるんでし  
ょうか、期間としては。こういう調査項目の変更  
によってね。

○長寿介護課長

おっしゃれましたとおり、介護認定審査会の委  
員にも研修を受けていただいております。この制  
度が10月から変わりますので、認定審査会の委員  
も研修を受けていただいておりますし、先ほど言  
ったとおり、認定調査委員も研修を受けておりま  
す。

○高笠原委員

そういうことで、それであれですか。107ペー  
ジのところは臨時職員賃金が165万6,000円ありま  
すけれども、これもそういうために臨時の方を雇  
われると。そこに関係することでしょうか。もし  
関係することであれば何人分ぐらいなのか、ちょ  
っとお聞かせください。

○長寿介護課長

人数は何人分ということはお答えすることはで  
きませんが、これは御質問者がおっしゃられたと  
おり、認定調査に要する費用です。認定調査員を  
臨時職員として雇用しておりますので、それに要  
する費用でございます。

○高笠原委員

今までよりも仕事がふえるだろうということだ  
りですか。

○長寿介護課長

要するに、認定調査員といえますのは、1日に

できる件数って限られてるんですよ。1人につ  
いて午前中どここのおうちに行きますよ。お昼  
からどここのおうちに行きますよということで  
自分ですべて記録書かないといけないものですから、  
認定申請の件数が増加すれば、増加するにつれた  
分だけ臨時職員の方の負担ふえますので、それで  
現時点の執行額と比較をしますと、やはりこのぐ  
らいの金額がないと平成21年度はやっていけない  
のではなからうかということで今回お願いしたも  
のでございます。

○高笠原委員

認定調査員には大変御苦労かけるわけですが、  
しっかりと認定をしていただいて調べていただい  
て、それで特記事項もきちんと書いていただける  
ように研修会をやられてる。それから、審査会  
の方でも研修会というふうでありましたので、ぜひ  
いい方法でやっていただきたいなと思います。

後につきましては、また認定もありますので、  
そちらの方で聞かせていただきますので。ありが  
とうございました。

○中島委員

今、高笠原委員から認定の見直しについて詳しく  
質疑されたわけですが、その関係で一つ聞きたい  
んですが、10月からこの新しい項目ということ  
でやられるわけですが、今受けていらっしゃる方  
全員が見直しを行うことになるのか、次に時期が  
来たときに新しくやるのか、それとも希望があれば  
全員新しいこの項目で見直しができるのか、その  
点はどうなんでしょうかね。

○長寿介護課長

現在の認定を受けてみえる方は、有効期限ござ  
いますので、有効期限到来のときに更新申請を行  
っていただきます。その更新申請の際に新しい基  
準というんですか、10月から始まる介護認定の審  
査方法を用いて行うということです。

○中島委員

先ほど希望があればという話があったので、希  
望があれば新しい項目でもう一度やってください  
ということは申し出ることができるという、こう  
いうことですね。全員はやらないと。

○長寿介護課長

私の説明が非常に悪くて混乱を招いたかもしれませんが、この認定方法につきましては、従来の認定方法とは1次部分については変わりません。2次部分の調査員の意見が反映されるということなものですから、軽度化になった場合、皆さん御心配してみえますので、そういう方をどうするかという話なんです、それっていうのは、希望を取っても経過措置ございませんので、軽度に判定されたら軽度になってしまいますので、更新申請を行う際に介護認定を受けてみえる方にこちらの方からよく御説明させていただいて更新の手続を行っていただくようにしたいと思っております。

○中島委員

それから、今回の今、臨時調査員がふえるという話ですけども、これは何件に対して何人配置というような基準があるんでしょうか。今どうなってますか。

○長寿介護課長

認定調査におきましては、何ケースありますから何人雇いなさいということはございません。

要するに、調査員の方は御存じのとおり、臨時の方ですから、雇い止めございますよね。ずっと雇うわけできませんので。そうしますと、雇い止めのあったときには新しい方、その間だけ補てんしないと回ってきませんよね。認定の申請の件数が増加するにつれて認定調査員の事務量も増加してきます。それで、現在これだけの補正を組まさせていただきますということは、認定調査の件数が従来より増加傾向にありますのでとしかお答えできませんので、今まで何件ありましたから今後何件になりますから、ですから何人分の何ぼかをここに積算しましたということは、ちょっと私、資料を持っておりませんのでお答えすることができませんので、御容赦願いたいと思います。

○中島委員

たまたま今回ふえるだろうということでふやすという言い方なんです、調査員の今の配置状況と認定を受ける方は一度に全員はもちろん受けないですよ。順番にサイクルでいきますよね。もう

このサイクルも今あまり定式化されていないようなことも聞きましたけども、どういうサイクルでやるかということで常時大体このぐらいの認定を受け付けようという計算ぐらいはあるんじゃないですか。それも全くないんですか。

そして、何ケースに対して臨時職員、臨時職員とは言いませんが、たまたま臨時というだけでありましてね、その調査員が何人いるんだろうかと。1日に何件も回れませんかからねっておっしゃったでしょう、あなたね。だから何件ぐらいに対して何人ぐらい調査員が必要なんだということを全体の把握の中でルールを持ってないのかなということをお私は何ってるんです。

○長寿介護課長

更新申請だけのことを考えれば更新する月わかってますので、この方につきましては、いずれ更新時期が来ます。そうすると、その対応ができますよね、件数わかっておりますので。新規申請分につきましては、それは数はそれだけふえるわけですから、それに対応していかなければいけません。

それで、御質問者がおっしゃられたとおり、調査員1名に対して1カ月に何件が限度だというその数料の目安ということなんです、私が思ってますのは、お一人さん1日に3件も多分できないと思います。午前中1件、午後1件、お一人さんで、お二人ないし多くて3名までが限度かなと思っております。

○中島委員

なかなかはっきりしない。

今、調査員が何人いてやってるんですか。臨時でどうなったんですかということをお聞いているんです。

○長寿介護課長

嘱託員の方は2名ございます。これ常勤です。あと、臨時の方が7名いると思います。合計9名の方で回しておりますというのが現状であります。

ですから、この方たちの分というのは、要するに、時間数でいけば約1,300時間になります。

○中島委員

1,300時間というんですが、これは何人という  
ことが言えないわけですか。何人の人をこれを当  
たってもらおうと。もう時間でばらばらにっぱ  
いパートを雇うんですか。そういう雇い方ではち  
よっと心配だと思うから聞いてるんですよ。

○長寿介護課長

今、臨時の調査員の方来ていただいております  
が、毎日みえる方はいないもんですから、ローテ  
ーションを組みまして、この方が何曜日、この方  
が何曜日というような歯抜けになったような形で  
なっておりますので、件数がふえれば常勤に近い  
ような形になってしまえば嘱託員をふやすしかあ  
りません。

ですが、嘱託員は現在2名みえますので、嘱託  
員を採用できればそれに越したことはないかもし  
れませんが、現行であれば臨時職員の方を週に2  
回来ていただいている方を週に3回来ていただ  
くとか4回来ていただくというような形に増加をさ  
せていただいているのかなというような対価の積  
算になっております。

○中島委員

認定のこのあり方というものが、先ほどあなた  
は少し主観を入れた調査になるのかなという言い  
方をされましたね。その言い方が正しいかどうか  
私はわかりません。それは実情にもっと合ったと  
いうことではないかと言いかえていただきたいな  
と思うんですね。例えば、座位保持ね、座ってい  
ることができるという項目がありまして、今まで  
は1分間でよかったと。それを今度は10分程度に  
伸ばそうと。10分程度座っていることができる人  
が座位保持ということを見直そうとかあるわけな  
んですけども、そういったことも聞き取りでやっ  
ていく。それは実情にしっかり見合った調査、主  
観に見合った調査ではないんですよ。ほんとに主  
観だとしたら、こんなに大勢の人たちがみんなば  
らばらな主観で調査したら大変なことになるでし  
ょう。それは私、ちょっと先ほどの答弁ひっかか  
っております、ほんとに要介護者の実情に合っ  
た認定を行うための見直しが目的ですからね、も  
う少し主観的にやろうというものが目的じゃあり

ませんので、その辺はちょっと表現の仕方をもう  
少し訂正していただきたいんですが、要は、非常  
に詳しく実態を把握しようというのが今回の大き  
な目標なんです。その目標どおりいかどうか  
ということは調査員の質にもかかってくるという  
ふうに私は思うんですね。

それで、今もパートの人が7人だと。嘱託は2  
人だけと。A、B、C、D、E、F、Gさんが週  
に1回出勤、2回出勤、2週間に1回だったとか  
そういうばらばらの出勤で組み合わせは行われて  
いるんだとするとね、ちょっと不安だなというふ  
うに思うんですよ。7人も臨時が必要だというこ  
とは、嘱託をもっとふやすべきじゃないんですか  
ということも思うわけです。

今度、百六十何万円で延べ何人の臨時を雇うと  
しているんですか。嘱託なら1人ですよ。2人  
かな、半年だから。よくわかりませんが、あまり  
ばらばらとした体制でやるというのは首尾一貫し  
た認定が阻害されるのではないかというこの私は  
懸念を持っているものですから伺ってるんですね。  
その点はどのように。ちょっと言ってくださいね、  
延べ何人なのか、どういう方針なのか。もうばら  
ばらでいいのか。つぎはぎだらけで。そういう方  
針なのかということはお聞きしてお  
きたいと思うんですね。

○長寿介護課長

現在の臨時職員の認定調査員の方は増加はしま  
せん。今の認定調査員の方で行っていただきます。  
今やっていたらいる方の出勤日数が増加する  
ということです。ですから、延べ1,300時間ぐら  
いの時間が増加をするということです。ですから、  
全然質は変わらないと思うんです。

○中島委員

全然質が変わらないから大丈夫ということだね、  
パートの時間がふえる分がこの予算の金額だとい  
うことですね。時間が延びるだけというふうにお  
っしゃってくださればまだもう少しシンプルに話  
ができたと思うんですけど。

私は、この7人の方たちが何時間ずつぐらい月  
で仕事してみえるのか、何回出られるのか、そ

んなような資料も一度出してください。それで嘱託にしなくてもよいのか、もう少し嘱託をふやして安定した仕事をしてもらった方がいいんじゃないかと、そういう思いがありますので、そういう検討についてどんな御意見いただけるのか伺いたいと思います。

○長寿介護課長

今、私が思ってることなんです、嘱託員の方は2名でこのままいきたいと思っております。それで臨時の職員の認定調査員の方も今の方が引き続き勤めていただける意向があれば、現状を維持してやっていきたいと思っております。

ですから今、働いてみえる方が、例えば月に出勤する回数が6回ぐらいの方がみえますので、6回の方をお話をしまして、もう少しお手伝いをしていただけるような形でもっていくしかないのかなと思っております。

というのは、あくまで認定調査員の方を新たに雇うということになれば、その方たちに研修も受けていただかなければいけないものですから、すぐには戦力にはなりませんので、御理解が願いたいと思います。ですから、何人だと言われても私はお答えするのは、現勢力でやってきたいということで現勢力の方の時間数を伸ばすということで、総トータルで1,300時間を延ばしたい。

○中島委員

私の聞いていることと違うことを一生懸命お答えになっていらっしゃるんですね。月に今6回の方がいるので、その人をふやしたいとおっしゃったんですが、皆さんどのぐらい出勤してみえるんですかということを知りたいんですよ。

あまりぶつぶつ短い時間、もちろん今の人たちをやめて全部精算するというを前提に話しているんじゃないんですけども、もう少し常勤的な仕事としてこれはやれないのかということをお聞きしたいです。わかりませんか。

だから今、臨時の方は月何時間働いてるんですか。何回でもいいですよ。今1人の方は6回とおっしゃった。初めて出てきたんですけども、7人の方が何回出てくるんです、それぞれ。どのぐら

い働いているんですか。

○長寿介護課長

1名の方1日に就労される時間は5時間です。それで、今の平成21年度の執行状況を見ますと、これは月に平均しますと67時間です。だから、5時間の方であれば、おおよそ14日でございます。

○中島委員

わかりにくい説明をされるものですからこんがらがりますけども、Aさんであれ、Bさんであれ、出てきたら1日5時間働いてもらいますということ、まずは言われたのは、1名の方は5時間ですというふうに言われたのということなんですか。もう少しトータルできちんと説明してくださいよ。7人の方がいるんだから。どういう勤務体制してるんですか。

○長寿介護課長

原則的には1日出勤していただきますと5時間です。しかしながら、5時間就労されなくて3時間で早期に帰られる方もみえます。

私どもの考えとしましては、1日出てきていただきましたら5時間就労していただきたいと思っております。原則は5時間でいきたいと思っております。

○中島委員

全然わかりませんよ。じゃあ、月何回出るんですか。5時間働くんですけども1人の方で、1人の方が何時間というのは、月でその人は何回出勤するんですか。出たら5時間だとわかりました。

○長寿介護課長

先ほどお話ししましたとおり、67時間ですから5で割っていただければ、おおよそ14日と私は答えるつもりでおりますが。

○中島委員

1名の方がとおっしゃったので、1名の方がそういうことかなと思いましたが。全員がそうなんです。14日出勤してもらおうと。出勤された方は5時間仕事をしてもらおうと。隔日出勤というぐらいの感じになるということですね。わかりませんが、ローテーションは。

そういうことで、これで計算すると、7人の臨



時がいるけれども、あそこの職場へいくと3人、または4人の臨時が常時いるという、出ているかもわかりませんが、出勤していると、こういうことでいいですね。

○長寿介護課長

そのように解釈していただいてよいと思います。先ほど私が言いました1名の方は14日ということなのですが、通常のパターンでいけば稼働日数は20日前後だと思います、1カ月で。

要するに、就労される日にちというのが、暦の単位の30日単位で考えれば、8日休みがありますので、土日分が、20日前後だと思います。フルタイムで働いていただいています。フルタイムの20日働く方もみえれば、先ほど言ったように、6日しか働かない方もみえます。平均プールしますと14日ということですよ。

○中島委員

少しわかってきたんですが、出方はばらばらということですか。出勤の仕方はばらばら。その人の都合によってそれは行う。契約ではなくて、その人の都合によってばらばらで毎月決定する、出勤を、そういうことですか。それとも契約でこれをやってるんですか。

○長寿介護課長

あくまでこれは認定調査員の方は認定調査を行っていただくわけですから、その日に件数がたくさん入っておれば7人、9人フルに出していただくことになります。件数が入ってないときにつきましては、要するに、御主人の所得もありますし、自分の所得もありますので、目いっぱい働かれる方と、表現が悪いかもしれませんが、少なくともいいですよという方が中にみえますので、相手の方が範囲が大きくなれば大きいだけの人が要りますので、それで調整をとっていただいております。

○中島委員

でもちょっと日雇い派遣的な感じですね、これは。きょうは何人いるから何人来てくださいと。きょうは何人調査があるから全員出勤ですと。きょうはないからみんな休んでもいいよとか、極端

な話になると、そういう日雇い派遣的な雇用の仕方ですよ。

だから私は、相手の都合が扶養家族のどうのこうのというのはいつも出されますけども、それはあるでしょうけども、雇う側として、それだったら断面でやっぱり4人はいないと最高だめだとか1日の断面であると思うんですが、そういう計画でもって調査を行うんだらうと私思いますから、あまりにもこういうランダムな雇い方というのをふやしていただきたくないとは私言いたいですよ。こういう働き方をね、やっぱり契約でもってしっかり雇用するという形の就労の仕方というのが当たり前だというふうになっていかないと、これも今見直そうという働き方と同じですからね、多少わかりますよ。急にたくさんだからたくさんほしいと、人がね。わからないわけではないんですけども、あまりにもそれを行きすぎてしまえばね、きょうは仕事がないからみんなお休みしてくださいというのと同じになるわけですから、こういう行きすぎたところについては、これからはちょっと検証していただきたいとそういうふうに思いますけどもね、どうですか。部長はどんなふうにお思いですか。

○保険健康部長

今回の調査員の補正でございますけども、調査員の方の仕事の量と言いますかそういったものと、それから、御本人の御意向ですね、お考えもあるやにわかりませんので、その中で調査員の熟度と言いますか、錬度と言いますか、そういったものを高めるためにはどういった雇用のいいのかということをよく研究をさせていただきまして、実態に合ったようなことを研究させていただきたいと思っております。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号について、挙手により採決します。

議案第47号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第47号 平成21年度知立市介護保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第48号 平成21年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号について、挙手により採決します。

議案第48号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、議案第48号 平成21年度知立市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時50分休憩

午後1時00分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号 平成20年度知立市一般会計歳入歳

出決算認定のついでにこの件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

まず、主要成果の58ページに載っております軽度生活援助事業、それについて少しお尋ねしたいと思います。

これは、要介護認定、介護保険の要支援認定、または要介護認定を受けていない人、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯の方、こういう方が利用できるものと思いますが、間違いないでしょうか。

それから、シルバーセンターに委託というふうになっておりますが、間違いないでしょうか。

○長寿介護課長

おっしゃられるとおりでございます。

○高笠原委員

それで、これを利用していらっしゃる方が決算では40人ということで延べ時間が書いてあります。1人年間73時間ぐらいですか、御利用なさっていらっしゃるものですね。それで生活必需品の買い物だとか、調理だとか、衣類等の洗濯、補修、お掃除だとか整理整頓だとかこういうようなことをやっていただいて、なおかつ例えば市役所だとか、庁内だとかいろんなところへの連絡などもやっていただいて、1回につき2時間以内、そして1週間に2回まで利用できるということで、1時間当たりお幾らでしょうか。

○長寿介護課長

利用者の負担金は100円でございます。

○高笠原委員

私ね、介護保険も利用される方たくさんいらっしゃるし、認定を受けて認定度により、また自分のお財布とのかげんもあって、サービスを受けられる方もたくさんありますけれども、これは介護保険の要支援認定、または要介護認定を受けていない方、今みんな高齢化社会になってお元気な方もいっぱいいらっしゃいます。だけど、少しこういうところが不自由だけれども介護保険を使うまでに至っていないというこういう人たちにとっては、とてもありがたい制度だと思うんですね。

それで、ぜひこれはPRをしていただきたいなというふうに思うんですけども、現在の方たちにももっと利用もしていただきたいし、PRもしていただきたいと、こういうふうに思うんですね。

それで私、一般質問のときに高齢者の福祉ということで高齢者の御家庭で昭和56年の6月以前に建てられた住宅に住んでいらっしゃる方で耐震診断がまだ行っていない人、診断を受けたけれど危険だよと言われても改修ができない、経費の点ではね、そういう人に対して、もう少し改修費を高齢者の人たちには増額してもらえないかというこういう質問もさせていただいたんですね。

それで、家具の転倒防止と言いますか、それになりますと、介護保険の要介護4から5の方が受けられるんですね。転倒防止のはりなども転倒防止のための杭を打ったり、たんすや何かが倒れないようにすることも大切だけど、まず住宅を何とかというそういう質問をさせていただいたんですけども、私さっきも言いましたように、この認定を受けなくてもできるけれども、少し高齢になって大変という人たちにとってはこの制度がとてもいい制度だと思いますので、耐震診断で住宅を改修することも一番大切なんだけれども、少しでも元気にしてほしい、それから安全にしてほしい、家の中でちょっとしたことでつまづいたりしてけがをして寝込むようなことがないようにというためにも、私、家の中の手すりぐらいは高齢者福祉という面をつけていただけないのかなと、こんなふうに思うんですけど、いかがでしょうかね。在宅で安心した生活を送るためにと、こういうことでお願いできませんか。

○長寿介護課長

今の御提言ですけど、現在そのような制度やっ  
ていませんで、居宅の中に手すり等を在宅福祉  
制度でつけることができないかというお尋ねだ  
と思うんですが、この場で即答することができ  
せんので、少し考える時間をいただけたらあり  
がたいなと思います。

○高笠原委員

そうですね。急に言われて課長がつけますと

は言えないわけだから考える時間がほしいとは思  
うんですけども、家の中の地震や災害から命を守る、  
そして、なおまた高齢者が生き生きと健康でいら  
れるためには手すりがあったらいろんな面で援助  
できると思うんですね。

それで、すぐ簡単に答えが出てこないと思いま  
すけれども、課長がそういうふうに考える時間が  
ほしいとおっしゃってることは必要だなと。だか  
ら考えようと、こういうふうに思ってもらえら  
すと私は理解しますので、部長、副市长、市長、ど  
うでしょうか。高齢化社会これからほんとに高齢  
者ふえてきます。介護保険もありますし、いろん  
な保険はあるけれども、やっぱり医療費を抑える  
ためにもけががないように元気でほしいと思  
うんですね。それで、ぜひ今ね、課長そういう考  
える時間とおっしゃったけれど、前向きに考えて  
いただければと思うんですが、いかがでしょう。

○保険健康部長

御提案でございますので、一度実情を踏まえて  
研究をさせていただきます。

○高笠原委員

ぜひ研究してください。そして、実施に向けて  
お願いをしたなと思います。全員に無理やりつけ  
ろということではありません。やっぱり向き不向  
きもありますから全員に無理やりつけよとはい  
いませんけれども、手すりをつけて、そしてけが  
ないように、ぜひしていただきたいなと思いま  
す。

それで今、使っていらっしゃる人たちから何か  
感想などをいただいておりますでしょうか。

○長寿介護課長

今おっしゃられましたのは、家具転倒防止の方  
でしょうか。軽度生活援助事業のことですか。

御利用になってみえる方は、非常に喜んでい  
ただいていると私どもの方は思っております。

○高笠原委員

皆さんからは非常に喜ばれているという、こう  
いう制度ですよ。それで、さっき1人平均73時  
間ぐらいの利用だということですが、月にします  
と多い人、少ない人いると思いますが、6時間ぐ  
らいの利用なんですね。それで、1回が2時間、

週に2日ということですから週に4時間。それを全部使ったとしても1カ月1,600円ですよ。とても安いと思うんですよ。そして、やってくださるのもシルバーと、こういうことですので、いろんな話もお互いに行けると思うんですよ。やっていただくシルバーと、また受ける方もいろんなことで世間話もしながらやっていけると思われますので、ぜひこれをPRして、もっともっとPRして利用者もふやしていただきたいと思ひますし、またぜひ手すりをつけるように考えていただきたいと思ひます。

それで、64ページと69ページの関係をちょっといただきたいと思うんですが、69ページの方は身体障害者の福祉事業ですね。その中にデイサービス事業っていうのもあります。64ページの方には福祉の方の身体障害者デイサービス、こういうふうになっております。

それで、身体障害者のデイサービスの方は社会福祉協議会の方に委託をしておりますし、福祉の方のデイサービス、ここのところのデイサービス事業については、要介護認定を受けていない方、こういう方々が入浴などにみえたり、また、送迎バスを利用して給食だとか日常動作訓練、健康チェック、こういうものを行う事業ですね。それは間違いないですかね。

○長寿介護課長

主要成果の69ページの方に記載されていることにつきましては、御質問者のおっしゃられるとおりでございます。

○高笠原委員

64ページの方ではどうですか。

○福祉課長

デイサービスでございますけれど、現在社会福祉協議会におきまして、身体障害者のデイサービスを行っております。

それと、デイサービスの中でも老人のデイサービスもやっておりますし、社会福祉協議会に、その中に身体障害者の方も入ってやっております。機能訓練やら、そして日常の創作、あらゆる日常でのサービスを提供するという障害者のデイサー

ビスを行っております。

以上でございます。

○高笠原委員

それで、福祉センターの方では、これは要介護認定を受けてない人が受けて、そして、なおかつ例えばデイサービス事業の中で、いろんなペン習字だとか、パソコンだとか、健康教室だとかそういうものにも参加できるわけですね。福祉体育館の方でやっているのは、介護認定を受けない人たちがこれを全部受けれると。福祉センターでやっているのは、認定を受けない人が全部やると、こういうふうで理解していいんでしょうか。

○長寿介護課長

私は、そのように理解しております。

○高笠原委員

それで今、お答えをいただきました身体障害者福祉事業、そちらの方は社会福祉協議会に委託をしているので、中身がここにいろんなことが出てこない、そういうことでしょうか。委託したいような目に。

わかりますか。例えば福祉センターの方でやっているいろんな講座がありますね。デイサービスの事業、パソコン教室だとか、絵の教室だとか、体操の教室とかある。今こちらの方は認定を受けていない人が利用するだとおっしゃる。社会福祉協議会の方は福祉の里八ツ田ですよ、あそこでやるんですよ。どういうものをやるとかというのは、委託事業だからこの中で出てこないという、決算では出てこないということですか。

○福祉課長

事業内容は社会福祉協議会とおおむね同じです。

ただ、社会福祉協議会は送迎サービスを行っております。そして、どちらかというと福祉体育館の身障のデイサービスは、講座中心型の事業をやっております。障害者の方、身体障害者の方ということで登録して利用していただいているところでございます。

○高笠原委員

福祉体育館の方は、そこも送迎がありますよね。この送迎は利用する方はお金が要るんですか。

○長寿介護課長

利用料金はいただいております。

○高笠原委員

社会福祉協議会の方はどうですか。

○福祉課長

利用料金はいただいております。市の方が委託料として盛り込んでございますので、その分入っておりますので、無料でございます。

○高笠原委員

委託の中に入って、利用者からはいただけないと、こういうことですね。

それで、福祉協議会の方でやっていただいているものについては、それは介護保険とかかわりがあるのでしょうか。介護認定、そういうものが必要なのでしょうか。

○福祉課長

それは全くございません。

○高笠原委員

そうしますと、社会福祉協議会に委託をしているもの、身体障害者デイサービス事業、これと福祉体育館の方で行っていただいているデイサービス事業、こういうものが二つ同じだと、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○福祉課長

身体障害者のデイサービスということで、自立支援法では地域生活支援という事業でございます。同じものでございますけれど、ただ、今のところ、先ほど送迎サービスもありますけれど、社会福祉協議会は給食のサービスも行っております。それから、講座だけじゃなくてあらゆるもの、創作も含めて社協はやっております。ですから、地域生活支援事業、法律の中としては社会福祉協議会が新体系に移行できますけれど、福祉体育館の中では、まだその事業内容が100%までいっていませんので、法律の新体系には移ることが難しいと思います。

しかしながら、両方とも身体障害者デイサービス事業ということで御理解いただきたいと思えます。

○高笠原委員

福祉体育館の方もね、給食サービスがありますよ。利用者負担は400円ですけれども、給食のサービスもあります。今言われましたように、どちらも同じようなものであるということです。

それで、何かけちなことを言うようであれなんですが、福祉体育館の方でいろいろなデイサービス事業の実施状況を報告をしてくださっております。ペン習字教室から始まって手書き友禅教室までたくさんの教室があります。大変評判と言いますか、大勢の方が受講していただいているのがカラオケ教室、22回やって232人が受けていらっしゃるやいますね。そして、ペン習字教室だとか健康体操教室、そしてパソコン1という教室ね、そういうふうであります。

ところが、実施回数は教室によって回数も違いますが、大体月に1回とか月に2回とかそういうふうにやられておりますので、1回についての利用者からいきますと、多いところでは1回に10人ぐらい。それから少ないところでは2人ちょっとというぐらい少ないところもあります。平均ですから一概に言えません。1人のときもあるでしょうし、3人のときもあるでしょうけれども、少ないところで2.4とかね、そういう数字になるかと思えます、割り戻しますと。

それで、社会福祉協議会の方でもこういう講座を今この決算の中では出ておりませんが、いろんな教室をやっておりますよね。それとダブると言いますかね、そういうようなもの、またはとても好評で福祉体育館の方、それから福祉の里八ツ田の方でももうどちらも好評だというのは教室の数ふやすだとかいろいろあると思うんですが、せっかく講師の方が来ていただいてこうやって講座を開いていただいても、講師の方も2人か3人しか来てくださらないと張り合いがないとか、寂しいとか、大勢来ていただいたらうれしいというそういう気持ちはあると思うんですね。それで、こういうものを両方で見直しを一度やってみたらどうかというふうに思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○福祉課長

市内に2カ所あるということで、いろいろその社協は社協なりの事業、また人数的にも違いますし、一緒にやるということが形態が違いますし、直営で今やっております。なるべく共通するようなことは今、委員のおっしゃられましたものはやっていく方向も考えていったらどうかとは思いますが、ただ、形態がちよっと違いますので、一緒ということがなかなか、同じものをというのも難しい面があります。

人数は確かに社協と体育館とはちよっとまた違いますし、社協はまた老人のデイサービスもやっておりますので、そこら辺の講師の調整やいろいろうまくいくと思います。もちろん、この委託料もなるべく講座を開くように出しております。一緒に統一的にやっていくのは、少し難しいなという感じは私はしております。

#### ○高笠原委員

一緒にやっていくことは無理ですか。全部とは言いませんけれども、また地域的な目においても福祉体育館の方がいいとおっしゃる方、福祉の里八ツ田の方が地域的には便利というね、こういうこともあるかもしれませんけれども、講師の先生方全部これは無料ではないわけですから、何かそういう点でお互いに、形態は違うと先ほど言われたけれども、話し合いをしてね、例えば同じ先生が両方行ってらっしゃることだってあると思いますので、こちらはこういう形態で講師に行ってる、こちらはこういう形態で講師に行ってるというね、こういう違いも出てくるでしょうから、一度ちよっとこれは直せれるものならお互いに合体してやれるようなものがあれば、そういうふうな見直しをした方がいいような気がしますので、ぜひ一度考えていただきたいと、こういうふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、成果の71ページですかね、後期高齢者医療費の保険事業で、これ健康診査、そういうもののものだと思いますが、これにつきまして、これは特定健診のものですね。それで、この中身をちよっと聞かせていただきたいと思いますが、

#### ○国保医療課長

後期高齢者医療費の関係でこちらの方についても健診事業を行っております。健診事業につきましては、こちらの書いてありますように、1,236人の方が受けられました。それで、その費用につきまして、健診の事業につきましては国民健康保険と同じ6月から12月まで行いました。これにかかる費用につきまして、後期高齢の方ではこの費用に書いてありますように876万1,095円、こういうことになっております。

それで、受診率の方でございますが、28.98%というぐあいになっております。

以上でございます。

#### ○高笠原委員

1,236名ということですが、これは内訳はどうですか。

#### ○国保医療課長

年齢別でよろしかったでしょうか、内訳というのは。対象としまして、75歳から79歳の方が733名、それから80歳から84歳までの方が360名、85歳から89歳までが112名、90歳から94歳までが27名、95歳以上が4名ということでございます。

#### ○高笠原委員

そうすると、特定健診のこれは後期高齢者の健康診査ということですね。それで、後期高齢者の人は、特定健診というのはあるんですか。

#### ○国保医療課長

特に義務づけられているわけではなくて、やってくださいということなんですけど。

#### ○保険健康部長

後期高齢の方につきましては、これは医療保険者に義務づけられたものではなくて、あくまでも努力義務ということになっておりまして、ただ、その内容につきましては、国保が行う特定健診の項目を広域連合からやってくれるようにということでございますので、愛知県の保険者は、国保の保険者は特定健診の内容で後期高齢の方々に対して健康診査をやっているという状況でございます。

#### ○高笠原委員

後期高齢者の健診は義務ではないわけですよ。

ただどやっぱり健康でいてほしいわけですから、その健診については努力義務でということでありますが、それで、この後期高齢者医療制度、今度民主党はこれを廃止と言っておりますし、私ども日本共産党ももう最初からこの点については廃止と、こういうふうで訴えてきておりました。

それで、今回これの中でも876万1,095円ですかね、その支出があります。そして、ほかで見えていきますと、広域連合に対しても療養給付費の負担金、そういうものも2億2,563万9,000円は出ますし、事務費負担金というのが1,097万7,626円ですか、こういうものも出ていきます。それから、基盤安定繰出金、低取得者の人たちへの保険料軽減分、こういうものが市が公費で4分の1もちますよね。それが約4,000万円。ざっと計算すると3,000万円は切りますかね、2億8,000万円ぐらいのお金がこの後期高齢医療制度のために使うと、こういうことですね。

それで、見直しと言っているわけですが、まだ制度がなくなったという事実はないわけですので、このまま保険料も取られていくし、こういう経費も広域連合に出したりとかするものもずっと継続ですよ。きちんと中止になるまでね。

だから、一日も早い中止の通知が入ればいいですけれども、それが入らない以上はずっとこういうふうに、計算間違ってるかもしれませんが、3億円近いお金がこうやって後期高齢者医療制度のために出ていくわけですからね。一日も早い廃止にもってくために、やっぱり広域連合の方、それから広域連合の方も全国の組織ですか、何かそういうものもつくったと聞いておりますので、そういうところにも早く廃止してほしいと、そういうものも意見書というんですか、それも出して国に働きかけていくというその先頭に知立市も立っていただきたいというふうに思うんですけど、いかがですか。

#### ○保険健康部長

非常に難しい問題ですけども、ただ、現実には75歳以上の方の医療費の支払いというのは、今は後期高齢者医療制度というその中で医療費の支払い

を行って、そのための財源としまして、市が療養給付費の負担金、あるいは保険料の軽減分として基盤安定の拠出金なりをしてるということでございます。

直ちに廃止をとということですけども、これがどういうふうになるかというのは私どもとしましては静視をするしかないのかなというふうに思っておるわけですけども、いずれにしても、高齢者の方々の医療費というのは何らかの形で負担をしていかなきゃいかんということですので、今後どういう制度になるかというまだ具体的な話は何もきておりませんので、マニフェストにそういうふう書いてあるということは事実でございますけれども、どういうふうになるかというのは全く情報がありませんので、ただ現実としましては、どういうふうに制度が変わっていくかということ静視とともに、現在のこの医療費の支払い制度というのを我々は粛々と実施をしていくということでございます。

#### ○高笠原委員

市としてはきちんとした制度廃止がない限りはそういうことになるのだと思うんですけども、やっぱり行政からも声を上げていただきたいと思いますと思うんです。

それで後期高齢者、この75歳以上の人たちの医療費は他の年齢層よりもかかることは当然だとは思いますが、やっぱり年齢で医療を制限したりするという、まずその制度自体がもう間違ってると思いますし、ぜひそのことについてもです、制度ができるときから保険料は2年ごとに上がっていきますし、こういう点においても欠陥だらけの制度だと、こういうふうに言われてきました。

それで、一つそういうふうにして、ぜひ連合の方や国の方に声を上げていただきたいということはお願いをしておきますが、後期高齢の医療制度になって、受けれる医療も制限されたりとかいろいろしてきましたけれど、この後期高齢医療制度につきまして、入院医療が何点だとか、初診料が何点、退院の調整をすると100点だとか、終末相談支援料ですか、終末医療はやりませんというん

ですかね、そういうのをやると200点とか、こういうふうに点数をつけられていきますね。そのことについては何か検証みたいなものってあったんでしょうか。どうですか。

○国保医療課長

今、委員が言われてました件についてはございません。検証というのはないです。

○保険健康部長

一部の項目につきましては、凍結がされておるというふうに認識しております。

○高笠原委員

その凍結されたもの、それから残ってるもの、ちょっとわかりましたら聞かせてください。

それがどういうふうにな、何かこれってペナルティみたいなものがあるんですか。なかったですかね。何かそういうのがあれば、何もなかったらね、こんな点数をつけて、あなたもう死ぬから治療しなくていいですね、はい、200点なんていってね、こんなつけたりしなくてもいいと思うんですけども、そのところわかれば聞かせてください。

○保険健康部長

今、手元に資料がございませんので記憶で申し上げて大変恐縮でございますけども、終末期医療につきましては実施が凍結されているというふうに認識しております。

それから、ペナルティというのはちょっと私ども医療を実際にやる立場ではございませんので、ちょっとそこまでは承知しておりません。

○高笠原委員

もしわかれば、後で結構ですが、聞かせていただけるとありがたいです。

それで、これ後期高齢者ではありますけれども、74歳以下の特定健診は今、保健センターでいろいろやっていただいて、私も一般質問させていただいたんですけども、近づけるために医療通知を出されるときにPRをしてきたいと。わかりやすいように書いてというふうですが、それも大切ではありますけれども、ただそれだけでこの65.1%までになれるのかなというのがとても心配です。

それで、平成20年度の決算でも目標値よりも下がってるわけですからね、1.6でしたか、何か下がっているわけですから、今後やっぱりどうやってやっていくのか、そのところをちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○国保医療課長

国民健康保険の特定健診の関係でございます。委員がおっしゃるように、私どもの初年度の受診率につきましては、若干目標達成を下回っております。また、2004年でしたかね、国の方は65%という達成率を決めております。それに入らない場合は一定のペナルティがあるというふうに言われてもでございます。

そうした中で、さきの質疑の中でありました、健診がすぐは上がらないではないかという御意見もいただいております。そうしたことを踏まえて、私どもも委員が言われましたように、できる限りの御案内というのを今、係の者で検討しながらやっているとございますが、これをどのようにして上げるか具体策もいろいろ挙げております。それを今年度一度実施をしていきたいと思っております。それで、健診の受診率を上げるためにも、委員も言われました集団健診が必要ではないかということも私どもの課の話し合いの中で出てくる次第でございます。こうしたことを踏まえて来年度検討していきたいと思っております。

以上です。

○高笠原委員

ただ、集団健診には医療機関の方の御協力も必要ですよ。それで、そのところの見通しはどうなんですか。何とかかなりそうなんでしょうか。それで集団健診も加えていこうかなということなんでしょうか。

○国保医療課長

集団健診に関しまして、現在調整というか、できるかできないか、そのような問い合わせをする段階でございますので、現在ですぐできるという御回答はできませんので、よろしく願いいたします。

○高笠原委員



少しでもその受診率を上げてペナルティにならないように、ペナルティというのとも疑問なんですけれども、集団健診も中に加えていただいて受診率を上げていくということも必要なことかと思っておりますので、ぜひ努力していただきたいと、こういうふうに思います。

それで、一般質問のときをお願いをしましたけれども、健康推進員、今13地区17名でしたかね、そういうことでしたけれども、最初ちょっとつまづいたような推薦をする段階でつまづいたようなこういう状態になったかなというふうに私は理解してるんですけれども、今後は各御町内の御理解というんですか、そういうものを得て全町内に少なくとも1人ぐらいは健康推進員が何とか選出できるという見通しみたいなものはあるんでしょうか。

#### ○健康増進課長

今、委員がおっしゃったように、平成21年度としましては13地区17名ということで、全地区に健康推進員というのが配置できなかったわけですが、これが平成21、平成22年度委嘱の期間がありまして、実際、平成23年度から次期推進員がなるということで、今その平成23年度からついでいただく方について、平成22年度推薦をいただいて1年間養成をしていくわけですが、そのところで各地区の区長に直接お願いをしていきたいと。まだ推進員が出ていないところについては直接お願いをしてきたいというふうに思っておりますし、今のところ全地区で出ていただくというのは、まだ見込みは立っておりません。

#### ○高笠原委員

全地区の必ずいれればいいというそういう証拠、証拠と言いますかね、それはありませんけれども、お隣の町内の選出されたところから面倒見ていただくということもあるかもしれませんが、自分の御町内から選出された人に託すというのがすごく町内の人の信頼関係ができていくわけですよ。

それで、みんな区長たちは1年、1年でかわっていったら、次にきちんと申し送りができればいい

けれども、細かいところまで申し送りができないまま推薦されないままでも同じような状態にもなってきますし、だから、私がやりたいというこういうところもあるかもしれませんが、そのこのところのとりもちを上手にやっていただけるといい気持ちでお互いができていくのではないかなと思いますね。

私の住んでいるところの町内では、たまたまやってくる方と推薦する方々とは何の感情のわだかまりもなくうまくいきましたので現在こうやって続けられておりますし、メタボ対策として今お料理のことと食事のこと、そういうことについてやっていただいております。月1回、毎月金曜日かな、一応計画を立ててくださっているようですが、食事療法、そういうものでメタボ対策にいうのもあります。それで運動だとかそういう健康のこともありますので、いろんな分野にいろんな知識を持っていらっしゃる方、また資格も持っていらっしゃる方もたくさんいると思うんですよ。ぜひ各町内からも出していただいて、こういう方のお力も借りて受診率を上げていくところにぜひ協力していただくようなこういう体制をもってほしいし、うちの町内で出た話なんですけど、毎月毎月食事ばかりじゃなくて何かほかのこともやれよとね、こういう声もあります。それで運動もこれみんな入ってるわけですが、そういうところの健康推進員に対する勉強会もありますね。それを受けてちゃんとなるわけですが、そういうところできちんと勉強していただいて、この受診率上げるためのお話もしながら、その点で協力をしていただけると、こういうふうになるといいなというふうに思ってるんですが、そこはどうですか。

#### ○健康増進課長

委員のおっしゃるとおり、この健康推進員につきましては、この特定健診、メタボ対策も含めての健康推進員というできたのはその一部考えにありました。私どもも全地域で健康推進員が地域の健康づくり、このメタボ対策にも大いに発揮していただいて、この特定健診の受診率、メタボ対策

がよくなるように努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○高笠原委員

後期高齢者の医療のところからそういうふうに入っていたいたんですが、やっぱり後期高齢者医療は決していい保険制度でないので、一日も早く廃止に向けて努力していただきたいわけですので、よろしくお願いをしたいと思います。

その中の一部としてね、今いろいろと聞かせていただきましたけど、それぞれにぜひよくしていただきたいと思います。

それで、もう一つなんですけど、76ページに予防費があります。それで予防接種をたくさんやっていただいて市民の健康を守るという点におきましても知立市も一生懸命にやっていただいております。赤ちゃんからお年寄りまでと、こういうふうに思うわけですが、今そしてインフルエンザのA型ですか、それに市民だけじゃなくて国民みんなが心配をしているところで、知立市もそれなりの対応をとってきたわけですが、目に見えないわけで、年齢にもあまり制限がないお年寄りの方からほんとに小さい赤ちゃんまでがインフルエンザにかかると。

それで、少しでも私は予防するためと言いますか、予防接種によってこの病気を少しでもかかりにくくするというふうなためにも、前に私も質問をさせていただきました肺炎球菌ワクチン、ちょっと高いワクチンでありますけれども、その公費の助成をしていただいて希望者は受けれるようにする。それから赤ちゃんのヒブワクチン、これも今のこのインフルエンザに、これを打ったからインフルエンザのA型にかかると、こういうことではないです、両方ともね。だけど、例えば肺炎球菌ワクチンであれば、高齢者の方々の死因の一番に、一番というか上位に挙げられるのが肺炎なんですよね。それで、その肺炎にかかると、この肺炎球菌ワクチンを打っておけば。そういうことで、インフルエンザにもしもかかったとしても肺炎にはならないわけだから、死を招くと

いうね、そういうふうにはならない、こういうふうに考えますし、子供のヒブワクチンについても同じことが言えると思うんです。

それで、今この高齢者向けの肺炎球菌ワクチンは体力が落ちている高齢者にとってはとても免疫力というものが弱くなっているわけですので、病気を引き起こす、引き寄せる、そういうものに対抗していけると、そういうものでして、各自治体が今ここに目をつけているということなんですよ。前にも紹介しましたけれども、まだほかにもありますけれども、東京の墨田区、ここではワクチンの金額は一定ではないかもしれませんが、すごく高いんですね。8,000円ということですから、その半分を補助をして公費で助成をしてね、自己負担4,000円で受けれると。高齢になったらそのワクチンを打っておくといろいろな病気にかかったとしても肺炎を防げると、こういうことなんですよ。ぜひこれを昨年のおきも私、申し上げましたけど、ぜひ公費助成で実施をしていただきたいと、こういうふう思うんですが、いかがでしょうか。

○健康増進課長

ただいまの肺炎球菌ワクチンにつきましては、まだ県下では実施しているところが少のうございますし、委員がおっしゃったように、これを打つことによって、接種することによって、すべてのインフルエンザ等肺炎を起こさないというふうには私はちょっと聞いておらなかったものですから、その辺はわかりませんが、今後、近隣市等の状況を見ながら、知立市も導入するかどうかはちょっと考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午後1時57分休憩

---

午後2時07分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高笠原委員

ぜひ市民の健康を守っていただきたいと、こう  
いうことで肺炎球菌ワクチンと皮膚ワクチンにつ  
いての接種、そして大変高いものでありますので、  
ぜひ公費助成を東京の墨田区みたいに2分の1で  
ないにしても公費助成をして大勢の人が受けれる  
ようなそういう体制づくりを研究だけじゃなくて  
実施に移していただきたいと、こういうふうに思  
いますので、よろしく願いをいたします。

それと、脳ドック検診なんですけど、これずっと  
私、質問をしているんですけど、毎年毎年、希望者  
が多くて人数ふやしていただいて、平成20年度も  
200人と、今年度もそうでしたね。それで、ぜひ  
受診の枠をふやしていただきたいと、こういうふ  
うに今までお願いしてまいりました。

そうしましたら、お医者さんとのやっていただ  
くお医者さんとの話し合いでというふうに今まで  
の中では聞かせていただいていたというふうに思  
うんですが、今後拡大に向けての考えはどうなん  
でしょうか。

#### ○健康増進課長

脳ドック検診の拡大につきましては、まず前回  
まで医療機関の体制はどうかということに関しま  
しては、秋田病院、富士病院いずれもまだ余裕が  
あるみたいで、受け入れ体制はできておるわけ  
ですけど、ただ、全体的な予算との絡みもありま  
して、これは即拡大をしていけばいいものかどう  
かということが難しいところにあります。

といいますのも、ここに知立の健康のところにも  
書かせていただきましたけども、要経過観察  
の方が90名確かに出てきておるわけですけども、  
こういう方につきましては、脳の中の細かい血管  
が年を取ってくればほとんどの方が詰まってくる  
という状況にありまして、そういう方がほとんど  
含まれておりまして、できれば若い方に、40、50  
代の方に受けていただいて、その一家の大黒柱の  
方が脳動脈瘤みたいに実際検査したらなっとった  
ということであれば非常にこの検査の意義がある  
かなというふうに思います。

今後、年齢についてももう少し検討しながら実施  
のあり方について考えていきたいというふうに思

っております。

以上です。

#### ○高笠原委員

ほんとに働き盛りの人が、ある日突然、脳の血  
管が切れて亡くなって一家が路頭に迷うというね、  
そういうのをぜひ防ぎたい気持ちはわかります。

ただ、家族構成はいろいろです。お年寄りの方  
が頑張って家族を支えているというそういう方も  
ありますから、一概にあまり年齢年齢のことを言  
ってもいけないなというふうに思います。

それで、その点については、いろいろと研究し  
なければいけないとは思いますが、ふやすとい  
うことについては医療機関では少しまだ余裕があ  
るというふうですので、そのことについてはオー  
ケーということですか。

#### ○健康増進課長

ふやす受け入れ体制はできておりますけども、  
市として来年度拡大していくかどうかについては、  
まだ考えておりません。

#### ○高笠原委員

そこが御返事できないということは、予算との  
絡みも先ほど言われました。

それで、これ倍率がすごく高くて、聞いた話で  
は年齢のいった方だったけれども、ずっと申し込  
んでいて、やっと抽せん当たって、とてもうれ  
しかったとって報告にみえるぐらい、このぐら  
い何か宝くじに当たるぐらいの皆さん気持ちでい  
らっしゃるんですね。だから、あまり年齢でお年  
を召した人は除外しちゃうというふうにしな  
いで、枠をふやすということをやっていかな  
いと、皆さんが注目してますしね、脳の血管が切  
れてあの世に行くようなことになるということは  
防いでいかなければいけないことですから、それ  
と、高齢者の人が切れてそのまま亡くなるならい  
いという言い方はいけませんけれども、助かって  
身体が不自由で寝たきりだとか、それからリハビ  
リやってもう自分のことを自分でやれないような  
こういう状態になるかわいそうな状態にならない  
ためにも、やっぱりこれを脳ドック検診を受けて、  
自分の脳はこういうふうだというのがわかればそ

れなりの注意事項、治療もあるわけですから、ぜひこれは拡大していただきたいと、こういうふうに思うんですが、部長はどんなふうにお考えを持ってらっしゃいますか。この人数をふやしていく、拡大をするということについて、予算絡みでありますけれども。

#### ○保険健康部長

非常に難しい問題かなというふうに思っております。といいますのも、先ほど課長が申し上げましたとおり、若い方もこれは脳ドックが非常に大事だと思えますし、高齢者の方も大事だということではありますが、この費用自体が結構そんな安いものではありませんので、数を枠をふやすことができればいいわけですが、ただ簡単に枠をふやすということも予算の関係もありますので、非常にその辺がジレンマのところですけども、できましたら皆さん方に同じように受けていただくのが一番いいわけですが、その中で予算、あるいは受診できる件数というのが限られるということでしたら、それをどういうふうに受けていただくかということで、よく考えなきゃいかんなどというふうに思っております。

#### ○高笠原委員

市長、どうでしょう。今のこの脳ドックの人数の拡大。担当の方の部長も大変答弁に苦しんでいらっしゃるんですよね。予算との、すべて予算だと思うんですよ。一気に倍にしろと言ってるわけではなくて、私もまだ人数どれだけふやさないなんて言ってません。例えば30人なり50人なりね、そういう細かい切り方でもそれでも市はそれだけ努力をしてくれたということに市民には伝わると思っていますので、予算絡みで大変頭を抱えていらっしゃると思います。答弁には。どうでしょうか。

#### ○林市長

脳ドック検診については人気が高い検診だというふうに聞いております。そうした中で、これを拡大するということではありますが、もうしばらく研究をしてみたいというふうに思っております。

#### ○高笠原委員

研究ということではありますが、来年度予算ぜひ

反映をさせていただけるようお願いをしたいと思います。

市民の健康をしっかりと守っていくということは医療費の支出を減らすということにもなりますから、その点を考えて御返事をいただきたいと、こういうふうに思いますので、新年度予算に盛り込まれることを期待しております。

それで、もう一つちょっとお聞きしたいんですが、公害の面で私ずっと見ておりましたけれども、アスベストのことが載ってないんですね。今回補正予算に少し載っております、全部この委員会に係る補正予算でありました。

それで、私、本会議質疑のときに異常があったときにどうするかということをお聞きしました。それで、豊田市がもう既にアスベストの調査をされて、基準値を超えたものについては除去すると。それで2010年度までには除去作業も全部終わらせるというようなことが、たしか新聞報道があったと思いますが、この公害対策ということで、ちょっとアスベストは載っておりませんが、少しお答えをいただければなと思いますが、いかがでしょう。

#### ○環境課長

今回アスベストにつきましては、今回の補正で環境課といたしましては不燃物処理場の浸水域処理施設を調査することになっております。それから、火葬場も市民課の方ではあると思います。このアスベストの調査は、前回の調査で調査できなかった三つものを調査していくんですけども、この前、議会の本会議にところでうちの部長が答弁しましたとおり、三つを調査します。異常があった場合に関しましては、再度予算をつけて除去する方向で検討しております。

以上です。

#### ○高笠原委員

基準値は幾つなんでしょう。それ以下であってもアスベストがあるということであれば除去をするということですか。異常がなかったら除去はしないということでしょうか。

それから、検査が終わるのは今年度ですが、除

去作業はいつぐらいになるんですか。もし除去するなら。

○環境課長

申しわけありません。アスベストの調査に関しましては、建築課が基本ベースやっております、環境課の方では対応しておりません。その関係で、その数値等に関しましては把握しておりません。

○高笠原委員

豊田の新聞報道によれば、基準値1.0ということですよ。知立も一緒かなと、こんなふうに思うんですが、除去作業についても建築課の方ですか。いつぐらいまで。もし基準値以下なら除去しないのか、以上だったら除去するのか。除去するのであればいつぐらいになるのか。

○環境課長

すべて建築課でやっておりますので、建築課に確認を取って、後で御解答させていただきたいと思います。

○高笠原委員

建築課かもしれませんが、前戻のような話になって申しわけありませんが、補正ではこちらの方の委員会の担当ですからね、やっぱりちょっと調べといていただくとありがたいなと思いますので、後で結構ですので、わかりましたら知らせていただければと思いますけど。

○市民課長

子どもの方も逢妻浄苑が今回対象になっております。それで前回、平成17年度にももちろんこれ先ほど環境課長が言いました建築課が主体となってやったわけですが、当時は例えば0.6とかそういった施設でも除去をしていくという方針でございますので、今回3品目について調査をいたしまして、例えば含有ありとなれば除去をしていく方向で考えております。

以上でございます。

○中島委員

健診の問題が出ていたので、ここのところが聞きたいんですが、この知立の健康ですね、この冊子で健康診査のいろんな結果が出ております。

それで、今回補正では乳がん、子宮がんの数

出たわけですが、例えば乳がん検診、補正で出たのは乳がんの場合は1,104人対象でしたかね、予算化。ところが、決算でいきますと1年間で681人という人数なんですね。倍まではいかないですけど、倍に近い数字をやろうとしているということ。それから、子宮がん検診の場合は、平成20年度の決算が702人と。補正で今回出てきたのが1,282人、すごい大きな数字の乖離。しかも補正ですから半年間ですね。そうすると2倍どころが4倍のピッチで検診を受けてもらわなければならないという、こんなような内容になっているわけですけども、この決算数値との整合性というものが大丈夫なのかなということを決算見ながら思ったので、その点ちょっと伺いたいと思います。どのように実現をさせるのか。

○健康増進課長

今、中島委員の方から、女性特有のがんの補正での人数と平成20年度の決算の人数と大分差があるということで、残り少ない半年間の中で倍近い人数をこなせるかどうかという御質問ですけども、ただ、この制度につきましては、国が女性特有のがんについて補助制度を設けまして、その目標値を50%というふうに各自自治体に示してきたわけでありまして、それを受けた県としても自治体に町村に対して50%は切らないように実施計画をあげなさいということに基づいて知立市としても50%をいくように予算づけはしたところですけども、ただ、なかなかその半年間のうちにこれが実施できるかどうかについては、いろんなクーポン券を配ったり、広報等もお流しをして周知徹底はさせていただくわけですけども、これが即この人数に達するかどうかについては、ちょっと私としてもここまでは無理ではないかなというふうには思っております。

以上です。

○中島委員

そうですね。ほんとにどのようにしたらこの数字が達成できるのかと思うわけですが、ちょっと数字の面で、今目標50%ということで、それが乳がんの場合は1,104人ということになってますね。

この知立の健康の方で乳がん検診のところを見ると、対象者は1万1,300人、こういうふうにありますね。これとの関係はどうなんでしょうか。この決算数値は平成20年681人が6%に当たるというのはこの計算どおりでなるんですけども、50%というかどうかということになりますか。

○健康増進課長

知立の健康に書かれております対象者につきましては、国が示す30歳以上の方の全員被保険者、社会保険等に加入されてる方については除いて、いろんな計算方法をした中でこの対象者人数が出ておまして、今回補正であげております子宮がんが対象者2,563人、これが節目年齢、子宮がんで行きますと20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の方のみが対象ということになりまして、その方々は全合計で2,563名、乳がんにつきましては、40歳以上の5歳刻みの方が対象で、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の合計が2,208人ということで、それぞれ50%受診率ということになりますと、子宮がんが1,282人ですか、乳がんが1,104人というふうになります。ですから、こちらの知立の健康の対象者の人数と補正での人数の対象者人数は違いが出てくると思います。

以上です。

○中島委員

違いはわかりました。こちらの知立の健康の方にある対象者というのは、どういう根拠なんですか。

○健康増進課長

知立の健康に書かれている対象者数は、先ほど少しお話しましたが、乳がんにつきましては30歳以上全員の方の中から社会保険等の加入者を除いた部分になってくるかというふうに思います。

子宮がんについても、こちらの方は20歳以上の女性の方で、社会保険等に加入されている方を除いた方の合計に、簡単に言いますとそういうふうになると思うんですけども。

以上です。

○中島委員

大分わかりましたが、社会保険加入以外というのは国保の方だけというふうに受け取っていいのか、生活保護の無保険というあたりですか。まずその辺ちょっと明らかにしてください。

○健康増進課長

詳しく言いますと、まず、乳がんは30歳以上で、30歳以上の就業者数を国勢調査に基づく就業者数を除き農林水産従事者をこれを足し、要介護4、5の認定者、介護給付費実態調査に基づく要介護4、5の認定者を引いた人数だということで、なかなかちょっと難しい計算になりますけども。

○中島委員

胃がんの検診、大腸がん、みんな人数が書いてありますね。これらはみんなそういうもに出してある数字ということでしょうか。

胃がん、大腸がん、肺がんは1万3,755人ということですね、これも社保を除いて云々かんぬんという中身としては一緒なのかどうか。

○健康増進課長

胃がん、大腸がん、肺がんにつきましては、40歳以上の方でそういった計算をしておまして、乳がんは30歳以上、子宮がんが20歳以上ということで、ちょっと年齢の違いは出てきますけども、後のやり方、出し方については同じような方式で出しております。

○中島委員

前立腺がんは年齢的に言うと。

○健康増進課長

前立腺がん検診につきましては、50歳以上の男子ということで、これまたその中で就業者数等の人数を引いたり足したりしながらこの人数を出しております。

○中島委員

つまり、就業者数を除きですから、仕事をしている人はその保険で対象になるということですね、そうすると一般的に言うと国保かなって。農林水産業の人は加えてと、この方たちが、もし何か違う保険というのがあるとするれば、でもこの人たちが加える。一般的には国保が多い。国保の方たちを入れて要介護4、5と、介護の重たい人はこれ

から除くと、こういうことなんですね。こういう数字をもとにしているということが初めて私はわかりました。

乳がん、子宮がん、特に女性特有のところで国が突然少子化対策の一つですかね、これも。それでぐっと力を入れて対象は節目ということで5年刻みの節目ですが、その対象者の50%を達成しなさいと、こういうことですから、これは力を入れてやってもらう以外ないんですけどね、今までの知立の健康で見るこれらの受診率というのは、大体五、六%でずっといってるんですよ。これらは昔は、昔と言ってもそう昔じゃないですけど、高齢者の医療に関する法律とかできてなくなってしまった。老人保健法でそれぞれのがんの目標数値、受診率の数値が決められていわけですが、今は特に目標数値というものにはこれらは持っていませんでしょうか。どうなんでしょう。5%で毎年ちょぼちょぼと健診をしているわけですが、これでも頑張っている数字だと思うんですが、600人、700人という人たちが検診を受けている。このパーセンテージというのは目標数値を持っているのかどうかお示してください。

○健康増進課長

先ほど申し上げましたように、女性特有のがんにつきましては、国が目標数値50%というものを出してきました。あとほかの胃がん等につきましては、申しわけありません、ちょっと承知しておりませんので、また調べて報告させていただきたいと思います。

○中島委員

大分前の議論の中で、目標のことがいろいろと取りざたされてきましたけれども、結局法律が変わって、これが宙に浮いちゃったという感じがします。

しかし、担当としては目標というものはきちっと持った方がいいでしょう。そういう意味で、一度調べてちゃんと設定していくという姿勢でやった方がいいかなというふうに思います。

それから、知立には健康ともだち21ですか、これは国の方にもありまして、ずっと各市町がこう

いうものをつくったわけですね。その中で、ちょっと一つだけ伺いたいんですが、今市もいろいろ分煙室、分煙室とやってますけども、その分煙、禁煙と言いますか、こういうものの方針を知立市としては公共施設についてどのようにお持ちなのか。あまり具体的に書いてなかったものですから、この中ではね。ちょっと説明願いたい。

○健康増進課長

たばこの分煙、禁煙に関しましては、健康増進法に基づく健康被害を防ぐ受動禁煙というものがありますけども、それに基づき健康増進課としては、各施設禁煙にしてほしい気持ちはありますけども、これは市としての大きな考えになってくるかと思しますので、私一人では何とも言えないところにあります。

○中島委員

各施設の問題だということにもなるので、その辺は何か副市長、検討ありますか。

○清水副市長

私も、俗に愛煙家と言われる仲間に入っておりますので、これは個人は個人としてですけども、現在それぞれの公共施設ごとにそういった受動喫煙を防止するための方策ということで分煙というような形で各施設ごとにですね、ごらんになっておわかりのように、ほかの公共施設も現在は分煙というような形で場所を一定のところを決めさせていただいて、そこで喫煙していただくというふうな方法をとっておりますけども、お聞きしますところ、各小・中学校においては、これも県の教育委員会だとかそういったところからの話ですとか、いろんな他市の動きもあるようですけども、敷地内禁煙というようなことを少し施行してみえるようなことも教育長にお話も伺って、先日も何か校長会でそんなことを話題にされたというふうには聞いておりますけども、現状、私どもの公共施設については、分煙というような形で進めさせていただいているところだと思います。

この前の本会議にもときには駅前広場での喫煙についての議論もあったわけですけども、そういったことでは、やはりたばこを吸わない人に不快

な思いをさせたり、実際に煙をといるところは防いでいかなくてははいけないと思いますので、今後の流れとしては、恐らくそういった禁煙というような流れになるのかもしれませんが、現状はまだまだ喫煙者もありますので、そういった分煙というようなことでしばらくやらせていただければというふうに思っております。

○中島委員

議会でも分煙室をつくりましてね、そういう対応が全庁的にやられてるし、多分各出先のところでも分煙方式というふうになってるんだろーと思えますけれども、この健康ともだち21ということであまり具体的に書いてないのであれなんですけども、こういったものをこの観点から話し合うというか、全庁的また小・中学校も含めて、そういう話し合うという、こういう場面というのはあったのかなかったのかね、どうなんでしょう。それはイニシアチブは保健センターの方で声をかけるということでしょうかね。そういう場というのはどうなんでしょうか。

○清水副市長

私も記憶で恐縮でございますけども、市全体としてどういうふうにしようかというところの方針は言ってなかったかなというふうに思いますが、いわゆる庁舎管理の中で、職員の健康とかそういったことを考える中で庁舎内を禁煙にしようとか、分煙にしようとか、そういったことは庁内の中の一定の職員が集まったそういうプロジェクトのようところで検討して今の姿になっているというふうに理解しております。

○中島委員

愛煙家の皆さんにはきついということもあるとは思いますが、やはり健康という点でいえば大事なテーマということにはなっていますので、はっきりさせた方がいいかなというふうに思うわけですね。小・中学校、教育委員会の方で話が少し進んでるんですかね。

ちなみに、碧南、高浜、刈谷、豊田、豊明、そして大名古屋、これなど県下18市が小・中学校も含めて全部学校は敷地内の禁煙、校門を入ったら

一切禁煙という徹底した禁煙方式をもっています。あと6町1村と、こういうふうにあります。県立高校は100%の敷地内禁煙。東高校でも知立高校でも100%禁煙というふうになっております。

愛知県下全体では全国よりもこれは低いというようなこともあるということで情報があつたんですが、そういう方向というものを教育委員会も含めて健康ともだち21の観点からね、しっかりとじゃあどうするんだという話。学校は特に一般のお客さんが来る云々じゃなくて生徒が主人公の場所ですからね。先生が吸いたいなというこういう問題については、学校へ出てからにしてくださいという、これは当然中学生なんかは先生が吸うのを向こうの陰の敷地で壁の向こうで吸ったというのを見れば子供たちも影響があるというそういうことも配慮されての敷地内禁煙というのが今ずっと広がって、愛知県下68%公共施設の全面禁止ということで学校なんかやってるということですので、そういうことも念頭に置いていただきたい。お任せじゃなくて、一度どういうふうにそれが進んでいくのかということをはまとも役として保健センターの方が一応持っておる。どうだかなと各課に聞いてまとも役というふうな体制をとってもらいたいというふうに思います。

それから、分煙なんですけども、玄関の横、ちょっと向こうの方かだからいいかなと思うんですが、ミニバスのバス停の前で結局近いとか、裏も私も嫌みで言うわけじゃないんですけども、帰り出入りするときに、今から残業の方たちが一生懸命そこで吸ってね、また残業だといって中に入っ

ていかれる。ドアのすぐわきで吸われる。ああいう吸い方というのは、ほんとはよくないんだなと。分煙にはならない。いくら外というか中というか、きわどいところでやるわけですからね、その辺はちょっと徹底した方がいいのかって思うんですね。結局みんなが通るところで吸うことになるので、大変愛煙家にきついことばかり言ってるみたいですが、禁煙とか分煙とかいう論理的問題からいうと、それは分煙にもならないよということを私は指摘したいと思うんですが、その点も一度検



討していただけますでしょうか、いかがでしょうか。

○清水副市長

今、御指摘のありました庁舎内につきましては、一応庁舎管理、総務担当とも一度調整をして、今おっしゃいましたように、あまり職員がああいう駐車場で数人が固まってたばこを吸ってるという姿もこれまた見た目にあまりよろしくないかと思えますので、その辺は地下に今分煙で場所もございまして、そういったところを使っていたとか、そういったことを徹底しながら箇所については一度検討させていただきたいと思えます。

○中島委員

きょう、この資料出していただきまして、し尿くみ取り手数料と運搬処理量、ちょっと担当課、本会議で手数料が減ってるのに処理量がどんとふえてるというこの摩訶不思議な実態について、これ表つくってもらったんですど大きく変わらないじゃないかと、実態調査。説明をまずお願いします。

○環境課長

お手元に配付しました資料につきまして、簡単に説明させていただきます。

市の浄化槽汚泥処理量、平成19年度、平成20年度比較表ということで、平成19年度と平成20年度と比較しまして119.02キロリットル増加しております。その明細を平成19年度、平成20年度4月から3月の合計ということで下に出させていただきます。

裏側のページにし尿くみ取り手数料ということで平成19年度、平成20年度4月から3月までの計ということで出させていただきます。平成19年度と平成20年度比較しますと130万600円手数料としては減額になっております。真ん中の列に手数料条例の明細をつけさせていただきました。し尿につきましては、定額制、重量制、特別制という三つの徴収の仕方をしております。

それから、その下にし尿のくみ取り世帯数及び人数ということで、平成19年度と平成20年度と比較しました定額制と従量制、特別制はここには数

字出ておりませんが、定額制と従量制で世帯数、人数その比較ということで、平成19年度と平成20年度と比較しますと世帯数が67件減りまして、人数にしまして169人減ってますよという表をつけさせていただいております。

その結果の数値でありますし尿の処理量、平成19年度1,805.87キロリットル、平成20年度1,924.89キロリットルは月初めに業者より提出されました委託実績報告と逢妻衛生処理組合のし尿投入月報で処理量を突合した結果の数値でして、その結果として年間119.02キロリットルの増となっております。

し尿くみ取り手数料の決算額は、平成19年度1,200万3,040円、平成20年度1,070万2,440円で130万600円の減となっております。し尿処理量が119.02キロリットルをふえまして、使用金額が手数料が130万600円減になっているのがおかしいではないかというまずお話でしたものですから、まずこの資料はその数字を出した資料ということで。実際にし尿くみ取りし尿券の使われた金額ですけれども、これは手数料というのは売った段階の数字ですので、1年間に使われた枚数でちょっと金額を比較したものですけれども、ここにはちょっと数字出しておりませんが、実際に使われたし尿くみ取り券の枚数で比較すると、平成19年度が1,162万840円、平成20年度が1,094万8,560円で差額としては67万2,280円、手数料としては130万円の違いがありますけれども、実際の使われた券でいきますと67万2,280円の減となっております。

このし尿処理量が119.02キロリットル増して使用金額が67万2,280円実際は減という矛盾したような結果になっております。ですけれども、定額制、先ほど資料では見せました手数料条例見ていただくとわかりますように、定額制があるために処理量とし尿の取り扱いくみ取り券は比例という形ではしません。一応矛盾点の確認のために平成21年の8月19日に業者と話し合いの方を一応もっております。

その場で言われたことなのか、その場で話し合った内容をちょっと簡単に説明しますと、ま

ず一点目に、人員割と世帯割のある定額制の処理量が増加しているというようなことでした。申請の人数と、要はこの人員割1人につき1枚280円というんですけども、申請の人数と処理量に相違があると思われる世帯があるということで、実際は申請主義ですので市役所には例えば3人というような申請があった場合に、それよりも多い人数が使われている可能性がある家庭もあるというようなことがありますので、そういう場合に関しましては、業者より市役所の方に連絡をしていただいで確認をとるようにするようにしていきたいと思っております。

今、定額制の方の量が多くなったというのは事実で、この重量制という方に関しましては36リットル取り扱い券1枚280円ですけれども、この方たちにつきましては、毎月くみ取りしている家庭ではありません。たまったときにくみ取りをしている家庭ですので、2カ月に1回、3カ月に1回、下手すれば6カ月に1回とかいう非常に人数的には平成20年度で重量制613世帯ありますけれども、量的には定額制の方の645世帯、毎月徴収している家庭で量を数えておりますので、そういう定額制で量が変わってくることだけ御理解していただきたいと思っております。

それから2点目に、昨年の集中豪雨によるくみ取り便所の浸水によるくみ取り、減免申請が8月29日に26件、約7,618リットル、9月1日に4件、1,050リットル、合わせて30件で8,668リットル、これは臨時で無料で減免でくみ取っております。それに伴いまして、昨年の岡崎で大浸水しましたあのときの雨ですけども、そのときの集中豪雨による浸水した便槽の臨時くみ取り等もありまして、その量もふえとると思えます。

それから、もう一点、最近くみ取りしたときに便槽を洗浄することが多くなりまして、きれいにするために、その分の量が増加しているとも思われます。何分この数値に関しましては、逢妻衛生の数値と業者から出てきた数値を毎月つけ合わせて出した数値ですので、この数値が間違いではないという数値になっていると思えます。

簡単に排出量をちょっと計算させていただいたんですけども、浄化槽汚泥とし尿の全国平均の知立の平成20年度の実績で2万546.26キロリットルですけども、1人が1日に排出する、し尿から言った方がわかりやすいですね。し尿で言います。し尿は知立市が平成20年度実績で1,924.89キロリットルです。全国平均で言いますと、1人は1日に2.26リットルという数字ではじいております。これはあくまでも統計の資料ですけども、それを365日で平成20年度の2,807人で掛けますと、2,315.49キロリットルということで、2,300を超えるような数値になります。ですから、数量的にこの数値がおかしいということはないと思えます。ですけども、使用した金額が少し減っているのに、なぜ処理量がふえたかと言われますと、先ほど言いました定額制の量が1人2.26ですと1人で1カ月大体60リットルぐらいという話になりますので、定額制の方で量がふえてるという、そういう結論になってしまいます。

以上です。

○中島委員

いろいろ説明をいただいたんですが、なぜこれが問題になったのかですよね。業者を呼んで話を聞いたと。今までそういうことはあったんですか。集中豪雨だってもっとひどいのはいくらでもあって、いろいろあったんですね。そういうことを勘案したら、おかしいおかしいと言って業者呼んで話し合いをするというところまでなぜやらなきゃいけなかったのかということは逆に疑問なんです。どうも知立のし尿おかしいよというような話がだっと流れてきまして、どれどれと見たらほんとおかしかったんですね。そういううわさが流れてる、し尿おかしいよということで。

だからどうですか、今までそうやって業者呼んで量の確認だとか、なぜこんなに手数料と量が合わないだといって議論したというか、話し合いをもったというようなことがあったんですか。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保険健康部長

先ほど後期高齢者医療の診療報酬の中で、凍結されているものがあるではないかということでございます。大変遅くなって申しわけありません。

現在凍結されておりますのは、後期高齢者終末期相談支援料、これが2,000円でございますけども、これについて凍結されているということでございます。

なお、これが凍結が解除されるのは厚生労働大臣が定める日ということでありますので、まだこれが定まっておられませんので、現在まだ凍結中ということでございます。

○環境課長

先ほど、毎月突き合わせ等をやって打ち合わせやってないかというお話でしたけども、今までは打ち合わせしたことはありません。昨年の例えば平成19年度と平成20年度を比較した場合、5月、6月、7月ごろに本来はこの量が大きく変更したところですけども、前年度と比較して、そのときに実際の使用枚数とこの量と比較しながら業者と打ち合わせをしておれば、ある程度理由がわかったかもしれないですけども、ことしはこの実績踏まえて毎月数値をチェックして確認はしております。

以上です。

○中島委員

定額制がふえた、そして集中豪雨があったなどの理由が述べられて整合性があるんだという説明を業者から聞いたということですが、定額制が人数が今、世帯数が去年よりも67世帯減っているわけですからね、この定額制がふえるというのはあり得ない。家族がふえたからといたら169人人間も減ってるわけでしょう。1人当たり倍出すとかそんな器用なことをできないわけで、そういうやっぱりおかしいなことについて早く気がついてチェックすると。委託したら全部お任せという姿勢がこういうものを野放図にするとい

うことになるんじゃないかと思しますので、ごみの収集量でもかっているありましてね、まぜ込んじゃって持っていつてるんじゃないかという疑惑が実は内部告発だったんですけど、そういうようなことが現実にあったものですから、余計にし尿もかと、そういう感じがいたします。それははっきりしたこと言えないし、業者にまた私が憎まれるようなことになっちゃうかもしれませんけども、でもやはりきちっとしたチェックして間違いのない量で、間違いのない手数料もらって逢妻衛生組合に投入すると、処理してもらおうと、こういうふうにやっていかないと委託というものはだめだよと。また、入札も二、三の業者でやってほしいよという、こういう話ですよ。なれ親しんだ人がいいんだと違ってずっと同じ業者がやりますからね、やはり空気をしっかり入れるようなそういう取り組みしてもらわないとだめじゃないかというふうに思いますが、2社でやっていくかそういうことの検討というのはどうですか。一切ないですか。ちょっとこれ、トップに聞いた方がいいと思うんですね。こういう問題がいつもちらちらと浮かび上がってくるということはね、決算のごとに何かあるというのはよくないですよ。いかがですか。

○清水副市長

本会議で御指摘をいただきまして、担当の方でそれぞれの月ごとのものをチェックをした結果として数字としては間違いはないということでございますけども、やはり本会議、あるいはきょうの御指摘のとおり、やはり実際にはそういうし尿のくみ取りをする対象世帯数、人員も減っているということでございますので、そういったことでは担当課長の方から考えられる理由も説明をさせていただきました。そういった部分があるにはあったといたしましても、こういった大きな数字が乖離があるというのは、やはり皆様に御理解がなかなか難しいのかなという思いもあります。そういった点では、先ほど担当課長も申しましたように、毎月のそういった報告、数字等々きちっとチェックをして、現状との乖離がないかどうか、そうい

ったところをふだんからしっかり見させていた  
きたいなというふうに思っております。

また、委託先につきましては、今、心配をされ  
る向きの御指摘もございましたけども、この辺の  
ことの解明はまだできておりませんが、きち  
っとやっとなんかではないかなというふ  
うに私は信じておるわけございまして、そうい  
ったことの中では現状の中身を継続をさせていた  
だければ大変ありがたいというふうに考えており  
ます。

○中島委員

これ、解決できる問題では今の段階ではないと  
私は思っておりますし、先ほど理由言われたけど  
業者はこう言っているという説明でしたからね、  
業者はこう言っているということですから、それ  
を全面的に飲んだのかということもありますので  
ね、それは私は納得できるものだというふうには  
思っておりません。

今後、この辺はまた課題にしたいというふうに  
思いますので、そちらの方でもよろしく願いま  
したします。

それから、この間、気候変動サミット、これが  
行われて、民主党の党首が向こうで演説をして、  
CO<sub>2</sub> 25%削減という条件つきではあるけれど  
も、日本もその道を進むんだということを演説を  
して、あえて国連総長が演説の場所を設けたとい  
うふうに言って報道されておりますね。焦眉の課  
題という、こういうことで、大変拍手も起きたと  
いうことが報道されております。私どもも拍手を  
送りたいと、こういうふうに思うわけですね。大  
変いろんな問題はあろうかとは思いますが、ま  
ず環境問題という点で、特に地球温暖化対策い  
ろいろやるわけですが、その基本的な姿勢  
というものでね、今のこのような新しい政府が打  
ち出そうとしているこの方針について、市長のま  
ず見解を伺っておきたいなと思います。

○林市長

この日本の首相が世界に向かって25%削減とい  
うことを声高らかに言ったということは、非常に  
大きな意味があるなというふうに思っております。

これについては、やはり達成するということがい  
ろいろな課題というか、乗り越えなければいけ  
ないハードルは多々あろうかというふうに思っ  
ておりますが、この25%を宣言したということは、非  
常に大きな重みがあるなというふうに感じてお  
ります。

○中島委員

私は、そういう市長の基本的な姿勢というもの  
をきちっと持って進んでほしいというふうに思  
いますけどもね、どう具体化するかということが  
問題であります。

太陽光発電などについては、補助金は平成21年  
度からということで他市よりも随分おくれてスタ  
ートということでもありますけれども、これまでに  
補助金がなくても太陽光設置をしてきた一般家庭、  
また企業というのが市内にどれほどあるのかとい  
うことを一度御披露をいただきたいというふう  
に思うんですが、おわかりでしたらお願いします。

○環境課長

正直言って、平成21年の補助金が出る前に市内  
にどれだけの太陽光発電が設置されていたかとい  
う数値を把握しておりません。補助金の申請のあ  
った物件に関しましてはわかりますけれども、それ  
までどのようになっていたかという数値は把握し  
てないのが現状です。

○中島委員

今年度からの数値しかだめと。今年度20基が予  
算化されて100基が補正予算して120基はいくら  
うと、こういう数字でしかないということですね。  
全然つかんでないですか。これは私、これまでも  
一般質問等でISOと絡めてですけども、もう少し  
総合的な知立の環境対策、温暖化対策やるべき  
じゃないかということ言ってきて、なかなか実  
態を把握をしようとしてない、こういうところに  
問題があるんじゃないかなというふうに思うん  
ですけど、今、こういった問題は中電とかに聞いたら  
すぐわかるんじゃないですか。中電に聞いたら市  
内のその契約しますからね、売買契約もするので  
余った電気を買ってくれるということで、すぐに  
これはわかるはずですよ。企業についてもわかるは

ずです。それは全くつかんでないんですか、ほんとに。平成20年度で263件、企業が1件、これ、市にも協力してもらって調べたわけですけどね、中電にいろいろ聞こうと。

それから、もう一つ、これは今言ったのは市がつかんでないということですので、正式に私はつかんでほしいと。これをつかまないとね、どれだけCO<sub>2</sub>を削減しようというね、これに貢献するのかという成果も実績も何もわからないわけでしょう。今、補助金を出した人だけと。そしたらつかむためには何らかの方策、これからも発電に対して市がこれだけ買い取るじゃないですけども、何かつかむための方策、そういうものもして、そういう方たちのネットワークをつくるべきじゃないかというふうに思うんですけども、その点。

それから、知立市の温室効果ガスの排出量、こういうものもつかむようにということを私も議会でも何度も言いましたけれども、こういった点では、少しは研究されたんでしょうか。この点もお聞かせください。

○環境課長

知立市の環境基本計画の中に、その一つで地球温暖化対策というのがあります。その関係で、今年度はまずこの環境基本計画の実行計画をつくる方向で今、各課に照会分を出しております。それとはまた別に、CO<sub>2</sub>の削減計画、これに関しましても今後取り組んでいこうという方向で、それとは別にまた考えておるのが今、現状です。

○中島委員

現状としてはこれからなんだと。どうやってつかむのかということもわからないんですけども、知立の環境とか統計ですか、統計なんかでは電力量というのが知立市全体で出ておりますね。これは単位が15万331トンですかね、この数字はわかりますよね、そちらでも。電力量ね、知立市全体でどれだけ使ったかという、これは統計の方で出ております。15万331トンということで、電力量はわかっているんですよ。そして、都市ガスもわかっている。都市ガスも全部統計にあります。これらを計算すると、CO<sub>2</sub>の排出量は全部出るんです

よ。わからないのがプロパン、灯油、ガス、ガソリン、軽油、重油、ガソリン関係、これは中電みたいにはばんとまとまってないね。ガソリンスタンドがそれぞれ売るのでわからないということなので、こここのところをしっかりと調べていけば、知立のCO<sub>2</sub>排出量というのは計算できるというふうに思うんですが、この考えはいかがですか。どういうふうに思われますか。

○環境課長

環境課の方といたしましても、今うちの方で実際行っているのはエコプランということで知立市環境保全行動計画、市役所だけの数値です。ですから、市全体の数値をつかんだほんとのCO<sub>2</sub>の削減計画を考えていかなければいけないという中で、先ほど言われました電力とか都市ガスは非常にわかりやすいですけども、言われましたプロパンやガソリンだ、灯油だというこういう類にしましては数値はなかなかつかみにくいものですから、そういう数値をしっかりと把握して、知立のCO<sub>2</sub>の削減計画をつくってきたいと考えております。

○中島委員

何か用意ドンと線を引いてスタートするんだというけども、今すぐでもわかる資料がたくさんありますよということを私は言ってるわけですよ。知立の統計というのは市がつくってる。環境課がつくったんじゃないんですけどね。企画の方でつくるんでしょう、あれは統計は。そういうものの中にちゃんとありますよということなんですよ、電力量でも。平成12年、平成17年、平成19年ちょっと過去にさかのぼっても出ておりますので、そうやってつかむことができるんですよ。そういうのももしっかり把握する、こういうことが全くやろうとしていないということが問題なんじゃないですかね。こういうことを具体的に歩み出せば、すぐに件数を書いてありますでしょう。電力なら0.47を掛けたとかね、環境家計簿書いてあるじゃないですか。あれでやればすぐできることなんです。こういうものをしっかりとやろうとしないか、私には市長今、前向きにいろいろやるっ

ておっしゃっているわけだけど、具体的な一歩を今すぐ始めようじゃないかと、こういうことを私は言いたいと思うんですね。市長、いかがですかね。資料がいっぱいあるんですよ。

○林市長

このCO<sub>2</sub>の削減ということで、今からの課題と申しますか、これからほんとにしっかりと取り組んでいかなければいけないことであると思います。

今うちの環境という側面から言うと、今までは公害対策とか、あと、常日ごろのごみをどういうふう処理するかとか、ほんとに身近な課題があったわけでございます。

そうした中で、このCO<sub>2</sub>の削減というのは知立市にとっても新たな課題であるわけでございます。これについてどのように取り組めば、よりしっかりとした取り組み方ができるかというのを今、担当の方で考えさせていただいておるところであります。

そうした中で、今、中島委員御指導いただきました知立の統計とかその他にも今できることがあるんじゃないか、今出ている資料の中で分析しながらやれることがあるんじゃないかということもあろうかというふうに思っております。

そういうことも踏まえて、この知立市におけるこのCO<sub>2</sub>の削減計画というのをしっかりとつくってまいりたい。そして、実行をしてまいりたいというふうに思っております。

○中島委員

これは新しい課題じゃなくて、京都議定書以来ね、そのあと本多市長との関係でもずっと、しんぴんぴんの新しい課題じゃないんですよ。ずっと放置されている課題なんですよ。だからどんどんふえてきてしまっている。減るところかふえてしまったと、こういうことで、今新しい政権のもとでね、もう一度新たに取り組むんだという意味では新しいかもしれませんけど、古くて新しいということですよ。

太陽光発電、これが今263件で915キロワット、知立市内に設置されているんです。これは民間だ

け、企業は20キロワットプラスして935キロワットあるんですよ。これ、件数掛けるとCO<sub>2</sub>の削減が大体どのぐらいになっていくのかということが出てくるんですね、年間で。これ計算しますとね、こういう計算って市民部長、環境家計簿でこういう電力量を太陽光発電で発電しているということになると、どのぐらいのCO<sub>2</sub>削減になるかっていうことを一回計算してもらいたい。どうですか。

○環境課長

935キロワットで計算しますと、439キログラム、約440キログラムの減少になります。

○中島委員

計算の仕方が違いますので、もういいです。この1年間で1キロワットあたりでどうのこうのずっと計算積み上げていかないとだめなんですよ。これ、576トンです。576トンの削減。

それから、ごみ焼却の発電、これが3カ月でどのぐらい発電されたかわかりますか。これも削減の仲間に入るわけですよ。つきましたよね、4月から新しく。そんなに興味ないですか。どのぐらい発電されたか御存じなら教えてください。

○環境課長

刈谷知立環境組合のごみ焼却の発電の量に関しては、ここに数値を持っておりません。

○中島委員

CO<sub>2</sub>がどこの担当課じゃあわからないなということかもしれないんですけどね、やはりそれは関心を持っていただきたいというふうに思うんですね。3カ月間で6,400キロワット、クリーンセンターで発電をしております。これ掛ける4というと2万5,600キロワットになるかなということ、換算するとこれはあまり多くないですけど1.2トンです。こういうふうに削減というものをいろいろ、これは全部知立のカウントにはならないですよ。案分しなきゃいけないと思いますけどね、そういうふうに削減、削減というものをふやしていかなきゃならない。

一方、ごみの排出、家庭系ごみどうですか。1万3,807トン、これだけ出しているわけですね、燃やしているわけですね。これが一体CO<sub>2</sub>をど

れだけ排出しているのか、これを今聞いてもすぐには出ないと思いますけどね。これは1万1,575トン、1.15トンですね、ごみを燃やすことによってというふうに具体的にCO<sub>2</sub>の削減というのはほんとに産業もそうですし、市のかかわっているんなものもそういう全体のトータルで削減していくということが方針だと思うんですけどね、やはりそういう市の姿勢そのものがなければ、ある資料でも宝の持ちぐさで全くわからないで通して、これ業者に委託しましょうと、委託すれば簡単にわかりますよって前の部長も言っていました。私はおかしいと思います、あれはね。委託しなくてもCO<sub>2</sub>がわかるというように思いますけども、こういった取り組みそのものについてね、これ、だれが責任を持つんですか。副市長、こういう問題は、だれが責任を持って管轄していくのか、そういった体制はこれからどうなるのか、その辺をちょっと聞いておきたいと思います。

○清水副市長

これは今、環境課がということですけども、やはり市が全体で取り組むということでは、やはり市の組織としてしっかり取り組んでいかななくてはいけないのかな、そういったことでは他のいろいろな推進体制もそうですけども、やはり市長、首長をトップにそういった全体のそういう体制をしっかりとする。

今いろいろ御指摘いただきまして、いろいろアドバイスもいただいたわけですが、やはりおっしゃるとおりで、一つの形をつくらないと何かスタートしないということではなくて、やはりそういうものを一つずつ積み上げていくことでもそういう一つの形ができて上がるというようなこともありますし、それは環境課でできるだけの問題ではやはり全体の話ですからないわけですので、そういったところを全体の組織の中できちっと横の連携をとりながら取り組んでいくということですけども、まず第一歩は、やはり今おっしゃったような身近なところでもそういったヒントがいろいろあるわけですので、そういったことを1つ1つ日々の業務の中で関心を持って見ていくと。同じ

数字が並んでいる統計でも見方によってはそういうものになっていくんだろうなど。事実その辺の少し視点がというふうには私自身も感じたところでございます。

○中島委員

体制については明確にされなかったんですけども、環境課がもしその一応中心としたら、この今のメンバーでいいのかということも含めて考えなければならぬし、あるんだと思うんです。

もう一つは、排出量の7割は産業部門だということに言われておりますよね。市民が一生懸命いろいろやってもね、わずかなんです。産業が7割ということで、一般的に。知立市は比較的産業が少ないから比率がちょっと違うかもしれないと思うんですけども、産業とのかかわりは環境課の方の経済のところもあるので、その辺もかわらなきゃならないかと思うんですが、市内の法人とかに年間の電力量の使用料、必ずこれも全部トータルしてますよね。それからガス、ガソリンとかね、そういうふうに企業に協力を求める、そういうことを行えばこれについてもそんな難しくなくね、ただたくさんありますけどね、抽出してもいけないし、大きい法人9社とかまずやり始めるとかね、そういうことも検討して経済課の方がちょっと窓口になって協力してもらえませんか、環境と連携してやりますというふうにやってもいいですね、何しろ市民部長のところですね、市民部長が指揮をとってやるということが必要じゃないでしょうか。こういう体制について、平成20年度もなかなか遅々として進まなかったわけですけども、これからの方向としてきちっと検討しておかなければならないというふうに思うんですが、この点、明確にお答えください。

○清水副市長

推進体制の話でございますけども、本会議でも議論がございました。その中でも私、先ほど申し上げましたように、全庁的な取り組み体制としてつくっていきたいということをはたか申し上げたような記憶がございます。

先ほど申し上げましたけども、やはりいわゆ

る市民部、確かに環境課が事務局と言いますか、中心になっているんはことはやっていただかなくてはいけないわけですが、やはり今おっしゃいましたように、事業者の問題どうするんだとか、またほかのいろんな関係もございます。そういったことでは、またそういったものを市民の皆さんに周知をしたりとかそういったところでは、いわゆる生涯学習の場でもそういった活動が大に行わなくちゃいけないだとか、そういう市民ぐるみでの活動というようなことになっていきますと、やはり全庁的な対応で取り組んでいかなくてはならないだろうということはしっかり思っているところでございます。

○中島委員

具体的に平成21年度からどういう体制にするんだということを結論を答えを出していただきたい。ISOを取っていくのかどうか、そのことが中心課題かどうか私もわかりませんがね、しっかりとした環境を取り組みされればそれはそれでいいわけですので、できればそういう体制をISOのような認証を取るときちとしたマニュアルで、しっかりとだれが担当になってもやれるような仕組みができるということで効果的ですよということを今までも言ってきたわけですが、全庁的、全庁的と言ったって、だれがそれ全庁の指揮をとるのといったら、副市長がいつも音頭ととるのかといったらそういうわけにもなかなかいかない。だったらそういう部をつくる、ISOを担当する部をつくる。そして全庁的な環境問題、それからCO<sub>2</sub>ね、温室ガスの削減と、こういうことも対外的にもやっていくと、こういうような大きな取り組みを行う中核となるものやはりないと、いくら全庁的といったって、一々部長会議開いてやりましょうというわけにはいかないんで、やっぱりそういう仕組みがこれからは必要なんではないかというふうに思います。安城市などいろいろ取り組みを強化していらっしゃるんで、いろんな市のやり方も参考にされていいと思うんですが、そういう仕組みづくりを平成21年度中にしっかりやってもらいたいというふうに思いますけども、

再度その点をお答えください。

○清水副市長

今、御指摘のその部分での専門スタッフで組織ということは現時点なかなか難しいかなというふうには思いますが、今、環境課がいろいろ研究をし、準備をしていただいている中身をしっかりと具体化していくと、計画の具体化というところでは、繰り返しになりますけども、これは全体の全庁的に取り組まなくてはならないということでございますので、そういった組織を体制をつくっていきたいというふうに考えております。

○中島委員

ぜひ目に見える形のそういう体制にさせていただきたいということをおっしゃいます。平成20年度まではなかなかそこまでいかなかったということでしたのでね、新しい第一歩が踏み切れるかどうかということですので、よろしくお祈りします。

それから、環境家計簿をごみカレンダーに載せたらどうだという話を一般質問で佐藤修議員がやられました。ごみカレンダーは4万1,100部発行されました。平成20年度決算、発行部数が4万1,100部ということで、その中で環境家計簿というものを載せていったらどうだという提案がなかなか首を縦に振られない。もちろんごみカレンダーの形式、様式、スタイルね、そういったものがそのままでは載らないということがあると思えますけども、やはり全市民的なことを取り組みにしようということであるならば、教育の方でもやってもらおうとかと言っておられましたけども、担当のところではまずそういう取り組みからしてみてもどうかと思うんですね。環境カレンダーどうですか。

○環境課長

佐藤議員が提案されました環境家計簿をごみカレンダーの方に載せたらどうかというお話は、今前向きに検討させていただいております。

○中島委員

それはよかったです。ぜひ前向きにやっていってください。CO<sub>2</sub>の考え方そのものもまだ触れていない方たちもたくさんあると思うんでね。



それから、チャレンジエコファミリーでいろいろ取り組みを行われました。13組の方が参加されて、その成果と今後について、ちょっとお聞かせください。

○環境課長

昨年度チャレンジエコファミリーで13組の方が取り組んでいただきまして、ホームページ等でもその経過等報告させていただきました。環境家計簿をつけて実際に削減に取り組んでいただきました。

今年度、平成21年度は、それを踏まえまして続けてやろうということなんですけども、今度は、まず講演会を開きまして、それで8月1日号で環境家計簿の掲載しました平成21年度のチャレンジエコファミリー事業として今、10月1日号でしたかね、掲載しまして、11月16日に講座を開催します。知立市環境家計簿にチャレンジということで講座を予定しまして、その講座にできたモニターの方に環境家計簿を実践していただくという方向で今、事業を進めております。

以上です。

○中島委員

広げていこうというね、そういう取り組みではありますが、今度は何組を募集されるんですか。出てみえた方全員にやってもらおうという、こういう計画ですか。

○環境課長

広報で募集を呼びかけまして、その応募者がどうなるかまだははっきりわかりませんが、その応募がない場合もありますので、ことし4月に広報に応募をかけたときに参加者がなかったものですから、再度今度2回目をやるということなんですけども、今度は婦人会とタイアップして対応していきますので、1部屋で実施できるような人数で行う予定ではありますけども、参加者がめちゃくちゃ多いということはあり得ないという今、状況です、応募が。

○中島委員

予算として何人なの。そういうものは関係ないの、予算は。計画としては何人ぐらいの計画。前

は30組だったかな、目標が、それが13組だったかな、平成20年度ね。なかなか集まらないということですが。

○環境課長

予算は消耗品だけですので、人数の対応は融通がきくということですので、基本は前回は20人で環境家計簿やりましたけども、今回は人数が多くてもある程度は融通がきいて対応ができるという予定にはしております。

○中島委員

あまり気合いが入ってないなという感じですね。出たとこ勝負で何人になるかわからんけど、物だけは用意しておくよという感じですので、地道ではあるかもしれないけど、いろんな形でこういうこともやっていかないといけない。でもそれがやっぱり一般的になるようにやはり先ほどの環境家計簿を載せたごみのカレンダーというのが役に立つんじゃないかなというふうに思います。

それから、古紙回収は何回も言ってますけども、回数をふやせという話なんですね。この点では、具体的に区の方からは特にお話はないですか。

○環境課長

古紙の回収につきましては、実際不燃物の収集日に一緒に集められるような方向で検討するのが一番いいということで考えておるんですけども、今、夕方と朝と回収の時間帯がばらついておりまして、夜、古紙を集めて火をつけられて燃やされちゃうという心配がありますので、いくらかぎをつけておいても。その辺で朝皆さんが出していただけるという方向であれば、いろんなすべてのところが朝回収という方向に向かえば古紙の回収も回数をふやすことができるのではないかと今、検討しております。

○中島委員

大変その検討うれしいですね。

安城市も一般のごみの収集をステーション方式でやってみえるね。ここに15軒分ぐらいとか10軒分ぐらいのステーションですけどね、みんながそこへ持って行って、ちょっと空地のあるところ、迷惑にならない駐車場の横とかってお互いに話し

合って決めてるそこへ持って行く。生ごみ、可燃ごみを。そこへ2週間に1回古紙も持って行ってもいいと。そこへ置いてくると。同じ場所へね。生ごみの収集と一緒にだったかちょっと今記憶がないんですけど、同じ場所で2週間に1回持って行くということで、だからそんなに大量にならないのでいいですよというふうに聞きました。

今、不燃物の目というのは埋め立てごみの目ですね。やはりステーションは大変資源ごみよりも少ないので、集まる量がね、それは可能だと私は前から提案もしたわけですけども、ぜひそういう形でやって、夜はだめというのはありますけども、みんな今、フェンスしてかぎを買うんですよ。それでも危ないと言われれば朝だけだよというふうなこういうこともあると思うんですけど、今全部かぎ方式じゃないんですか、ステーションは。ですよ。ですから、かぎ方式ならばとは思いますが、万が一ということがあれば、火を投げたら移っちゃうとかあればあれですから、それでも朝だけでもすごく助かると思いますのでぜひ、これはいつごろからやろうかと検討を目標を立ててやってらっしゃいますか。

#### ○環境課長

予算的なこともありますので、今、検討はしておるんですけども、どのくらい費用がかかるかということは一見見積もりをとりましたものですから、ある程度の数字はつかんでおりますけども、平成23年度に向けて今、検討をしておるという状況です。

#### ○中島委員

平成23年度ですか。来年の4月には間に合わないということですか。途中でも間に合う時期でやっていただきたいな、これは。4月に入ってから古紙回収を市としてはこういう方針にしますよ、夜は危ないですよ。1回集まってみんなでまた話し合ひしましょうみたいな余裕があって9月からスタートとかね、半期なら10月からスタート、そういうPR期間と庁内合意をしっかりとるというためであれば、来年度の途中からでもできるんじゃないですか。ほんとは来年の4月がいいんです

けど、これいくらかかるんですか。予算的なことでだめなのか、その辺はどうなんですか。予算ですか。幾らかかりますか。

#### ○環境課長

金額的には委託料が当然増額しますので、回収の、その辺がありますものですから、実施計画等の絡みもありまして、100万円以上かかるような事業になっちゃう可能性がありますので、その辺で検討させていただいておるといふ今、状況です。

#### ○中島委員

現在の古紙回収の委託料にさらに100万円プラスになるだろうと、こういうことですか。なるべく知恵を絞って回収方法などを経費がかからない方法を考えてやっていくと。実施計画ということに載せなきゃいけないということで、この100万円ぐらいプラスということだと、やっぱり実施計画でやらないと来年度4月からというのは絶対無理なんですかね、副市長。

#### ○清水副市長

1つ1つの事業をとれば100万円ということでございますので、それは可能だということも言えるわけですが、全体の中身としては、やはりいろんな今の古紙回収の話、それから、先ほども出ておりましたような健診の対象者をどうだとかいろんなそういうことがございますので、1つ1つの事業はそういったことなのかもしれませんが、そこは少し予算編成の中とか実施計画の中で全体の財源を見ながら、もちろん優先順位、そういったことも含めて検討させていただく必要があるというふうに考えております。

#### ○中島委員

なるべく早い時期にぜひお願いをしたいというふうに思います。実施の方向だけは評価します。

容器包装ごみ再商品化業務委託料ということでリサイクル協会の方へ日本リサイクル協会ですか、知立が分別をしたものをリサイクルしてもらうためのお金を出しますよね。その中で、仕様書がありますね。ちょっと疑問に思っただけで調べさせてもらったんですが、瓶の分別は我々がやってる分別とは違う仕様書が相手と交わされているというこ

とになっているんじゃないかと。

つまり、瓶を今白い瓶、黒い瓶とか、あと緑系とか青とかってありますよね、茶色系か、いろいろ分別をします、幾つかに。ところが、リサイクル協会との関係では、瓶は一つ分別しない。その他ということではいろんな人ぐちゃぐちゃ。そういう形で契約をしているのではないかと。仕様書、私、十分見方がわからないので、そんな疑問を思ったんですが、そうではないですか。各瓶は分別したままそれぞれ分別の仕様書になってますか。

○環境課長

日本容器包装リサイクル協会と業務委託契約書及び覚書を結んでいますガラス瓶に関しましては、一応ガラス瓶は3種類に分かれていまして、無色、茶色、その他の色ということで、知立が契約を結んでおるのはその他の色ということでトーエイに預かっていただいたものが、東浦の業者に預かってもらった部分がこの容器包装リサイクル協会に該当する瓶という形で今、契約を結んでおります。

○中島委員

その他の瓶ということで契約を結んでるんですが、ほかのものはほかにリサイクルするんですか。無色とか茶色とか、そういう瓶はほかにリサイクルをするので、そこの仲間に入っていないと。

○環境課長

ほかの瓶に関しましては、歳入の方を見ていただくと、生ビン売払代金ということで、生ビンに関しましては売り払っております。それから、ほかのものに関しましては、無料で引き取っていただいている瓶類があります。

○中島委員

ちょっとわからないですね。売り払いで直接お金をもらって売っちゃうという、それは色は何なんですか。だから、その他というところだけをリサイクル協会の方にやってるので、カレットということですか。生ビンって何ですか。生ビンというのは、その形をちゃんと残した分ですよ。ほとんどそういう瓶を出すんですよ、市民は。その他瓶というのは、リサイクル協会とは生ビンは一切持って行かないと。生ビンは全部お金に即か

えて、リサイクル協会は割れてしまったカレット瓶だけを持って行く。何か割ってるんだよね、あそこでがちゃがちゃ。何ですかあれ。どういうふうに違うのですか。

○環境課長

生ビン、要はビール瓶だとか一升瓶だとか、そういうそのもの自体がきれいでも売れる瓶に関しましては売っております。

それから、いろんな瓶がありますので、その色によって割ってあそこに不燃物処理場行って見ていただくとわかるんですけども、色ごとに分かれて瓶を割った形で置いてあります。その中の一部に関しては無料で引き取っていただいておりますし、それから、容器包装リサイクル協会に載っているのがその他の色ということで、この3色のうちのその他の色に関しましては、容器包装リサイクル協会の方に載つる形という今状態です。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午後4時01分休憩

---

午後4時10分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○中島委員

今、休憩中にいろいろと細かいところは伺ったわけですが、トータルしてですね、なぜそのたびにということで日本リサイクル協会の方へそれだけをやるのかと、その点が疑問だったものですから、総まとめで一度答弁をしてください。

○環境課長

瓶につきましては、売れるものに関して生き瓶に関しましては売ります。それから、無料でも引き取ってもらえる瓶に関しましては無料で引き取っていただいております。

青、緑の瓶に関しましては、引き取っていただけないものですから、この協会の方に出してお金を出して処分をしているというのが現状です。

○中島委員

わかりました。引き続き分別は今のようにやっ

ていくということだということが先ほど伺いました。

この今の業務内容の中では、紙製の容器包装についてもうちはチェックが入らない。実際やってないということですね。これは今までどおりの方針でこれからもいくのかどうかだけ確認をさせてください。メリットがあるのかどうかということもちょっと思いますので、その点どうですか。

#### ○環境課長

私が住んでおります刈谷市は紙製をやっております。ことしから出る様子を私も見ておるんですけども、紙はほんとに分別して出しておられる方が少なく、どうしても可燃ごみの中に紙の製品がまぜて捨てられる家庭がほとんどで、紙の分別は非常に刈谷市の状況を見ていると難しい状況です。本来は皆さんが全部紙を分けていただければほんとにいい分別になると思うんですけども、その紙製品を分けるこの習慣づけができるまでが大変な作業になるんじゃないかなと思って、今、刈谷市の状況を見とる状況です。

知立も刈谷市がうまくいけばまねてやっていきたいなと私は思っております。

#### ○中島委員

どのぐらいの量が分別に回るのかという実績もやはり見せていただいてという、勉強させてもらってというそういうことですね。今はなかなか容器そのものも簡易なものにしていく方向にもなっているんで、そういうものがだんだんなくなっていくといいなと。余分な包装がね、そんなふうには思っておりますけれども、これは一応そういうことですね。

生活保護の点でお話を聞かせていただきたいと思えます。

生活保護の具体的な例も国民健康保険のあれと関係するんですけど、出産手当ですね、ちょっと本会議で私、質問させていただいて、当局もよくわからないという話があったあと、ようやく全容が明らかになってきたと。

生活保護費の中に出産手当というのが18万2,000円というふう書いてあるんですね。とこ

ろが実はという話が後から課長から出てきたと。本会議では出てこなかったということで、その辺を一度明らかにしてもらいたいですね。生活保護の方が出産をした場合に、一体幾ら支給されるのか、援助されるのかと、この点、本会議では答弁がなかった部分で後ほど明らかになったということですので、まずそのことを紹介してください。

#### ○福祉課長

まことに申しわけございませんでした。

委員が以前、出産費の基準は幾らかと聞かれたときに19万2,000円と、そのときは18万円ですけど、今、新しい単価は19万2,000円でございます。

そのときに加算というものがございまして、この加算も私の方ちょっと落してしまったということで、まことに申しわけございません。

加算は何かというと、まずは18万2,000円が今の基準でございます。分娩だけの費用でございます。

ちなみに、近いところで刈総やら岡崎市民病院ですと金額としては14万円ぐらいです。基準額に下回る額で生活保護費は支給できるということでございます。加算は何かというと、入院費に係る費用が8日まで認めるということでございます。大体入院が五、六日、6日ということで計算しますと、食料費を除いて37万8,760円、これは岡崎市民病院の例でございます。これだけ全額生活保護の出産費の扶助費としてみれるということでございまして、まことに申しわけございませんでした。

#### ○中島委員

この金額であれば何とかやっつけていけるのかなという金額ですよ。国保からの支給はありませんけれども、生活保護を受けていらっしゃる方が37万8,760円、これはみてもらえるという金額だということですね。

そういうことなんですが、前の例はそのとおりだったわけですね。結局18万円しかないよと言われて実質的には生活保護を断られたと。入らない方がいいよということで、恣意的ではないとは思いますが、生活保護の入ったら、あなた出

産するのに18万円しかももらえないんだから困るよ。だから国保滞納のまま国保におらせてもらいなさいと言ってね、実際そういう措置をしたわけですよ。実際にそういう措置をとったということは、大変私は自分も質問を担当に聞いて、そのとおり私も受けてしまった。本人に気の毒なことをしたなということをととも残念に思ってるんですよね。

生活保護費の中で保護手帳をね、福祉課長も持ってみえる保護手帳2008年版5冊購入、2,500円ずつですね、これ掛ける5、これが買われております。平成20年度の決算です、これはね。何でこういうものがあるのに役に立たなかったんですかと。毎年少しずつ変わるから購入するものですか。ちょっとお聞かせください。

○福祉課長

毎年購入させていただいております。単価変更もあるということもありますものですから、中身も多少変わる面もございますから、特に加算は今回見落としたということは、ほんとに申しわけございませんでした。

○中島委員

こういうものは皆さんそろって勉強会があるんですか。

○福祉課長

勉強会はございませんですけど、確かにこれ、基準ですからね、ほんとにワーカーも自分で目を通していかないかんということです。

それから、勉強会というよりも県での研修会だとかそういうものはございますけれど、ちょっと基準よりも違ったサイドで監査だとかいろんな面でも運営についていろいろの検証をとっているところで、中では特に集まってやることはございません。

○中島委員

臨時の方も入ってみえる。臨時の方が直接ケースワーカーの中心に座ることはないとは思いますが、共通認識を持てるようなそういう何か内部的な勉強会があるといいんじゃないかなと。本を渡してお読みくださいよというだけでないような体制がとれると間違いがないんじゃないかと。

せつかくあったのに使わなかったということでね、そういうことがないように私はしてもらいたいなと思います。

それも手が足りない、忙しいというのが背景にあると、ますます困難ということもありますので、今、検討してもらってる人員の体制を強化するというのをぜひ十分に議論してやってもらいたいというふうに思います。

それから、生活保護費の過払いというのは実態はどうですか。払いすぎてしまって対応する、間違えてしまうと、こういう対応。

○福祉課長

過払いというのは、生活保護の申請があつて保護費を支給すると。調査した結果、収入があつたといった場合は払いすぎておりますから、返還を求めて、63条の返還ということでお返しいただくように通知をお願いしております。

○中島委員

そういうことですよ。私どもも派遣村でかわった方が、御存じだと思いますけど過払いだったと。もうじきブラジルに帰ると。あんたは泥棒か。余分にもらつて、すつと帰ってしまうのか。といって泥棒扱いされて怒っていらつしたんですね。

私、ちょっとひどいなと思ったんですね。ちょっと紹介しますよ。御存じない。雇用保険をもらいますけども、雇用保険が少ないと。家族分の十分なものがないから保護をいただくということで申請しました。1回目のもらった金額が書いてあり、全部で90日、だから1回もらつて、あと74日残りですということが書いてあるわけです。それをコピーして出しました。裏もコピーしました。裏には1日が4,500幾らかというその方の日額も書いてありました。そういう資料を最初に出したんですよ。

そしたら翌月、だから最初の月は7万幾らもたつてましたので、それを引いた金額を受け取られた。翌月はどうだったかという、収入ゼロで全額支給になったわけです。本人は、それ出してあるので、それが間違いだとは全然思わなかったと。

コピーが出してある。あと74日間雇用保険が出るということでコピーが出してあるので、次の計算、自分はどういうふうかわからないものだから、私は幾ら雇用保険が今度入りましたということを言わなかった。だけど74日間残ってるというコピーは出してある。だからゼロであり得ないんですよ。それを担当が見落としたというか、収入ゼロ算定をしちゃったということで、そのあと全部オーバーしちゃったということなんですね。こういうチェックはどういうふうにされるのか。一生懸命たくさん書類をコピーしてね、これもコピーしなさい、あれもコピーしなさいといって私たちもコピーのお手伝いもしながら全部出すんですよ。だけどそれが生かされないということがあって、挙句の果てに、あなたは泥棒かと言われちゃったと。悔しいという話ですよ。

あまり個人的にだめじゃんと言いたくないんですけど、市民の立場から言うと、故意にやったわけでもない。そういう計算なのかと思ってありがたきいただいたというわけですね。どうですか、それ。

○福祉課長

雇用保険が入ってくることを見落としたということは、非常に事務の処理が悪かったということは私、思います。

ただ、その金額が幾ら入ってくるのかというのははっきりわからないといったわかった時点での収入認定になりますものから、額が想定でやるということは、見込みでまた調整せないかんといいことになりますので、その辺がちょっとあったじゃないかなという気はしますんですけど、今言ったようなやりとりがないように指導していきたいというふうに思っております。

○中島委員

その方は、仕事があったら必ず報告しなさいよ。仕事を探してきたかどうか報告しなさいよということで毎月1回ハローワークへ行って来ましたということで印鑑押ししてもらったものを持って窓口へ行ってたんです。お金は口座振込ですけど、本人は毎月顔を出す。こうやって仕事を探してい

ますけども、仕事がありませんという話をする。雇用保険の話は本人からは聞かれないものだから言わないままだったというわけですね。仕事があったら言いなさいと言われたから仕事、仕事と思ってましたというわけですよ。でも、収入は雇用保険無収入なんですよって私も言いましたけど、もちろんね。だから今は納得してみえるんですよ。これはもらいすぎたんだということは十分納得している。そうだったのかと。何に使っちゃったのと言ったら、家賃が3カ月以上滞納だったので、それを払っちゃったというような話ですね。やむを得ない、もらいすぎてるんしとったわけではないものですから、そういう間違いがあったんですよ、過払いのね。そういうのが後からとても困るし、即打ち切りだよと、こうきたわけですね、今度はね。

そうやって困るわけだから、こういうことがやはりあってはならないと思うんですよ。その辺の忙しい中ではあってもね、こういうことがあっちゃいけないなど。雇用保険については特に月額が変わってきたらそれを聞くと。何で聞かなかったのかがさっぱりわからないですね。雇用保険どうでしたかと聞かなきやいけないんですよ、ほんとは。行っても何も聞かないということで、その方は外国な方もんだから、日系人の方もんでよくわからないというのも半分あってね、私は一生懸命行ったのに何も言われなくて、突然泥棒と言われちゃったとって、それだけが悔しいとっておられたんですね。それはやっぱり対応としてはまずい。私は、本人に間違っことを謝ってほしい。で、返してくださいねと。でも事務の手續上は謝ってほしい、私は逆にいうと。そっちの手落ちだと思うんですよ。どうですか、その辺は。

○福祉課長

やはりワーカーの方がちゃんと説明して、また、幾ら入ってきたかとか常に確認してですね、収入認定はやはり大事なことで、今後組織として市民の方にそういったような感じがないように生活保護のワーカーとして姿勢を正しくして今後やってきたいと思っておりますので、それには一度集ま

ってみて、中で内部調整させていただきます。

○中島委員

日ごろの苦勞と一生懸命努力されている内容は十分に承知しておりますのでね、個人的に悪く言うという気持ちはないんですけども、でもそういうことはあってはならないということで、きちっと本人に対してはそういう気持ちを持ってほしいなというふうに思います。

来年度は1人正規職員を配置するという方向はよろしいですね。今、臨時が補正でお金に乗りますけども、入ってみえます。来年度の体制というものについて、ちょっと確認をさせてください。正規の職員を1人、そして今の臨時はじゃあどうするのということですね。

○福祉課長

現在ですと世帯が相当ふえておりまして、240以下で法律ではワーカー3人までということでございます。これ、はるか超しまして280。そして5人ですと単純計算すると80世帯に1人ですから400世帯と、これ間近に近づいております。

しかしながら、今の時点でおきますと280ですから4人ということですので、1人不足と。これも要求はさせていただいております。

臨時につきましては、今、急遽配置させていただいたということで、臨時は今年度いっぱいまでと。職員が配置されれば正規の職員でやっていきたいというふうに思っております。

○中島委員

240人までが3人ですけど、40からまたさらにというふうになった場合には中途また大変ということもあるので、私は今でも40をオーバーしちゃってる。年度末どうなるか見込み、それも入れるならば臨時もサポートしてもらう方がいいんじゃないかと。5まではいかないけどもという感じがするんですね。なれていただいた方に貴重な通訳もできる方ですからね、あの方は。通訳ができ、ケースワーカーの理解もしてもらってるということで、非常に貴重な人材だというふうに思うんですね。ですから、それは240で3で40か、ひょっとしたら50オーバー、60オーバーというふうに年

度末になる可能性もあるというふうに思うんですよ。ですから、その辺は両方確保できるような形をとらなきゃいけないじゃないかと。いろんな手違いだ、間違いだ、過払いだ、そういうことが起きないためにも、やはり安定した体制が必要ではないかと、こういうふうに思うんですね、その辺も見きわめてやっていただきたい。

280世帯とこの間言われました。7月末で280って言われましたよね、本会議でたしか。現在も動いていますか。現在の数字もわかれば教えてください。その数字に対して市の職員の配置と。

○福祉課長

8月末現在で世帯が315でございます。

○中島委員

わかりました。1カ月でまたここまで来たというこういう感じですよ。歓迎すべき事態ではないけれども、だけど、ここまで今困っている方が多いということで、私たちも手から離れちゃって独自にいかれる方が多いのかなってつくづく今思いましたけど。私たちが直接足を運ぶこと大分減ってますからね。でもこんなに多いんだと思って今びっくりしましたけど、315世帯と、8月末でね。

ですから、そうなるとやはり相当オーバーになるということだけたしかなので、4.5は絶対必要ですよということだけ申し上げておきます。生活保護については、一応それだけです。

それから、市民農園のことで伺いたいと思います。

成果報告書では89ページに載っておりますけども、八橋、来迎寺が54区画、そして来迎寺12区画ということであります。利用状況はいつも人気で、空きを待ってる人がいっぱいという状況と聞いておりますが、改めてその利用状況についてお示してください。

○経済課長

市民農園の関係でございます。この89ページに御指摘のとおり、現在、八橋と来迎寺の方に市民農園ということでございます。利用状況は昨年3月に空きの部分を募集いたしまして、今現在、満

杯の状態を利用をいただいているところがございます。

以上です。

○中島委員

いつも満杯と。そして、空きがあったときは抽選で倍率も高い。その倍率もちよっと御紹介ください。

○経済課長

昨年の例でございますが、空き9区画に対して41の応募がございました。抽選で倍率計算していただければいいですけど、かなりということで、当たった方に全員辞退することなく利用をいただいております。

○中島委員

大体空いたときはこのような殺到ぶりということですか。

○経済課長

この取扱要領の中に利用期間が一応5年ということが明記ございます。たまたま直近の年度で申しますと、平成22年度の終了時がかなり空きが、具体的に何個というのはちょっとわかりませんが、空きが出ますので、9個と申しますとちょっと多い方かなと思いますが、5年、5年のサイクルでくる年が今申し上げた年度でございますので、その年度におきましては、もう少し数が多いのかなという思いがあります。

○中島委員

ふれあい農園の方も準備していただいておりますけれども、大変な中で4月オープンということそのものについては信頼しとってよろしいのでしょうか。

○経済課長

以前よりかなりいただいておりますが、この7月で今まで新地町の方にございましたふれあい市民農園の方が閉鎖ということで要望も上がりまして、その後、御案内をいただく中で、実際当たっております。そういった中で努力をしておりますので、そのようにお酌み取りいただきたいと思っております。

○中島委員

なかなかそれ以上大変みたいだということですが、4月にオープンしたいという大きな目標があったと思うんです。それに向けてどうなのかということが問題なんですね。そこを伺っている。

○経済課長

ただいま申し上げましたように、地主等とのあたりは実際行いまして、内々の利用には受けております。まだ契約等には至っておりませんが、その後の関係、隣地であり関係団体等の調整がございますので、今申し上げましたように、4月ということで努力をしておるところということで御理解をいただきたいと思っております。

○中島委員

わかりました。地主や隣地もありますけれども、その辺は以前より協力的だったというふうに思っておりますが、問題は具体的な仕事をするところでの今度12月補正予算がなきゃだめですね。12月補正予算がないと、土盛りをするとか、そこで物置ですか、駐車場、そういった必要なものを設置することができませんので、そういった予算についてしっかり12月で準備ができるかどうか。

○経済課長

当然予算が必要となるわけでございまして、その整備にかかる費用等の算出も当然必要でございますので、それに向ってまいりたいと思っております。

○中島委員

わかりました。何回も何回も伺って申しわけございません。

それで、このふれあい農園の新地の代替のものがまた生まれるわけですけども、こういった要望がまだまだ多いということで何度も言わせていただいております。農地の耕作放棄地はないということをおっしゃいましたね、前にね。だけど放棄はしていないけれども、雑草の管理だけをして何も農地として使っていないという農地がたくさんあるんですね。その辺の御協力をいただいた農園の開設ということも考えられないのかなという、さらには、今回のふれあい以外にね。そういうことも今後。そして、草を刈ってもらっただけでも4万円毎年出してるんだなんて話も聞きました。固定



資産税と4万円だと。何もしてないけど、草刈っただけなんだけどねっていう人もいますよ。ですから、永久に使わせてくれ言っちゃもちろんだめだと思うんですけど、そういうようなものは結構あるような感じ、感触しております。そういうものを農園にできるような形にもっていくという方向でふやせないかなと、今後も。その辺の計画、きょうにあすということではないものだからね、そういうことも一回検討してもらえないかと、ふやす方向でということをお願いしたいと思っております。

#### ○経済課長

耕作放棄地を市民農園的なものにとということでございますが、耕作放棄地、草が生えておれば耕作できないんじゃないかということで耕作放棄地というふうにとられがちなんです、実際、放棄をすれば利用できるというような解釈の中で、現在知立の中では農用地区域内ないというふうで理解をしておるわけでございます。

やはり今言った耕作放棄地の草刈りだけでも何万とかかるということでございまして、そういったものの市民農園への転換と申しますか、そういったことはできないかということでもあります。そういった土地等にはおきましては、市民農園にするにも利用の条件等々いろいろございまして、そういったところになるかならないかは別といたしまして、そういったところを見る中で条件に当てはまるということであれば進めていくものもいいのかという感じは思いがあります。

#### ○中島委員

ぜひそういう方向、思いということが言われましたけども、ちょっときっかけをつかんでほしいということも考えていただきたいと、担当としてね。たとえどなたかにかわっても、それは一つのテーマとして引き継いでもらいたいというふうに思います。

それから、観光費です。観光費について伺います。91ページに主な観光委託行事というふうになっております。これはかきつばたであれば保存会にと、花しょうぶも育成会にと、よいとこま

つりは観光協会そのものですか、委託先ね。それぞれ委託料はどうなっているのか、委託料はどうであったのかをお願いします。

#### ○経済課長

91ページ、観光施設管理費委託ということで、かきつばた園ほか等々がこの観光の委託費用ということで160万円以下明記がございまして。このとおりでございまして、今のお尋ねは、よいとこまつの費用委託というのが幾らかということだと思いますが、よいとこまつり、平成20年度におきましては448万8,000円ほどでございまして、実際このよいとこまつり、平成20年度は雨で中止になったわけでございます。関係の方々には御迷惑をおかけした部分もございまして、この費用が高いか安いかということでございますけど、中止に至るまでの費用がほとんどでございまして、やはり賞金等におきましてはそのまま現金で使わずに済んでおりますが、やはり準備等々のものがほとんどでございまして、このような支出となっております。

#### ○中島委員

予算としては559万円ほどね、予算と言いますか、委託料として出そうということで出した。そして返納という形で110万円ほど返納された。今言われた金額を執行したと。差し引き559万円、560万円ぐらいを使ってよいとこまつりをやろうという計画をしていたという、こういうことですね。雨は降らなかったんですけど降る予定だということで中止になって、110万円は返納されたけれども448万円使ったと、こういうことですね。

これは会場設営とか、電気の準備とかいろんなことで、これは事前にやっておかなきゃならない経費だったと、こういうことでもいいですか。

#### ○経済課長

御存じのように、よいとこまつり2日間予定をさせていただくわけでございまして、まず1日目を予定する中、また2日目に予定をする中ということで費用の部分が多少ふえてくるものがございまして。

それで、やはりすべて準備として費やす部分が

かなりございます。先ほど申し上げましたように、実際使わなかったという部分がやはりコンテストの賞金代であったり、あと一部警備の部分が人は配置、当然当日何十人という人を配置しなければいけないわけですけど、その部分のちょっと記憶で申しわけございませんけど、7割ぐらいまでの執行で済んだとか、そういったものの費用が浮いたというんですか、そういった中で返還をしたという内容でございます。

#### ○中島委員

いろんな出演していただく人たちのギャラみたいなものも払ったんですか。そうですね、それは払わないといけないということで、警備の方たちが仕事が急になくなったということですね。まだやれたんじゃないかということも言われてきてね、結果論でいうとやれたんじゃないかということも言われてきてね、よいとこまつりね、これだけの経費が生かされなかったと、448万円が生かされなかったという点は、やはり市民としては残念な部分が多いでしょうし、ことしの盆踊り、各地域のざあざあ降りの中でやって、大変ぬれちゃって、それでもやめないというあの迫力がね、市民の中にあるんだなと思っておりました。ですから、やめるタイミングというのは少雨決行だなという感じはとてもしましたね。その辺は教訓をちゃんと生かさないとだめだというふうに思います。団地の盆踊りもぬかるんじやって後が大変だったという話がありましたけども、雨でやめてもらっちゃ困るといって、みんながやろうやろうといっただけでやったんですね。聞くと、ほかの町内もみんなやろうやろうといっただけでやめるわけにはいかないって盆踊りをやっただけで。盆踊りができたかどうか、バザーをテントの中で食べたとかね、そういうことが結構大きいんですよ、準備した人たちからすると。だから、そういうことも含めてね、実行委員会みたいなところで話し合っただけで決定をするというような十分なことも要るんじゃないかなって、今後には私は教訓としてとってほしいなと、その辺は。あれは決定はだれが下したんですか。

#### ○経済課長

決定につきましても、実行委員会ということで決定をさせていただきました。2日間とも当日朝において、後日の日曜日においては、もう朝から警報が出てたという中で、その後晴れて、実際はできたんじゃないかという反省はございます。

それで、前日やはり次の日があるということの中で、もうあしたにしちゃおうかという部分であったものですから、反省と申しますか、一発勝負でもいいのかという委員の意見も次年度以降の反省の部分にはございますけど、そういったところでもいいのかというところがちょっと逆の効果でございました。

いいわけではございませんけど、今まで市民盆踊りを含め、雨で中止になった、途中でなくなったことはあるかと思いますが、あらかじめ雨天順延、雨天中止ということを決めたことが今までなかったように聞いておりますし、思います。

そういった中で、やはり天候による順延、中止の決定というのはかなり難しい部分がございます。今言われたように、今年度におきましては、かなり8月の上旬ぐらいまで雨が多ございまして中止になったところもあると思います。

そういった中で、雨の中でも盆踊りはできますよということで、踊り連の方々からのお話もこの中止になったあと聞きました。ですから、今回は私個人的な思いになるかもしれませんが、多少降ってもやっちゃいたいなという思いは当然ございまして、今後のそういったところで決めていきたいと思っております。

#### ○中島委員

わかりました。教訓を生かしてください。

私、最初聞いた観光委託行事ということで聞いたわけで、さっき下にある施設管理の委託の金額を聞いたわけじゃなかったんですよ。かきつばたまつりの委託、花しょうぶまつりの委託、これは別にあるんでしょう、金額が。その金額はもういいです。一応わかっております。かきつばたまつりで言いますとね、予定が602万5,000円と、そして返納が64万1,377円というふうに支払い調書の中では出ておりましたけど、お祭りに関しては、

こういう独自の委託のお金も出てるんですか。

○経済課長

観光協会の委託ということで、ミスかきつばたコンテストから先ほど言いましたよいとこまつりまでの費用ございまして、内容といたしましては、事業推進費ということで全体の費用、それとミスコンテスト費用、それからかきつばたまつり費用、知立まつり費用、花しょうぶまつり費用合わせてあと知立よいとこまつりの以上のような委託料になっております。

○中島委員

金額はおっしゃらないわけね。今、かきつばたまつりだけ言いましたけど、間違いないでしょう。

○経済課長

順番に申し上げますと、事業推進費194万8,000円、ミスコンテスト258万2,000円、かきつばたまつり費538万3,000円、知立まつり費321万3,000円、花しょうぶまつり費167万円、あと知立よいとこまつり、先ほど申し上げた448万8,000円、以上のような観光協会委託料の内訳になっております。

○中島委員

ということで、それぞれの事業に対して委託をします。これはここについては、全部観光協会に委託ですか。花しょうぶであれ、かきつばたであれ、これ観光協会に委託ということでいいですね。わかりました。

一つですね、かきつばたのミスコンテストについてですが、もう近隣などでも見直しを行われておりますよね。かきつばた大使みたいな言い方ですね。ミスというのをもうやめようという話が前々から出ておまして、七夕も大使になったので男性も応募するとかということで、観光の大使になってあちこちへPRに出かけるというね、こういうことに対しては、ミスという形でつけないという、これはまた違った意味からも言われているわけですが、この辺の見直しというのは知立市はやらないんですか。

○経済課長

確かにミス、未婚ということの審査になるものですから、そういった部分での人権と申しますか、

そういった部分はあるかと思いますが、やはり知立市における今までのミスかきつばたというあり方できたものですから、今の中ではちょっと見直すという考えは持っておりませんが、時代の流れと申しますか、そういったものの考えもあるのかなというふうには私は思いますけど、今の時点では、そういった考えはございません。

○中島委員

時代の多分趨勢になるんじゃないかなと思いますよ。もう安城市も変えたんだからね。ミスたなばたじゃないよ。みんな大使なんですよ。近隣のことわかってみえる。どうでしょう。

○経済課長

今、安城の例が出ております。確かに安城は平成19年度でしたかね、平成20年度、ちょっと1年違ったら申しわけないですけど、親善大使ということで女性、男性、未婚、既婚関係なく応募を受け付け、審査をするというで聞いております。

また、愛知県内たしかミスやとみ、あるいはミス金魚といったかもしれませんが、やはりミスがついてたということで、そういった理由ではないかもしれませんが、応募者の関係で同じく1年、2年ぐらい前に廃止をしたという経緯も聞いております。

○中島委員

調べればあちこちが変わってきているということで、これも話としては何回も出てはいた問題ですね、突然の問題ではない。大分時間がたったなど知立でも水面下で議論になってたのはね、大分時間がたってるんですよ。

やはりミス、独身の女性だけというこういう言い方もありますけども、親善大使というような形でみんながPRをする力を持った人がどんどん出てもらえばいいじゃないかという積極的な意味で変えたらいいんじゃないかなというふうには私は考えます。一度どこかで議論しなきゃいけないと思いますが、市長どうですか。八橋出身だと、ミスをなくしちゃうと違和感がありますか。

○林市長

この課題についてというか、テーマについては

私も非常に興味がありまして、安城市がミスじゃなくて親善大使になったということ。私も別にミスにこだわらなくても、知立をPRしていただけるパワーのある方であればいいのかなという思いがあるわけでございます。

一方で、このミスかきつばたは非常に歴史があるわけございまして、そうした中で、関係者の方、例えば中日写真協会の方、また保存会の方、いろんな関係者の方々がずっと携わっていらっしゃるわけございまして、一度議会からもこういう話があったということをお話させていただく。また、これとは別に男女共同参画のたしか役員の方、記憶の中ではそういう役員の方だったと思うんですけども、いらっしゃって、この一つの話題としてミスかきつばたというのをやはりミスというのにこだわらなくて、もうちょっと門戸を広げたらいいんじゃないかという御意見がありました。そういうことも踏まえてというか、そういう意見があったということ一度関係者の方々に機会をとらえて話していきたいというふうに思っております。

○中島委員

歴史があるということですが、多分どこも歴史があるんですよ。たなばたも私の子供のころからやりましたもんね、安城ね。小さいころ行った覚えがありますけども、大変歴史がある。そういうところでも変更しているということは現実問題としてあります。

それから、知立のかきつばたのPRということからすれば、業平とかきつ姫を両方募集してみるとかね、別にミスとかというんじゃなくて伊勢物語にひっかけた何かとかね、何かおもしろいPRの仕方があるんじゃないかなと、こういうふうに思いますので、前向きに楽しく変えることを一回検討してください。それは言っておきます。

それから、かきつばたの駐車場については、料金も大変少ないんですね。去年もそうですし、ことしもそうということで、花がとても悪いと。来年も怪しいんじゃないかという心配もありましてね、駐車場の料金、費用対効果というか、費用対

効果といたら変ですね、駐車場を借りて、そして警備員置いて、幾らかけてというその辺のことをちょっとまとめてお知らせいただけますか。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午後5時01分休憩

午後5時10分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長

八橋の駐車場の費用効果ということでございます。かきつばた園の駐車場、平成20年度163万4,000円の借地料に対しまして、収入79万200円ということで内訳でございます。

○中島委員

警備をされる方に払うお金はいかがですか。

○経済課長

警備の費用につきましては、先ほど申し上げましたかきつばたまつり費の費用の中に入っておりますので、内訳としては先ほどの金額の中に入っているということで、ちょっと詳細は持っておりませんので、済みません。

○中島委員

163万4,000円出してあそこを借地しているということですね。収入がこれだけあった方がこれはいいに決まってるんだけど、去年よりは大幅減ったね。97万円から70万大幅減った。やっぱり花の関係だったと思うんですけども、永久に取らなくてもいいとは言わないけども、少なくとも条例ですからきちんとしなければいけませんけども、お花がとてもよくないというこういう見通しであるならば、料金を取らないという措置も取る必要があるんじゃないですか。その辺はどういうふうにお考えですか。

○経済課長

かきつばたの開花につきまして、平成20年度より開花の不足ということで、来た方ががっかりさせるようなことがございまして、平成20年度この別途のところにもございますが、土の入れかえを

行い対処しております。

今年度、昨年からもそうでございますが、県の農業試験場の方に指導を仰ぎながら、今年度私もも出る中で保存会の方を中心にやっておるんですが、健全な苗の育成ということで、駐車場のところにございます苗場と申しますか、そちらの方で今、苗を育成して、正直を申しまして来週ぐらいですが、植えつけを、捕植と申しますか行う予定でおります。

一遍に前のように戻るということはちょっと不可能でございますので、おおむね3年から5年ということで計画をして今、順次進めておりますので、少なくとも昨年よりことし、ことしより来年というふうで開花の方をめめるように進めておりますので、駐車場の関係と申しますか、そういったふうでそこをどういうふうにしていくという見通しは持っておりませんが、花をめめるように何とかしてきたいなという思いの方が多くございます。

○中島委員

ちなみに、ことしは駐車場料金がどれだけ入ったんですか。

○経済課長

大変申しわけございません。今ちょっと資料ございませんので、後ほど御案内ができればと思いますが。

○中島委員

大事なところなんですけど、そこがね。要するに、去年ちょっと調子が悪くてね、ことしもまた悪かったんですけど、去年の話を聞いて、リピーターは足がとまったかもしれないし、また来年はというふうになると、3年から5年すばらしい花をめめるのを待ちたいという、そういうふうに言われましたけど、わかりますけどね、待ちたい気持ちはね、期待する気持ちはね。

だけど、やはり遠くから来ていただいて、駐車場料金を取ったのに、あんなにだったのということね、やはりお客さんの立場を考えたらず少し控えた方がいいんじゃないかと。一生懸命準備することをやっていっていくことは必要なんだけど、

お客さんの立場から考えたら裏切らないためにも、今こういう調子ですので、今は無料ですという措置をとるということも喜ばれるんじゃないですか、その方がと思うんですけど、これは検討をするのは保存会とか、観光協会とかいろんな方で検討しなきゃいけないんですか。

○経済課長

今、使用料を取っているのが知立市でございますので、市側の検討になるかと思いますが、日々、日々と申しますか、その期間中すべての日に取っているというわけではもうございませんで、日にちといたしまして、祭り期間中の連休を中心とした土日だけですので、そういった部分もございませんで、御理解をいただきたいと思いますが。

○中島委員

市の条例だから市が決めるんだと。担当課で決めればいいんだと、こういうことですか。

観光協会とかそういうふうな相談はしなくても大丈夫ですか。全く大丈夫、それは市が決めて。向こうの方たちには特に痛くもかゆくもないということで市が単独で決めてもいいと、こういうことですか。

○経済課長

今おっしゃいましたように、市条例の中での料金の徴収ということになってございませんで、当然地元の相談等はしなければいけないのかなとは思いますが、決定は市になるかと思えます。

○中島委員

それは条例は議決するんですよ。特別な措置が中でとれるかどうかそれは検討しなきゃいけないわけですけども、市側がそれは検討するんですけども、この駐車場をつくらうとかこういう話も地元からもう少し整備してほしいって上がってきて、いろいろ協力いただいてやってきた経過があるので、私は、決めたからそうしますというふうでいいかどうかは、ちょっとはかりかねるところがあります。それはやった方がいい。観光協会にもお祭り期間中ですからね、こういうことでやるよということであるならば相談もすべきだというふ

うに思いますけども、今は観光協会の会長はどなたですか。

○経済課長

現在は、知立市長、林郁夫になっております。

○中島委員

これ、いつからなんですか。商工会の関係の役員のOBがという慣例。いつからですか。

○経済課長

今年度の総会以降です。4月からとなっております。

○中島委員

昔、私が議員になったころは市長がやってみえた、そういうことがあったと思います。その後、観光協会ということで民間の人たちに、それこそ民間活力ですよ。そういうところで力を貸してもらった方がこの分野はよいのではないだろうか、こういうことであつたというふうに思いますけれども、経過そういうことですよ。昔、市長がやってた。そして民間の方がやってたというその経過はどんなふうに掌握してらっしゃいますか。

○経済課長

委員のおっしゃるとおりでございまして、何年とはちょっと詳しく資料ございませんが、以前は首長、市長が観光協会会長を行っておりました。

その後、商工会長と申しますか、商工会関係の渡辺さんが以後行っておりまして、昨年に体調のこともございまして辞任をされまして、4月総会において今の知立市長、林郁夫にかわっておると申しますか、承認をいただいている格好でございます。

○中島委員

その経過はどういうことでそういうふうになったんですか。市長の方がやはり権限もあっていいじゃないかということになったんですか。

民間で観光事業について力を発揮してもらうためにというようなことがあったんですけれども、これからも市長がやっていくポストというふうに確認をされたら、こういうことでしょうか。

○経済課長

人選と申しますか、本来ですと商工会という中

でのお願いが一番いいのかなとは思いますが。それで御辞退をされた中で、平成21年度になってからの依頼をということで商工会通じて関係の方にさせていただいたわけなんですけど、承認がいただけずちょっと内部的に詰めた中で市長をお願いをしていくというふうな格好で現在になっております。

○中島委員

商工会の関係がよいのではないかとということでやったけども承認がもらえなかった。その方ではだめだと承認がもらえなかったということで、じゃあということで市長が受けられたということですか。承認がもらえなかったと、みえただけ。

○経済課長

承認という言葉がちょっと不適切かもしれませんが、いわゆる前会長と申しますかね、その後に総会がございましたので、今はもう前というふうになっておりますが、お願いをして人選をいただいたんですけど、承認という言葉が私、申し上げたんですが、承諾といって、私たちが思う方に承諾がいただけなかったということでございます。

あわせて、先ほどの駐車場の利用の件でございますが、本年度これ決定をほぼしているわけでございますが、110万400円ということでございます。

○中島委員

人選をしたけども御本人の承諾が得られなくて候補者がなくなってしまった、こういうことですかね。市長が絶対にだめということではないんですけども、いろんな民間の知恵をこういうものこそいただくというところで人選が大事なかなというふうに思うんですよ。そういったところで上手にまとまらなかったと、要するにまとまらなかったということで市長がなられたという、そういうことですね。

市長がこの協会の会長ということで、いろんな行事がありますよね。こういうものの責任者という形になっていくわけなんですけども、その点、ほんとにこれは苦肉の策の市長ということになったということですか。本来なら市長いっぱいいろんなやることたくさんありますし、大変だと思

いますけども、この辺はどのように市長はお考えですか。

○林市長

観光協会の会長については、私は、前々からやはり観光事業は民間の知恵と申しますか、ノウハウというのを極力生かしていただくというか、そうした民間の方々に御活躍いただいた方がいいのではないかという思いの中で、会長については担当部局と相談をしてですね、できるだけ民間の方でということで調整はさせていただいたんですけども、そうした中で、先ほど来申し上げましたように、調整がつかなかったということで今年度は私がさせていただいておるんですけども、やはり今申し上げましたように、やはり観光行事については、民間の方々にお願いをしていく、やっていただくということが私はいいというふうに思っておりますので、来年度については、そういった方向で考えていきたいと、極力お願いをしていきたいというふうに思っております。

○中島委員

市長選挙以来の何かが尾を引いているのかなという感じもしまして、商工会等の関係がどこかぎくしゃくした中でこういう結果になったのかなということを私は推測するわけですけども、辺にひもつきになるとかそういうようなことでなくて、やはりいろんな団体との関係というものは健全に保った方がいいなということを私は感じます。そういう努力はされた方がいいんじゃないでしょうか。

会長ということですけども、先ほどの駐車場の件とか決定するに当たって、やはり市長まさにトップですもんね。決定するとトップですね、観光協会の会長でもありますけども、市長のトップと、両方のトップということになるわけなんですけど、先ほど後からお知らせいただいた駐車場料金は、平成19年度に復活してちょっと上乗せをしたと私は記憶して、平成20年度は79万円ですよ。その前もう少しあったでしょう。だからそれをさらに復活したという感じにはなっているわけですけども、ことしはね。だけど知らずに来て、怒って

帰ったという人が次また来てくれるかどうか心配だということなんです。まだまだ知らないで来ちゃったということなので、一たんストップしてもいいんじゃないかと思えますけれども、その辺は市長いかがですか。そういう措置、英断をとってもいいんじゃないですか。

○林市長

八橋のかきつばたについては、ほんとに遠方から楽しみにいらっしやって、見られてがっかりされる、そういった方々ですね、よくことしも見ました。

そうした中で、やはり駐車場料金を取ってまでこんな花を見せやがってというような声も保存会の方々からお聞きしました。また、一般の方々からもそういう声を聞いております。

そうした中で、今、御提案いただきました駐車場について、一度今、中島委員御指導いただきましたことを内部で検討し、そして観光協会の中、また保存会の方々にも意見をお聞きしながら一度検討をしてみたいというふうに思っております。

○中島委員

一度検討してください。先ほどの古紙回収で100万円という話があって、これが収入が100万円という、とんとんの話になってという感じもしますけども、だけど、花を見る方に対しての気持ち、心づかいというものはなにあってもいいんじゃないかと。申しわけなかったですね。お茶一服どうですかとお抹茶出すとかいうのもありかもしれませんが、それもまた手がかかることですからね、ぜひ検討してみてください。

それから、あと少しなんですけど、さっき生活保護のところの一つ聞こうと思っていたことを少し落としました。

実は、派遣村の方から市長に要望書を出しましてね、それで通訳を病院へ行くときなどに派遣してもらえないかというようなこと。通訳は生活保護の係の方には今現在2人実質的にみえるということにはなってるんですけども、病院へ行かれるときに、やはりついていかないと症状を訴えるにも訴えられないという、こういう問題ありますよ

ね。そのついていっていただけるような通訳をお願いできないだろうかという要望があったわけです。これに対しては回答をいただきましたけれども、各病院に通訳をしっかり配置していただけるように市から要望をいたしましょうというようなお約束をいただいたわけなんです、その後そういうことについては動いてただけたのかどうか、この点を確認をさせていただきたいと思います。

○健康増進課長

その件につきましては、まだ行っておりません。早急に医療機関の方にお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○中島委員

まだ行われていないというのは、これはどうしてでしょうか。大至急やってもこれはお金のかからないことだからすぐやりましょうというような回答がいただけたんですね。これはどういうふうに伝わって、どういうふうな指示があって動いているんですか。

○健康増進課長

私の方が市長より医療機関の方にこういう話があったということを伝えてほしいということをお願いしておりましたが、私の方がちょっと忘れておりました。申しわけありません。

○中島委員

忘れられちゃったら困るんですね。回答を文書でいただいたんです。こうしますということですね。ですからやっていただきたい。

それで、八千代病院にはいるじゃないかという話がすぐにくるんですね。でも足りなくて、ほとんど家族が、少しわかる家族が通訳のかわりをしてあまりわからないというようなことをほんとにぼやかされて。ですから、介護の調査員で病院へ行っていただいたわけですけども、向こうの通訳いないかねと言ったけど、だめだめということで市の通訳を緊急に貸していただいて連れて行ったんですよ、八千代病院でも。そういうことで、厚生病院がまだいないんですよ。だから小さい病院はないのはともかく、大きい病院でも置いてもらえないものですから、これについては大至急言

っていただいて、それこそ緊急雇用で雇っていただける話ができる人が多分紹介できるんじゃないか。生活保護の方で紹介できるような人でもいますからね、話ができるような人。ですから、ほんとならついて行ってもらえる人を要望したんですよ。生活保護のところにおいて、そう頻繁じゃないので一緒に行ってください。でもそれは無理という話からそうになりましたので、まずはそこを動いていただかないと困るということで、大至急お願いしますね。

それから最後ですが、民主党政権が障害者自立支援法についても廃止すると、このように言っております。けやき作業所を例にね、この自立支援法が入ってからは大変だということで、その後、市の方もいろいろ目を開いていただいてね、それから国にも要望も出して、国からも見直しがされると、こういうふうにはなっているんですけども、根本的にはやっぱり解決できないような問題があるんだと思います。その点で、担当としては障害者自立支援法が入りまして、本人の負担がふえる問題、施設の負担がまたふえる、入るお金がなくなるからね、少なくなるから減ると、端的にいうと、こういうような問題があったわけなんですけども、この制度の今見直しということが出たその局面で、どんな感想をお持ちなのか、その辺を伺いたいなど。廃止というふうになった場合の後期高齢も同じですけどもね、影響などについてどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○福祉課長

現在、けやき作業所は新体系に移行しております。既に第2けやき、名称としてメープルけやきですけど、運営としましては、まずまず収入もあるところで、ぐっと減ったわけではございません。オープンして大体横並びぐらいです。その時期、季節もありますけれど。

あと、職員問題ですけど、報酬単価も平成20年度に4%平均アップされたということでございます。そして、第1けやき作業所の運営についても事業内容がぐっと変わってきております。就労移行支援事業、そして生活介護事業ということで



二通りの事業をやっております。

運営については職員が定員で50人の利用者があって、メープルけやきの方へ移ったのが20人と、残りが30人という中で、職員も生活介護で4人ぐらいふやしておるという状況です。当然ながら職員ふやせれば報酬単価に見合った額では追いつかないということでございますので、何を補てんするかというと、臨時特例交付金、今は安定化事業の助成金をいただいております。既に多額の補てんということで、職員がふえておりますから、7月まで300万円の補てんをしております。このままていくと、この臨時特例交付金が終わってしまうとするとどうしたらいいかという問題が出てきます。そうした問題は抱えております。

そして、やはりこの新体系に移行している中で、急にまた変わってしまうということになると、またどういった形で廃止され、どういった方向でいくのかというのがまた心配でございます。前の支援費制度に戻るのかどうか、戻るとなると、また中身がまた変わってきてます。当然報酬単価をぐっと上げていただければいいということと、そして、支援費のときにはゼロ円から始まった利用者負担、低取得者、そういった形がとれれば利用者の軽減も、何遍か軽減しております。これが解決できるじゃないかなというのは私、感想に思っております。

ただ、急に変わってしまうとなると混乱が生じるじゃないかなというのがちょっと心配でございます。ほんとに今年度で変っていくのかどうかというの、また来年度になるのか、その後になるのか、ちょっと私も、いつ廃止になるかちょっとわかりませんが、今、運営は何とか補てんしながら、メープルけやきも売り上げもまずまずといったところで報酬単価も上がってきたということで何とかまずまずいっているところでございます。

以上でございます。

#### ○中島委員

まずまずという話があったわけですが、底流にはやはり本人負担の基本1割負担というところでこれがどんときて、その軽減措置はとられたもの

のね、この負担という問題は解決されない、全部はね。支援費であればということで保育料でもそうですけど、ゼロから始まってその所得に応じて支払うという、こういうものであったものからそれなら矛盾がなかったんですけど、本人負担もね。ところが、一律にきたものですから大騒ぎになったと。大騒ぎのものはこの制度が入ったことなんです。引くにも大騒ぎになったかもしれないと、こういう話ですけども、今、臨時財政交付金300万円とおっしゃった、毎年。ちょっと確認させて。

#### ○福祉課長

300万円というのは、また円滑化事業というのがありまして、90%まで補てんすると。けやきが以前85%の報酬で受けておりましたものですから、90%、5%を補てんするのが今までであった円滑化です。

今回の平成21年度は、何でもいから90%まで引き上げちゃうよと。例えば85じゃなくて70%でも20%補てんして90までもってくるというような変わり方です。

それと今言いましたのは、300万円は今年度です。4月から7月までの4カ月ですけど。そういったことで、300万円補てんされたというのは何かというと、平成18年3月の旧支援費制度の人数でもって急激に分離して子供が減っちゃったと、職員はふえちゃうよといった場合の補てんで90%みるという制度に今回変わったわけです。

ですから、けやきの方は子供が20人向こうへ行ってしまったと。残りが30人で、またかつ、職員が必要になったということで計算されたのが補てんの今まで300万円ということなんです。前はこんなことはございません。あくまでも5%補てんしただけでございますので、国はそういったような今、苦肉の策で措置をしております。

#### ○中島委員

こんなややこしいことやらない方がいいですね、やっぱね。一々名目も変わるしね、わかりにくい。入るものやら入らないものやら安定した運営ができない、こういう点では、こういうことやっ

てること自体がね、もうこの制度がぼろぼろだということなんです。もうつぎはぎで一生懸命やっているといることですから、やっぱりこれは廃止の方向でね、前の支援費制度の方がよほどいいというふうに思いますけど、どういうふうに案が出てくるのかそれはわかりませんが、後期高齢と同じでわかりませんが、やはり今の大きな矛盾そのものが補足しても、なお穴がふさがらないと、こういう感じがやっぱりいたします。

それで今何とかけやきもっている、第2けやきもっていると今おっしゃったね、まああと、まずまずと。第2けやき、平成20年度で建設をしましたね。建設費全体の中で、けやき自身が負担をしたお金というのは、全体が幾らでけやきの自己資金が幾らで。わかりますか、それ。相当大きな大きな補助だつて負担が少なかった。みんなで援助したんですね、いろんな形で。ちょっとその実態を教えてください。

○福祉課長

今回ケアホーム2ですね、以前はけやき作業所、第2けやき作業所、それからケアホーム1です。けやき作業所は、委員も御承知だと思いますけど国庫補助、県補助をいただいております。そして、総事業の中から歳入受けとしてうちの方の助成もしております。そういった中で、けやきも自己負担資金もございます。自己資金が法人資金として出していた額が124万3,000円ということでございます。

全体設計が市がみておりますけれど、全部の総事業でいきますと、第2けやき作業所、ケアホーム1含めて2億2,621万3,000円です。その中で、国の補助金が、これはあくまでもけやき作業所の方だけです。ケアホームはちょっと補助制度が新たに今年度はありましたけど、昨年度はちょっとございませんでしたので、備品含めて7,420万円、これが国です。県が3,710万円です。市の補助金が設計も含めて8,131万3,000円です。あと、民間の助成金、これはあくまでもケアホームの方でございます。ケアホームは国庫補助がつかせませんもんですから、いわゆる自転車振興会だとかさうい

ったところから民間助成をいただいたということでございます。

あと、法人負担が先ほど申し上げたとおり、124万3,000円でございます。

あと、個人負担になりますけど、個人の方でございますけど、これはケアホームに入るための積立資金がございまして、これが1,500万円ということでございます。

以上でございます。

○中島委員

立派な施設ができて、けやきの皆さんがメーブルというバン屋を拠点に、喫茶店を拠点に活動していくというすばらしい施設ができたんですね。そういう意味でいうと、2億円を超えるような建設なんですけどもね、用地も市が購入しましたね。そして国・県・市でほとんどの金額を占めて、2億円のうち、今言われた法人が124万円で施設ができたんだというね、そういう環境の中であれがスタートできたんですよ。市も、うんと法的な根拠なしの援助をいっぱいしました。そういうもつとでやつとぼちぼちというところで採算が合うかなということ。これがもし大きな借金があつて、第2けやきで。それでぼちぼちだつて言つたら首つっちゃうぐらい大変なんですよ、実を言うと。そのぐらいやはり援助した中でこれがあるんだということを私は思うし、そうでなければ、やはりこの制度の中ではきつという言われられるわけで、これからもいろんな支援は必要だろうというふうに思いますけれども、やはりこの制度そのものを一日も早くスムーズにいい方向に変えていってもらいたいと、私はそういうふうに思いますけれどもね、市長はどんなふうな所管でしょうか。

○林市長

この障害者自立支援法の施行でいろいろな難儀な声を利用者とか、あと、けやき、社会福祉法人の方から聞いているわけございまして、そうした中で、つぎはぎでやっていると今表現をされたんですけれども、そんなところもあるのかなという思いがあります。

そうした中で、よりよい方向で今政府の方が制度設計をやっていくようなことであります。

そうした中で、やはりしかしながら、一定の形で動いているわけでございまして、混乱がないような形でよりよい障害者の福祉制度ができていければなというふうに思っております。

○川合委員

少しだけ質問させていただきます。

主要成果書の90ページです。商工費ですが、一番下の表の中心市街地活性化支援事業、西新地地区活性化支援事業に対して商工会の方に87万5,000円、これが交付されているわけです。商工会に対して交付しているの、その先の方がどうかはちょっとつかみにくいかもしれませんが、わかる範囲で結構でございますので御披瀝ください。お願いします。

○経済課長

この中心市街地活性化事業の補助金でございます。87万5,000円ということで、これこの字のとおり中心市街地、いわゆる西新地地区でございますが、その商業等の活性化調査をするということで、以前ございましたTMOの事業の延長の中で商工会を通じ、コンサルが入った中で西新地地区の今後のあり方と申しますか、事業計画への意見の調整、投資的市場の考えを検討し、指導している中での補助事業ということで行っております。

ただ、以前からも質問等でお答えしてるとおり、今年度都市整備の方で調査ということで進めている部分もあるわけでございます。

○川合委員

よくこの地権者の方にお会いするたびに、なかなか進まない。我々の要望がなかなか通りにく。市の方も地権者であるわけで、もっと強力なイニシアチブがほしいというをよく言われるんですね。なかなか進捗状況について今までつぶさに承知しているということはないわけですが、今後その時間的なものを含めて、どんなような方向性で進めていく予定があるか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

○経済課長

具体的に何年どうこうというのは、今の考えはないわけですが、今申し上げましたように、今年度の調査、研究の中で、今後のあり方を見出していかなければならないのかなという思いでございます。

○川合委員

そういうことだと思います。規模の大きいものであり、なかなか今まで経験のないような大きな開発事業、駅周辺の区画整理とまではいきませんが、こういうことというのは、なかなか民間の地権者の方1人1人がすごいノウハウを持ってやっていることではないんですね。コンサルタント入りますが、ただコンサルタントというのはどこへ行っても似たようなこととかという言い方悪いけど、なかなか焼き直しで私どもにはめてもこれはダメというようなことで、現実からなかなか離れてびったりはまったものがなかなかないような気がするんですね。それに知立も駐車場があったり、地権者の一部であるということで、相当やっぱりイニシアチブとかいろいろなノウハウとか提供していかないとこれは進まない事業だと思います。やはりこういう景気になっちゃって資金面、歳出面のことを考えるとなかなか進みにくいこともあるかもしれませんが、地権者の方もだんだん年取ってみえるし、これは非常に急がなきゃいけない、また、進められないならそれなりの理由づけもしていかないと、なかなか納得の得られないことだと思いますので、できたらほんとにその辺を地権者にお任せ、コンサルにお任せではなくて、その辺をきっちり進めるという決意のもとでやっていただきたいと思います。

やはりいろんなところへ視察に行きましても、そういう物はつくってもなかなかそこに入居する保証がないとかいろいろその先のことを考えて事業が進まない面があるんですが、よくやれたとしたら法的なものをそこの中に入れて核とする、もしくは集客の期待できる商業施設を核とするというようなことがあるんですが、今回、商工会館が耐震の問題であるとか、建てかえの問題であるとかいろいろあるわけです。代替の土地のことやら

建てかえの方針も決まっはいるようなんですが、そういう機会をとらえて、そういったものを含めた考えで駅の目の前の大事な土地でございますので、その辺の今後の方針を市長、お考えありましたらお話いただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

#### ○市民部長

西新地につきましては、私ども経済課が一応窓口ということでやらさせていただいております。

それで、私ども今待っていますのは、都市整備が地権者に対して実施するアンケートを取りますという計画がありましたので、その実施のアンケートの結果、どんなものになるかというようなことで計画が進んでいくと思いますので、今、都市整備の方で集計して計画を立てておるといいますので、とりあえずは実施するためのアンケート調査を今実施しましたので、それがどうまとまるか私ども待っている最中でございます。

以上でございます。

#### ○林市長

西新地地区については、本年度予算つけさせていただいて、それでそうした中で、この前組合が立ち上げていただいて、今どんなふうにしていくかということに関係者の皆様方がお考えいただいているところであろうかというふうに思っております。

そうした中で、市がもう少しリーダーシップをということであります。やはり市も今、川合委員おっしゃられたように、知立市にとっても玄関口の大事な場所であるわけでございまして、やはり地権者の方々、関係者の方々に丸投げというか、すべてお任せというわけじゃなくて、やはり相談があればしっかりとテーブルを同じくして話し合いをしていく。また、こちらの方で何かいい案があれば、また向こうの方に投げかけていく、そんなこともやはり必要であろうかというふうに思っております。

しかしながら、やはり大事なことは、この地権者と関係者の方々が熱意を申しますか、そういった強さというか、皆様が一致団結してやるという

そうしたことが大事なことであろうかというふうに思っております。

しかしながら、何遍も申し上げますが、市としてもできる限りの協力はしていくということはおわりはないわけでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

#### ○川合委員

地権者の方の熱意、その具体的にどんなことをやってるかということが求められるわけですが、熱意は十分にあるんですけど、その熱意をどうやって集約するか、どうやって背中を押して進めるか、この辺がですね、やっぱり僕は行政の仕事だと思いますね。特に駐車場もあつたりしてますけど、一緒にやっていくという感覚でやっていかないと、地元から来たたらそれを聞いてそれに対応するんじゃないくて、同時に進める必要があると思いますので、その辺は御認識のほど、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、その同じ表の中で、その下にあります信用保証料の件が3行ほどありますが、中小事業者向けで38件、47件、27件というふうで信用保証補助金対象の事業者があるわけですが、上の38件と47件、これが平成20年度の既存の保証制度の数で85件となりますが、これは平成19年度と比べてもそんなに差異がないわけですが、その下にあります原材料価格高騰対応緊急保証、これが27件ということで、これは年度初めからではなくて途中から始まったと思うんですが、今年の。この辺の数字の推移について、ちょっと御説明お願ひします。

#### ○経済課長

原材料価格高騰の緊急保証の補助の関係でございます。今、質問者申し言われたように、今年の10月31日からということで、12月の議会におきまして承認をいただいて遡及をして実施をした中でございます。27件ということで、これが多いのか少ないのかというのはちょっと前年度比較等がございませんので、ちょっと何とも申し上げることができないわけですが、ちなみに、今年度の8月末までの件数を申し上げますと19件ということで

ございます。状況を見ますと、今の状態ですと、やっぱりことしの5月、6月ぐらいがピークで20件以上の認証がございまして、あがってきておりますが、その後、8月徐々に減ってきておる状態です。

また、今後の状況がどうかということもございますが、昨年の10月から始まって、やっぱり前年度対比ということの比較がございまして、約1年がこれで過ぎます。ですから、昨年の同時期より収入が減るといった条件の中でもございますので、そういった部分で今後の見通しとしましては、今の状態で若干減りつつあるのかなという思いでございます。

○永井委員長

ここで10分間休憩します。

午後6時03分休憩

午後6時11分再開

○永井委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川合委員

それでは、先ほどの続きですが、同じ表の中の原材料高騰対応緊急保証の件が昨年10月から始まって3月までのいわゆる5カ月間で27件ということでよろしかったですね。その後、今年度に入って4月から10月までの半年間で19件ということで、駆け込みの需要はこれで多分ひと段落したような気がするんですが、この間の本会議のときですね、上野監査委員が言ってみえたように、一つ波が越えただけのことで、これはまだまだ絶対に景気の底を打ってない、これが現状だと思います。

ですから、あのとき監査委員が言われたように、ことしの年末もうすぐなんですが、ここで大きな波が来るのは確実だと思います。こういった緊急保証制度について金融機関の人は、ある程度周知しているように思いますが、さらにこの辺のことを経営の改善のためにPRするように何か施策なかなか難しいことではございますが、これを広くPRして、ことしの年末を何とか中小企業の方、零細、個人の方が乗り越えるようなふうにしていって

きたいと思いますが、ここについてのPRというか、遡及というか、周知の方法というのは何かしてみえるのでしょうか。ちょっと確認したいと思います。

○経済課長

今、PRということでございます。私どもといたしましては、市のホームページ、また、広報にはちょっと掲載がないかと思っておりますが、あと、商工会を通じての御案内、そのようなふうで行っておるところでございます。

○川合委員

いずれにいたしましても、もうことしの年末はすぐ来るわけでございますが、何とかこういった制度をまた商工業の方々たちに何とか改善に向かっていけるようなそういったものを遡及し、相談に乗っていただけるようにお願いしたいと思うわけでございます。

今こちらに冒頭の7款の1項商工費のその下の冒頭の文書に保証料のことが書いてあるんですが、保証料の補助のことが中間あたりに50%補助、上限が10万円ということが書いてあるんですが、緊急保証もそういうことでよろしかったですか。

○経済課長

緊急保証につきましては、100%の上限が10万円ということで行ってます。ですから、この適用はございません。

○川合委員

保証料ですからそんな何十万の金額ではありませんが、50%補助じゃなくて満額、上限は10万円でありまして補助がありますので、それでも多くの方が助かると思いますので、遡及していただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○池田委員

時間も押してますので、簡単に2点ほどお聞かせいただきたいと思います。

まず、86ページの資源ごみ分別収集地区の整備事業で新林町で357万円載ってますが、これの中身を教えたいと思います。

○環境課長

新林町につくりましたあの割目川緑地のところにつきました集積場の工事であります。伯栄にやっていたいております。平米数で言いますと20平方メートルのものなんですけども、割目川緑地のちょうど斜面につくっておりますので、鉄板というんですかね、鉄骨でつくっております。斜面につくって土留めだとかいろいろやりましたものですから経費が非常にかさんでおります。いつもうちの方がつくってるものだと思いますと金額的に357万3,150円ということで費用が非常にかかった工事となっております。

水道が引いておりませんが、屋根とフェンスと照明機器は設置しております。

以上です。

○池田委員

照明はついてないということですが、先ほど中島委員からもお話がありまして、集積場すべてかぎかかっていますかと言われたときに、かかっていますという返事をいただきましたが、これはもう一度確認させてください。本当にそうですか。

○環境課長

私が見に行ったところは、かぎが皆かけられるようになってしまったものですからそう言ったんですけども、全部のところを55カ所確認しておりませんので、後で再度確認させていただきます。

○池田委員

なぜ聞いたかという、谷田町は行き止まりの道路を使ってまして、あそこは完全に開放された場所を使っています。囲ってもいけませんのでフェンスもありませんし、ミニハウスの番小屋だけがありますが、かぎが全然かからないような状態になっていますので、今後こういうのっていうのはすべてフェンスつくっていただいて、かぎかけられるようにはできるような要望したらそういう方向にもって行っていただけるかどうかお聞きしたいんですが。

○環境課長

防犯上の問題等もありますので、基本的にうちはかぎがかえられるような方向で直していきたいと考えております。

○池田委員

一つ問題があって、あそこは通学路にもなっています。道路で使われてる部分もあるので、大変難しい条件だと思いますが、使用するには幅が広くて場所が広いものですから、町内としては便利になってますけども、フェンスでつくるとなると場所を変えないとできないと思うんですよ。そこから辺のことも少しこれから検討していただいて、かぎかけるんでしたらああいう場所もどういうふうにしたらいいか目安を教えてくださいませんか。町内としても動けないと思いますが、そこから辺の見解をもう一回聞かせてください。

○環境課長

場所を動かなければかぎがかえないようなところもあることも今わかりましたので、早急に1カ所1カ所場所を確認しまして、どういう形でやったらできるかということを検討して今後研究してまいりたいと思いますので、お願いいたします。

○池田委員

もう一つ、先ほどの議論の中で、古紙回収を同時に行ったらどうかという話の中で、暫定的に金額はともかくとして100万円ぐらいの委託料は出るだろうという話が出てきましたけど、この意味を教えてください。

というのは、今現在ごみ監視でもそれぞれに委託料というか、町内に補助を行っておと思いますが、同時にやれば別に新たに補助をする必要はないんじゃないかと思いますが、この意味をもう一回教えてください。

○環境課長

町内の方に補助金を出すという意味じゃなくて、業者が集める収集するのに委託料が要するという意味ですので、町内へのごみ分別の収集の報酬金を出すという意味ではありません。

以上です。

○池田委員

意味はわかりましたが、古紙回収の場合は、これ回収したあと、少しお金になるんじゃないですか。それでペイにはならないですか。それともそういう意味じゃなくて、業者が使うときには必ず

その委託料で運んでもらわなきゃいかんものだからそれだけの経費がかかるということでしたら、先にそうやって説明してもらえれば私も質問しなかったんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○環境課長

古紙回収で確かに収入が入ってきております。平成20年度の決算でいきますと、主要成果の36ページ見ていただきますと、市全体で997万9,903円、これには段ボール、新聞、雑誌、牛乳パック、この4種類のもの合計になりますけども、市全体で997万9,903円の収入を得ております。

ですから、市全体ですのですべてのところになりますけども、これだけの収入があります。この回収につきましては、2種類の中身がありまして、町内会で集めていただいている部分と、団体が集めている部分、2種類の歳入がこの全部で997万円ということになりますので、お願いいたします。

○池田委員

最後に、古紙回収の件をもう一度検討していただく上で、例えば夜だと危ないという話が出ましたが、谷田町みたいに火曜日の朝やっているとありますので、午前中で終わります。2時間しかやってませんが、ここで集めることをすれば別に安全性の問題はないと思うので、合わせて2週間に一度ですけど、合わせていただければ手間省けるような気がしますので、一度検討していただければいいかなと思います。それもあわせてまた考えていただければと思いますが、いかがですか。

○環境課長

現在、朝午前中だけやっているところに関しましては、非常にやりやすい地区だと私も思っております。回収が夜やっているところ、朝やっているところ、今時間帯が集積場によってばらばらになっております。もう時間帯の統一等も図りながら古紙の回収も検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○池田委員

最後に、もう一つだけお伺いします。

高齢者生きがいセンターですが、本会議で建築

確認が出ないために大分おくれたということではありました。たしか入札がもう終わったと思いますが、その結果を教えていただきたいと思えます。

○長寿介護課長

入札につきましては、先週の木曜日と金曜日に札を入れていただいております。本日開札です。私、きょうこの場におりますので、どこの業者が落札したかちょっとわかりませんので、お許しください。

○池田委員

また本会議で出ると思っていますのであれですが、その中で、ちょっとあるところからお話がありまして、この工事費の最低価格を決めるための算定をしてると思います。その算定はどこでどうやって出しているのか、わかったら教えていただきたいと思えます。

○長寿介護課長

この工事につきましては、分離発注です。本体の建築工事と電気工事と機械設備工事の建屋につきましては分離発注をしております。

それで、それを発注するのに積算を組まなければできませんので、積算につきましては実施設計を設計業者の方に依頼しております。そのでき上がったものを建築課の方で再度見直しをしていたきまして設計を組みまして業者の方に発注をしております。

○池田委員

多分そうだと思いますが、今回の工事費の最低価格は何%に設定されたのか教えていただきたいと思えます。

○長寿介護課長

予定価格の3分の2。

○池田委員

もう一つ、たしかこの入札で失格ラインが設けられたと聞いておりますけども、この工事費の何%で失格になるのか、ちょっとそれも教えていただきたいと思えます。

○長寿介護課長

予定価格がございますので、予定価格の3分の

2が最低制限価格なものですから、3分の2を4回れば自動的に失格になります。

○池田委員

入札価格がわからないのでこれ以上、話はできませんけども、3分の2の最低価格というのは妥当なのかどうか、ちょっと私も専門家じゃないのでわかりませんが、知立は大変低いじゃないかという話を聞いたものですから確認させていただきました。工事費として成り立つには3分の2ではなかなか受け手がないんじゃないかという話も聞きましたものですから、今後こういう大きな工事につきましては、しっかりした基本的なものを出さないと業者もいいかげんな工事になる可能性も出てきますので、よく目を通していただかないといけないんじゃないかという意見いただきましたので、ぜひそこら辺を今後は検討してしっかり目を通していただきたいと思います、いかがですか。

○清水副市長

今の最低制限価格のお話につきましては、本会議一般質問でも85%というのは、お話のあった件と同じかなというふうに思っておりますが、現在私どもの方では、先ほどこれはすべての工事でございますが、そういう形でやっておりますので、その目的というのは、やはり確実なお仕事をしていただくためには一定の適正な価格があるんだということの中での設定だというふうに私、理解しております。そういったものがこの前の本会議の中では、ダンピングというような言葉も出てまいりましたが、そういう形でない適正な価格で受注、発注をさせていただくという趣旨でやっておりますので、その過日の本会議での85%、これについては今すぐに結論が出ませんが、いろんな状況を調べさせていただく中で、調査、研究をさせていただきたいというふうに本会議でも御答弁申し上げましたが、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

○池田委員

その85%は、たしか国の指針で今後やるようにという指導が出てはるはずですので、ぜひしっかり

した検討をしていただきたいと思います。

これで、質問を終わります。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第1号について、挙手により採決します。

認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、認定第1号 平成20年度知立市一般会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第2号 平成20年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第2号について、挙手により採決します。

認定第2号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、認定第2号 平成20年度知立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算



認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第5号 平成20年度知立市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第5号について、挙手により採決します。

認定第5号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手全員です。したがって、認定第5号 平成20年度知立市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

認定第7号 平成20年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高笠原委員

補正でもいろいろと聞かせていただきましたけれども、少しお聞かせをいただきたいと思います。

決算ということなのですが、介護保険につきましては補正のときにもいろいろ聞かせていただいた中で、認定の制度がとても悪くて、猫の目が回るぐらいにくると変わってきたということがありまして、また、この10月からは変わるわけですが、それで、一般的には施設に入りたい、もう体が弱ってきた、面倒見ていただく人がいない。だから公の施設に入りたいと、こういうふうにも思っても入れないというのが一般的に言われているところでありまして、知立の施設に入りたいと言って申し込んで入れない待機者、こういう方々は以前の議会のときにもお聞きしましたけれ

ども、ダブっているかもしれませんが、きょう現在と言いますか、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○長寿介護課長

今、手元に持っています資料につきましては、8月31日現在で調べさせていただきました。今、待機をしている市内の方は、重複しているかもしれませんが、158名の方がおみえになります。

○高笠原委員

聞くたびに少しずつふえてるというのが現状じゃないかなと思うんですね。

それで、これダブリチェックは個人情報のことであってできないと言われましたけれど、大体何割ぐらいがダブっているかなという想像をしていらっしゃるのか。想像の範囲で結構ですが、お知らせください。

○長寿介護課長

例えば知立市内には特別養護老人ホームが2カ所ございます。多分2カ所には同じ方が申し込みをされていると思いますので、例えばヴィラトピア知立は市内の方、77人待機してます。ほほえみの里は76人待機してみえますので、最大数でいけば76名かなと思います。

○高笠原委員

両方全員が申し込んでたとすればそういうことですね。全員ではないとは思いますが、もうちょっと現実的には市内の人が多く、私は100人ぐらいはいらっしゃるのではないかなと、こういうふうに思っております。

それで、国はやっぱりいろんなことで建てなさいとは言っておりますけれども、以前にお聞きしましたときには、施設を建てるためにはいろんな縛りがあるんだと、こういうことをお聞きしました。要介護が2から5の人のその数字が37%とかという縛りをお聞きしましたが、それは今も一緒なんですか。

○長寿介護課長

おっしゃられるとおり、国は参酌基準はそのまま変わっておりません。

○高笠原委員

参酌基準が37%ということですが、これは国が決めているので取り払うことはできないですか。

それと、知立市の中で37%なのか、例えば近隣市との間での37%なのか、そこのところも聞かせてください。

○長寿介護課長

この国が示しています参酌標準の37%といいますが、この知立市が保険者なものですから、知立市で縛りがかかっております。

それで、具体的な数量をお答えすればよろしいわけでしょうか。

それでは私どもが今現在平成26年度の要介護の2から5の認定者の数は、計画では892人となっております。それで、市内の介護施設の状況を見ますと、定員数を今から述べさせていただきます。特別養護老人ホームヴィラトピア知立は80人です。同じくほほえみの里は70人です。知立老人保健施設は95人です。グループホームながしの里18人、グループホームじぶんち9人、有料老人ホームの介護つきということで、ワンズヴィラの池鯉鮒は30人、302人が今現在ある施設の定員数でございます。

それで、私どもが今計画をつくっております要介護2から5の認定者の方の数は892人と予定しておりますので、国の示す参酌標準は37%を掛けていただきますと330人となります。330人に対して定員は今302人の施設しかございませんので、28人が現在不足しているわけですが、平成23年度中には小規模特養、定員29名の施設を建てていただく予定でございますので、302人29人を足した331人となりますので、国の示す参酌標準の330人はクリアをしております。

○高笠原委員

そうしますと、今度できるところね、その定員数も入れてちょうど、そういうことになるんですね。だから、今度できるところ以外はどうつくれないと、こういうことになるわけですね。建設は無理だと、介護施設の増床は無理だと、こういうことになりますか。でも何かほかに法的にあって、29人以下のものであればつくれる、どうで

すか。

○長寿介護課長

今の計画の中で、社会福祉法人等が手を挙げていただいているのが1カ所でございますので、例えばグループホームであれば市が指定をするわけですから、参入していただける業者の方があればワンユニット、ツーユニットでも対応はできると思います。

ですが、今計画上にはそれを見込んでおりませんのでということで、それで今、待機者の方が多いということになれば、知立市におきましては圏域は西三河南部圏域に入ります。西三河南部圏域の中では、総体の数としては足りております。

それで、特別養護老人ホームをつくる場合におきましては、県が指定をするわけですので、県が圏域というのは岡崎市を初め、7市4町で圏域県を持っておりますので、その中で、どこの地区に特別養護老人ホームを建てられるかというのは社会福祉法人とか医療法人が手を挙げていただいた圏域の中で調整をされていくという制度になっております。

○高笠原委員

そうしますと、県がこれ手を挙げた人の中から指定をしているんですが、例えば知立の中で手を挙げる人がいれば知立でもつくれると、こういうことですか、グループホームや何かでも。

○長寿介護課長

グループホームにつきましては、市が指定をするわけですので建設することは可能ですが、今の第4期計画の中では、グループホームを増床するという計画になっておりませんので、今期中に対しましては、次の第5期のときにまた計画をつくるときに考えさせていただきます。

○高笠原委員

わかりました。グループホームは市の許可でつくれるからできるけど、今、手を挙げてる人はいないと、こういうことですね。

それで、この待機者を解消するためには移設以外ないわけですけれども、療養型病床をずっと全廃の方針を出してきたわけで、それで減ってきて

るということはあるわけですね。それで、この整備率については地域差と言いますか、そういうものもあるかと思うんですけれども、行政としての甘さというか、そういうものもあつたのではないかと一般的には言われておりますが、知立市の中で、今お聞きした待機者158名、それで今度の小規模特養ができて定員29人だけでも知立市の人が必ずしも全部入ると、こういうふうにはならないと思うんですが、そうすると数字的にははまるようにはなりませんけれども、ちょうどということにはなりませんよね。

それで待機者はこのまままたずっと続いていくという、こういう状況にあると考えるんですけれども、その点はどうですか。

○長寿介護課長

小規模特養につきましては、地域密着型ですので、市外の方は原則入れませんので、知立の方全員です。

○高笠原委員

そうすると、今の数字的にはほぼ29人が入ると、市内の人がね。そうすると、国が言ってる参酌標準、その37%で数字的には330という数字でここに当てはまってちょうどだと、こういうことをおっしゃってらっしゃるのかな、そういうことになりますか。

○長寿介護課長

これはあくまで算定の数字の中の理論なものでございますから、特別養護老人ホームというのは先ほどもお話しましたとおり、西三河南部圏域の中で調整を行っております。

それで、御質問者がおっしゃられるとおり、介護療養型施設につきましては、第4期、平成23年までに医療療養型に変わっていくのか介護保険施設に変わっていくのかという原則のもとで第4期計画を立てさせていただきました。

ですが、現在の政権が公約としているのは、介護療養型病床はなくさないということを公約をしてみえますので、現在南部圏域におきましては、介護療養型病床につきましては、まだたくさんの方の枠があるはず。特養と老健は不足しております。

す。介護療養型病床は、記憶で済みませんが470人ぐらいの定員がまだ現存で業者が残っておりますので、南部圏域圏内では今度の政権が存続をしていく形であれば充足をされている圏域になると思います。

○高笠原委員

鳩山内閣、民主党政権、マニフェストでうたわれたことを次から次へと実行していただければいいろんなことがよくなっていくわけですね。それで今も言われましたように、西三河の南部圏域の中では介護療養型病床がたくさん残っているから、この中で補っていけると、こういうふうに見えらっしゃるわけですか。

それですが、そうしますと、第4期の中ではこういうふうですが、次の第5期の計画を立てられるときにはこの施設に関するものは一切盛り込まなくても知立市の場合はやっていると、こういうふうにお考えでしょうか。

○長寿介護課長

平成26年までの要介護認定者数の推計は出ておりますが、3年後に計画を立てるときに、今の推移でこのままいけるのかというものをまた判断しなければいけませんので、そのときに受け皿となるものが必ず担保されているかということがここでは確約をすることはできませんが、現時点において算定する数量においては充足されていると私は考えております。

○高笠原委員

他市に比べて比較的いいということになるんですね。それで、第5期にもそう心配はないと言われるのが知立市の介護保険の担当の方のお考えでいらっしゃると。大きな市にいくと建てる場所がないとかいろいろあって、この整備率が大変落ちているわけなんですけれども、知立市の場合は、そういった点では恵まれているというんでしょうかね、そういうふうではないような気はするんですね、現実入れない、入れないという悩みの方が多いわけですからね。まだそういう施設の増床、そういうところから目を離してはいただけないなど、こんなふうには思っておりますが、それ

で、介護従事者の報酬引き上げ3%ありましたが、いろんなところの施設のところで政府がこの3%を上げるときに介護従事者に2万円給料が上がるよと、そういうものがひとり歩きすると言いますかね、そういうふうでお給料が上がると思っていたのに大変少ないと、そういうことでね、前にお聞きしたときにヴィラトピアが5,000円で、ながしの里が2,000円、ほほえみの里がボーナスのときに少し加算をすると。とてもとても2万円を給料を上げるということにはならないと、そういうふうと言われております。

それで、今度の政権では7%上げると言っております、7%が4万円ですか、そういうふうに言われておりますけれども、実際に今マニフェストの中で言われているように、この4万円というか、これが保証されるということは実現に向けて政治が動いていかなきゃいけないわけですが、実際に7%で4万円という数字にはなると思っていますか、お聞きさせていただきたいと思うんです。

○長寿介護課長

御質問者がおっしゃられるとおり、4万円を上昇させるのは介護報酬の改定が7%というように公約には記載されております。

それで、国全体の介護給付費は約6兆円を言われております。その7%をいけば4,200億円です。国全体としてこの4,200億円の出どころはどこにあるかということは私ちょっと承知しておりませんので、どのような形でこれが捻出されるかはわかりません。

しかしながら、7%上昇させる、7%の介護報酬の改定があった場合、午前中にもお話をさせていただいたとおり、現在知立市の方におきましては、2億円余の基金残高がございます。それを3年間でゼロに多分なってしまうと思います。7%上がった場合につきましては、それで第5期を迎えるときには、基金残高がゼロになる可能性もあるかもしれません。

しかしながら、7%の介護報酬の改定があった場合については、国から何らかの補てんがなけれ

ばどこの介護保険の保険者も多分運営していくことが非常に難しいのではないのかなと私は考えております。

○高笠原委員

ほんとに介護従事者の人たちは労働の割に報酬が少ないと、それがずっと言われてきておりましたので、上がることはいいけれども、国から今のお話じゃありませんが、基金残高がゼロになっては困るわけで、何らかの形で来ていただかなきゃいけないわけですよ。

だけど、それがほんとにむだを省いて財源がきちんと出てきてこういうところに充てられるのであればまだ私はいいと思いますけどね、共産党は消費税増税反対ですのでね、財源は消費税だとかそういうところに求められては何もならないわけですので、そこのところは政権が考えることだとは思いますが、民主党にお願いするをする以外にないですね。知立だったら市長にお願いをしていくと、こういうふうでぜひ介護保険の充実のためにちゃんとやってほしいと、こういうことを言っていかなきゃいけないのではないかなと、こんなふうに思いますが、市長どうですか。この介護保険、今こうやって見られて、民主党の政権ではとてもいいことを言っていたと思いますので、期待をしななきゃいけないなと、こんなふうに思いますが、努力していただきたいと思いますが、ひとつ考えをお聞かせください。

○林市長

この介護保険の運用については、よりよい形ということで、その中で、介護従事者の処遇改善が大きな一つのテーマかなと思っております。

そうした中で、この新しい政府がどういう制度設計をしていくかというのはこれから注目するわけでございます。

そうした中で、先ほどの障害者自立支援法のところで申し上げたんですけども、やはり関係者の方々に、できるだけ大きな混乱がないような形で進めていただきたいというふうに思っております。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
認定第7号について、挙手により採決します。  
認定第7号は原案のとおり可決することに賛成  
の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、認定第7号 平成  
20年度知立市介護保険特別会計歳入歳出決算認定  
についての件は、原案のとおり認定すべきものと  
決定しました。

認定第8号 平成20年度知立市後期高齢者医療  
特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題と  
します。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○中島委員

142ページでお聞かせいただきたいと思います。  
被保険者数が年齢別にずらっと横に並んでおり  
まして、合計で4,552人、これが被保険者数とい  
うことであります。そのうち512人が被扶養者で  
あった被保険者数。そのうちという見方でよろし  
いでしょうか。それで全体が4,552人と、これ  
でいいですか。

○国保医療課長

人数については、4,552人の内書きという解釈  
で結構です。

○中島委員

ここに142ページ一番上の表のところ、被扶  
養者であった被保険者数512人というのは、4,552人  
のうちにこれだけみえるということでもいいですか  
って聞いている。

○国保医療課長

委員の言うとおりでございます。

○中島委員

そのうちと書いてあったらわかったんだけどね、  
書いてなかったものですから、そのほかというこ  
とも読み取れるのでね。つまり4,500のうち約500  
人が息子や何やらの扶養家族であって今までは保  
険料は取られなかったという扶養家族、この人た  
ちが引き離された人数ですね。扶養家族から引き  
離されて新たに保険料、いろんな措置はとられま  
したけどもね、経過措置はありましたけどもね、  
こういう方たちが引き離されて後期高齢医療制度  
の中に入ったと、これ数値の確認であります。こ  
ういう人たちがどんな思いだったかなという感じ  
がしますけどもね。やはりそういう人たちですから、  
3割負担、現役並みという人たちは、うんと少な  
いということです。

その下の保険料関係のところ、特別徴収、普通  
徴収とありますね。件数延べというふうに書いて  
あるんですけども、これは12カ月分で4,552人の  
皆さんの内訳がこれだけであると、わかりにく  
いんですけども、こういう見方でよろしいですね。

○国保医療課長

委員が言われるとおりの、徴収方法には特別徴収  
と言いまして年金からの徴収、それから普通徴収  
と言いまして御本人が納付する方法、口座振替の  
方法等がございます。

特別徴収につきましては、4月、6月、8月、  
10月、12月、2月、この月で特別徴収をさせてい  
ただいております。それから普通徴収につきまし  
ては、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1  
月、2月、3月、こういった月で徴収をさせてい  
ただいております。その徴収の回数延べがこちら  
の方にきております。ここにあってます4,552  
人の数字につきましては、年度末の数値でござい  
まして、その間に転入、転出、そういう方もおみ  
えになりますので、この方の分ということははっ  
きりとはちょっと断言できませんので、お願いし  
たいと思います。

○中島委員

年金が少ない方たちは年金からは天引きができ  
ないと、こういうことだね、41%ぐらい、大分大

きい割合ですね。41.6、これは説明会のときに言われたのを書いたんですけどね、普通徴収の率ですね、これがね。非常にやはり感想としても普通徴収になった方が大変多いというふうに思います。年金の少ない方が大変多いと、こういう実態だということでの数字はよろしいですね。

○国保医療課長

確かに前提としまして、年金の額は一定の金額以下につきましては普通徴収ということで当初からやってるわけですが、御本人の希望によりまして年金から引かないでくれと、そういう方も中にございます。そうしたかげんもありますので、年金の少ない人ばかりという断言はできないと思います。

○中島委員

先ほどのパーセンテージは38.78%かな。1万74に対して全体が38.7というそんな感じでしたね。

それで、収入済額、この割合を見ますと41.5、こちらが41.6、こちらのパーセンテージがそれだったということですよ。大体人数割合でこれもきてるといって、少し多いと、こういうことです。自分の希望で年金からは引かないでくれといった方がこの中でどのぐらいみえたのか。要するに、自動的に普通徴収になられた方とそうでない方との割合であったのかということを知りたいですね。それが数字がすぐ出ませんか。

○国保医療課長

申しわけありません。そこまでの数値をちょっと出しておりませんでしたので、後日また資料を出します。

○中島委員

出てないと。率直にそういうすぐ疑問を私は思ったんですけども、収納率そのものは99.06ということで、やはりこちらは滞納がこういう形であるということですね。この辺の実態はどうなんですかね。納めることができない、年金が少なく普通徴収になって割引がされて、でも、なおかつ納められないという方がおみえになったら、やはり大変ですよ。

○国保医療課長

平成20年度におきまして、滞納者実人数でございますが70名、額として178万9,200円ということでございます。この分につきましては、係の方が順次割ってお金をいただくように収納の方に励んでおります。

○中島委員

励むのはいいけども、実態はどうでしょうかと、そういう方たちのね。つまり、よく言われる悪徳の滞納者ということをよく言われますけども、国保でも。そういう人には厳しくいくよということを書いてますけれども、この後期高齢の高齢者の皆さんの滞納者の実態はどのように把握されたのかということですよ。

○国保医療課長

細かいところまで申しわけありません、そういったところ、その方によって額の少ない方もおみえになりますし、高額になる方もおみえになります。細かいところ資料そろえておりません。申しわけありません。

○中島委員

この制度がなくなってしまうと、そんな細かいことを要らないかなと思いますけども、やはり年齢できちんと線を引いてね、この制度に入りなさいと。扶養家族からも切り離して、あなたはこっちですよということで厳しく押しつけられた制度なんですよ。うばすて山と。

だからそういう中で、そういう所得の低い高齢者が大丈夫なんだろうかという優しい気持ちでもてもらいたいなというふうを感じるわけですよ。一度この辺は国保などでもよく調べることをやっていただいていたと経過がありますよね。健康増進課長あのころよくやられたね。ほんとに国保の滞納が多いと巡回されておられましたけども、そういうような取り組みも知立市はやってくださっているんで、後期高齢の場合も困っていらっしやらないかということをやったりと調べる必要があるということですよ。

その次の保険料還付済額というのは、一体これは何なんですか。これは徴収との関係で還付が必要だったんですか。

○国保医療課長

保険料の方の付加が始まりまして、途中でお亡くなりになった方等がおみえになりますと、亡くなったところにさかのぼってお返しをしなければいけないものですから、そういう意味合いで還付ということが生じてきます。

○中島委員

やはり後期高齢ということ。

○国保医療課長

死亡された方と、あと、転出された方も含みますので、よろしく願いいたします。

○中島委員

あまり数字を細かくね、わかりました。転出もありますもんね。

それで、これは転出届があったり死亡届があったりしたら、その月の分の保険料は不要になるのか、その月の分までいただくのか、どっちなのでしょう。もう月初めに亡くなってしまったとか、これは亡くなった月までは加入者ですかね。そういうようないろんな保険給付との関係があるので、途中まで入院をされていたとなると切るわけにはいかないですね。

○国保医療課長

しっかりしたことを申し上げられなくて申しわけありませんが、国保の場合を例に挙げますと、例えば転出された方などは、その前の月までを被保険者としておりますので、それまでの保険料をいただくという考えで私は理解しておりました。もしこれが誤りでしたら、また御報告させていただきます。

○中島委員

でもその月の医療給付がその月まで必要だという方がいる場合には切っちゃったらその資格がないのかなというふうにも思いますよね。入院していてね、病院で亡くなると。ちょっと違うかもしれないですね。

○保険健康部長

保険の資格は、あくまで亡くなる時まではあります。ただ、保険料の負担というのは、喪失月の前の月までは徴収するという仕組みになってお

ります。

○中島委員

わかりました。優しいところがあるんですね。

それでね、次のところも新しい項目なんです。保険料の保留額、ほかの会計ではないんですが、保留額というのは何かということです。歳入歳出隣に書いてあって、この差額がちょうど保有額ってなってるなど確認しましたが、どういふこれは仕組みとして行われるのか教えてください。

○国保医療課長

保険料の保留額につきましては、前の還付額も一部関連してきます。年の途中で転出した方、そういう言葉悪いですけど、亡くなられた方がおみえになったときに、全くお金がないと還付ができませんので、保険料の一部を保留をしてこの還付の方に充てるというお金になります。

以上です。

○中島委員

広域連合とこちらと両方で仕組みがあると。だけど保険料の徴収は知立市が責任を持つと。だから全部あげないで少し取っておくと、で、還付に充てるということですね。今回のこの還付に充てたこれはさらに残りということなんですか。保留額は、さらに還付が出てきた場合のために取っておくということですか。この決算との関係でいうと。

○国保医療課長

平成20年度で歳入歳出の差が同額になります。この還付の保留額と。この保留額につきましては、平成21年度の補正の方と関連をいたしますけど、こちらの年度におきまして連合の方に納付するお金というふうになります。

以上でございます。

○中島委員

この米印で書いてあることですか。翌年度繰越金として広域連合の方へ返還するとね、そういう扱いになるということで、これはもう平成21年度の補正ですぐに納付すると、保険料だからという仕組みなんです。わかりました。

この制度が今後どうなるのかというふうい

とですけれども、多分自立支援法の廃止よりももっと複雑なものがあるかもしれないですね、この辺が複雑というその辺については、どのようにお考えなのか、廃止という問題についてね。本会議で少しありましたけど、今までに投資してきたお金が云々というのはね、この際、八ツ場ダムの投資に比べれば小さい。やっぱり制度に戻すこういうためにそこでの痛みというのは国民が与えられてきた痛みということを考えたら、それを前面に出すというのはやっぱりどうかと思いますので、どういう方向であるべきかということをやはり最大限で私は考えるべきだなと。あまり投資した、投資したといういろんな問題がありますよ。住基カードの投資はじゃあ何なのといういろんな投資がありますよね。効果どうだったのって。そういうことと私はダブらせるとね、やはり正しい方に方向を向けていくのならば、そのこのところについては、ある意味いた仕方ないし、それは補てんしてもらおう幾つかのものも国に対して要望すべきだと思いますけれども、その辺はどういうふうにお考えなのか、担当部長。

#### ○保険健康部長

この制度が廃止されたときの影響と言いますか、この制度ができた背景から考えますと、以前には老人保健制度というのがありまして、高齢者の方々の医療費をやっぱりこれも世代間の助け合いというそういった精神の中で費用を出し合って医療費を賄っておったという制度があったわけですが、その制度がどちらかと言いますと、被用者保険の身の丈に合った負担よりも大きな負担をしておったという、結局拠出金の額が多かったということで、被用者保険の保険者が非常に資金的に窮したと。

また、高齢者の医療制度もそれで行き詰まりをみせたということで国が新しい制度を考えただけですが、これも一朝一夕にできた制度ではなくて、随分昔から検討されてきて、検討に検討を重ねてきた制度なわけですが、これもやはり同じような世代間の助け合いというそういった理念のもとで若い世代から高齢者の方へ費用を賄

って、それで医療費を払っていくという制度です。

その背景には高齢者の方々の医療費が非常に高いというそういった背景があるわけですが、これを廃止した場合ですけれども、この高齢者の方々の医療費をだれが払うのかと、どういうぐあいに払うのかと、その点に行き着くだろうと思うわけですが、以前の老人保健というのは、さっき申し上げましたように、被用者保険の負担が非常に多かったということで行き詰ったという。今回はそういった例ではありませんけれども、政権がかわったということで、この制度を廃止することになるわけですが、いずれにしても、その高齢者の医療をどういうふうに支払っていくかという、その言ってみれば高齢者の方がある面では置き去りにされるところもあるのかなというふうに思うわけですが、それで、もしこれが廃止をされますと、聞くところによりますと、前の老人保健に戻すんじゃないくて、今の制度からまた新しい制度をつくるというようなことを担当される大臣の方は言っておられますので、恐らく老人保健に戻るとことは多分ないだろうと。

そうしますと、今のその後期高齢者制度というのを廃止というふうに言っておるわけですから、その75歳で区切るというそういったこともなくなるのかなというふうに思うわけですが、やっぱりそれを老人保健が始まる前のように、75歳以上の高齢者の方がすべて国保に戻ってこれるといことになりまして、国保は現状でも非常に財政難でありまして、また以前のように国保も非常に今まで以上に運営が厳しくなるというのでも我々国保の保険者は困りますので、国保の保険者を預かる者としましては、どういった形にせよ高齢者を抱える保険者なりの国庫負担を厚くしてもらおうとか、そういった財源措置をしっかりとってもらわない限りは医療保険の保険者としての体をなさない。要するに、医療の支払いはできないというぐあいになってしまいますので、廃止されて一番今、私が心配しているのは、その財政的な措置をどういうふうにしてくれるのかなと。制度



午後 7 時 25 分閉会

---

はいろいろこれから考えられるわけですが、結果的に国保に戻るにせよ、新しい制度になるのせよ、我々国保の負担がどうなるかということで、その辺を非常に心配をしておるところです。

○国保医療課長

先ほどの還付の件で出ました保険料はいつまで払うかということでございますけど、先ほど述べたとおり、転出だとか亡くなったときの前の月の分までで医療の方はその当日までということでございますので、よろしく願いいたします。

○中島委員

はい、わかりました。

○永井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

認定第 8 号について、挙手により採決します。

認定第 8 号は原案のとおり認定することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○永井委員長

挙手多数です。したがって、認定第 8 号 平成 20 年度知立市後期高齢者医療特別会計歳出歳出決算認定についての件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永井委員長

異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、市民福祉委員会を閉会します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

知立市議会市民福祉委員会

委員長